

# 新発田市 人権教育・啓発推進計画



新 発 田 市  
新発田市教育委員会



# 人権擁護都市宣言

日本国憲法と世界人権宣言にうたわれている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や国内のみならず国際社会においても緊急に解決しなければならぬ課題になっている。

よって、本市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見のない地域社会の構築が急務であることを認識し、すべての市民の人権が等しく保障され、差別のない明るいまちづくりをめざし、本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

平成九年三月二十六日

新 発 田 市

# 差別や偏見のない 地域社会の実現をめざして



日本国憲法は、法の下での平等、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしています。

しかし、我が国においては、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍の人等への差別や偏見、虐待や暴力といった人権課題があり、また、近年では、性的指向や性自認を理由とする差別やインターネット上での差別など新たな人権問題が発生しており、内容も多様化かつ複雑化してきています。

すべての人が、互いを尊重し、差別や偏見のない地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権を正しく理解し、人権尊重の高い意識を持つことが重要です。

新発田市では、1997年（平成9）3月、「人権擁護都市宣言」を行い、同年4月、人権啓発の拠点施設である「新発田市隣保館」を開館し、人権啓発事業、地域交流事業、相談事業などを実施してきました。そして、2013年（平成25）11月、市が人権課題の解決に取り組む姿勢を明らかにし、市民の皆様との協働によって差別のない明るいまちづくりの実現のため、「新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」を施行しました。

このたび、市の人権施策の基本となる「新発田市人権教育・啓発推進計画」を、社会情勢の変化や市民意識の変化、人権施策をめぐる動向などに対応させるため、これまでの成果と課題を踏まえて見直し、改定を行いました。

この計画に沿って人権が尊重される社会の実現に向け、すべての市民、関係機関・団体の皆様のご理解とご協力を賜りながら、人権のまちづくりに取り組んで参りますので一層のご支援とご協力をお願いする次第です。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました「新発田市人権のまちづくり審議会」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

2024年（令和6年）3月

新発田市長 **二階堂馨**

# すべての人の人権が尊重される 地域社会づくりをめざして



新発田市教育委員会では、「人権感覚を高める『人権教育、同和教育』」を学校教育の重要な柱と位置付けております。「人権教育、同和教育」の推進のため、学校では、「かかわる同和教育」の実践や人権が尊重される学級経営や学校づくり、そして、一人一人の個性や多様性を認め合い、自他の人権を守る行動力の育成を図る授業づくりに取り組んでいます。

さて、こうした取組を推進していく上で大切なことは、何でしょうか。私は、やはり「自分事」として考えることだと思います。「自分事」という言葉はよく聞かれますが、実際に自分の課題として考えていくことは、それほど簡単なことではありません。「無知が差別を生み出す」とも言われるとおり、まず、同和問題をはじめとしたあらゆる差別問題について関心を持ち、学び、正しく理解することが必要です。差別の現実に関心を持ち、自分がどの立ち位置にいるのかをしっかりと見つめ、考えていくこと。その中で、自分の差別性に気付くことになるかもしれません。人権教育、同和教育を進めていく中で、私たち一人ひとりが自分の心にしっかりと向き合い、どんな状況であっても差別をしない、差別を許さない心で行動していくことができるよう、学校、園、家庭、地域などが連携し、取り組んでいくことが重要です。

近年のインターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も生じていることなども踏まえ、今回、「新発田市人権教育・啓発推進計画」を改定しました。すべての人の人権が尊重される地域社会をめざして、市民、関係機関・団体の皆様と共に、人権教育、同和教育の推進に取り組んで参りますので、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました「新発田市人権のまちづくり審議会」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

2024年（令和6年）3月

新発田市教育長 **工藤 ひとし**

# 目次

## Contents

<b>第1章 推進計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 人権問題をめぐる情勢 .....	1
2 新発田市の人権・同和行政 .....	4
3 計画策定の趣旨 .....	5
4 計画の性格 .....	5
5 計画の基本目標 .....	6
6 計画の構成と期間 .....	6
7 計画の推進に向けて .....	6
<b>第2章 人権擁護の確立</b> .....	<b>7</b>
第1節 個人情報の保護 .....	7
第2節 人権侵害の救済と人権擁護 .....	9
<b>第3章 部落差別問題（同和問題）の早急な解決を図るために</b> .....	<b>11</b>
第1節 人権擁護の確立 .....	13
第2節 人権啓発・同和教育の推進 .....	14
1 人権啓発・社会同和教育の推進 .....	14
2 就学前における人権・同和教育（保育）の推進 .....	16
3 学校教育における人権・同和教育の推進 .....	17
第3節 社会福祉の充実と生活環境の改善 .....	19
第4節 雇用の促進と就労の安定 .....	20
第5節 隣保館 .....	21
<b>第4章 男女共同参画社会の実現</b> .....	<b>23</b>
第1節 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり .....	23
第2節 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり .....	24
第3節 女性が活躍できる社会づくり .....	25
第4節 男女がともに安心して暮らせるまちづくり .....	26

<b>第5章</b>	<b>子どもの人権尊重</b> .....	<b>28</b>
第1節	子どもの人権擁護 .....	29
第2節	人権教育・啓発の推進 .....	31
<b>第6章</b>	<b>高齢者の社会参画の推進と人権尊重</b> .....	<b>33</b>
第1節	高齢者の人権擁護 .....	35
第2節	人権教育・啓発の推進 .....	35
第3節	社会参画の推進 .....	36
<b>第7章</b>	<b>障がいのある人の自立と社会参画の実現</b> .....	<b>37</b>
第1節	障がいのある人に対する差別の禁止と人権侵害からの救済 .....	39
第2節	人権教育・啓発の推進 .....	40
第3節	環境の整備と就労の確保 .....	41
第4節	保健・医療・福祉の充実 .....	42
<b>第8章</b>	<b>外国籍や外国にルーツのある人の人権尊重</b> .....	<b>43</b>
第1節	外国籍や外国にルーツのある人の人権擁護 .....	45
第2節	外国籍や外国にルーツのある子どもの教育の推進 .....	45
第3節	人権教育・啓発の推進 .....	45
第4節	社会参画の推進 .....	46
<b>第9章</b>	<b>さまざまな人権問題の解決を図るために</b> .....	<b>47</b>
第1節	さまざまな人権問題への相談体制の整備 .....	51
第2節	さまざまな人権問題への教育・啓発の推進 .....	51
<b>第10章</b>	<b>さまざまな職業分野への人権啓発・研修等の推進</b> .....	<b>53</b>
<b>参考資料</b>	.....	<b>54</b>

# 第1章 推進計画の概要

## 1 人権問題をめぐる情勢

### (1) 国際的潮流

20世紀の二度にわたる悲惨な世界大戦を経験した世界の人々は、「平和」と「人権」がいかにかけがえのないものであるかを学びました。そして、国際平和やあらゆる国家間の友好関係の発展とともに、人権と基本的自由を奨励するための国際協力を願って、1945年（昭和20）10月、国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。1948年（昭和23）12月10日、国連は、第3回総会において、人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」を採択しました。

第1条では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」第2条では、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と明記されています。世界人権宣言は、さまざまな国際会議の決議などに用いられ、世界各国に強い影響力を及ぼしています。

この宣言で規定された権利に法的拘束力を持たせ、国際的な人権保障の実効性を高めるために、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）の二つの「国際人権規約」（1966年（昭和41））を採択しました。

このほかにも、国連では「人種差別撤廃条約」（1965年（昭和40））「女子差別撤廃条約」（1979年（昭和54））「児童の権利に関する条約」（1989年（平成元））など多くの人権に関する条約を採択しています。

また、国連では、こうした条約などの採択だけではなく「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」、「世界の先住民の国際年」、「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」など重要なテーマごとに国際年を定め、人権が尊重される国際社会の実現を目指した取組を進めてきました。

世界人権宣言45周年となる1993年（平成5）、ウィーンで「第2回世界人権会議」が開催されました。この会議では、女性、子ども、障がいのある人、先住民族、マイノリティー（少数者集団）などの人権擁護を強調し、すべての人権は、普遍的かつ不可分で、相互に関連しており、人権問題を検討する際に、普遍性・客観性・非選択性を確保することの重要性を承認した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、「人権教育のための国連10年」の必要性が提起されました。これを受けて、1994年（平成6）第49回国連総会において、1995年（平成7）から2004年（平成16）の10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、「お互いの人権を認め合うことは、特別なことでなく、日常の中で、人間として当たり前のことである」とする、いわゆる「人権という普遍的文化の創造」を宣言し、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

「人権教育のための国連10年」の最終年を迎えた2004年（平成16）には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年（平成17）から「人権教



育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を「人権の世紀」にするための取組を更に推進しています。

また、2015年（平成27）の国連サミットにおいて、より良い社会の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、環境問題や差別、貧困、人権問題といった課題を、世界が一丸となって解決していくことを確認しました。2030年を達成年限とし、17の共通目標を掲げ、「誰一人取り残さない社会」に向けた取組を進めています。

しかし、これらの取組にもかかわらず、民族や宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害に起因する地域紛争が多発し、難民や避難民の発生、飢餓、貧困、環境破壊など深刻な人権問題が表面化しています。

2022年（令和4）2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、イスラエルとパレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスとの軍事衝突など、世界各地において多くの命や人権が奪われるとともに、核兵器による威嚇や各国における軍事力拡大に向けた動きなど、日本を取り巻く国際社会は不安定な状況となっています。

## (2) 国における取組

我が国では、1947年（昭和22）に「国民主権」、「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行されました。そして、この憲法が保障する基本的人権の確立と擁護を図るため、「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が制定されるとともに、各種施策が実施されてきました。

また、人権尊重の潮流が国際的に進展する中で、国際社会の一員として、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を締結し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

このような国際社会及び日本国内の人権問題をめぐる潮流の中で、1995年（平成7）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9）7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

この国内行動計画には、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に……」と謳われ、さまざまな施策が実施され、現在に至っています。

国は、人権教育を推進するにあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・部落差別問題（同和問題）など9つの重要課題を掲げ、人権への意識を高め、理解を深めるための取組を積極的に行うこととしています。

我が国固有の人権問題である部落差別問題については、1965年（昭和40）、「同和对策審議会答申」の中で「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である」と規定した上で、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に、国民的課題である」とし、国において具体的な解決の方向性を明らかにしたことを受けて、約33年間特別措置法に基づく各種施策が推進されてきました。

1996年（平成8）5月、地域改善対策協議会は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」（以下「地对協意見具申」という。）の中で、今後の主要な課題は、教育、就労、産業面でなお存在している格差の是正などのほか、「依然として存在している差別意識の解消」であるとの指摘がなされ、「部落差別が存在するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」、差別意識の解消を図るにあたっては、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重してい

くための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきである。」と提言しました。

この提言を受け、今後の具体的な方策を検討するために、1997年（平成9）3月、「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置され、1999年（平成11）7月、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」の答申が取りまとめられました。

この答申を受けて、2000年（平成12）12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、その中で人権教育・啓発の理念、人権教育・啓発の推進についての国及び地方公共団体の責務並びに国民の責務が明記されました。

同法に基づき、2002年（平成14）3月、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、政府はこの基本計画により、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することになりました。

しかし、差別意識は依然として解消されておらず、近年は情報化の進展に伴ってインターネット上に差別的な書き込みがされるなど、部落差別がますます悪質化し、拡散されるようになりました。

そういった背景から、2016年（平成28）国は、「現在もなお部落差別は存在する」と部落差別の存在を初めて法律で明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を制定しました。

また、同年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」も制定されるなど、国の人権政策も、大きな前進が図られています。

その他、近年は、以下のような個別の人権課題の解決に向けた法整備も進められています。

1999年（平成11）「男女共同参画社会基本法」

2000年（平成12）「児童虐待の防止等に関する法律」

2001年（平成13）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

2001年（平成13）「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」

2002年（平成14）「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

2003年（平成15）「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」

2004年（平成16）「犯罪被害者等基本法」

2005年（平成17）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

2008年（平成20）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

2008年（平成20）「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」

2009年（平成21）「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」

2011年（平成23）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

2013年（平成25）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2013年（平成25）「いじめ防止対策推進法」

2016年（平成28）「部落差別の解消の推進に関する法律」

2016年（平成28）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

2019年（令和元年）「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」

2023年（令和5年）「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）

### (3) 県における取組

県では、1970年（昭和45）に庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して、部落差別問題の解決のための各種施策を行ってきました。

また、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画を立て、それぞれの人権に配慮した施策を実施しています。

1999年（平成11）福祉保健課に人権啓発室が設置され、2000年（平成12）「人権教育・啓発推進法」が施行されたことに伴い、2004年（平成16）4月に策定された「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」に基づき具体的施策の総合的な推進を図っており、同年5月には、「新潟県同和対策連絡会議」を「新潟県人権施策推進会議」と改称しています。

この指針の中で「市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある。」と明記されています。

また、地域の人権課題として、2009年（平成21）「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、新潟水俣病患者の福祉の増進、理解を深め偏見や中傷をなくすための教育・啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的にさまざまな施策を行っています。

## 2 新発田市の人権・同和行政

当市では、部落差別問題への取組を契機に、その早期解決をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、個人の尊厳と法の下での平等という普遍的な視点から取組を進めてきました。

しかし、部落差別問題をはじめ、女性差別、子どもへのいじめや虐待、高齢者や障がいのある人、外国籍や外国にルーツのある人への差別など、未だ多くの人権問題があります。

近年では、インターネット上における差別的な表現、公的機関や事業所などからの個人情報の漏えい、在日外国人や被差別部落などに対するヘイトスピーチ（特定の民族や団体への憎悪表現）、不正な手段を用いて住民票の写しや戸籍謄本などを入手する事例など、新たな人権課題も表面化しており、内容も悪質かつ見えにくいものも増えてきています。

当市は、1997年（平成9）3月、「人権擁護都市」を宣言し、同年4月には人権啓発の拠点施設として、「新発田市隣保館」を開館しました。2012年（平成24）4月、市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」の基本目標「市民活動・行政活動」の中に「人権」、「同和行政・同和教育」、「男女共同参画」を掲げ、すべての市民の人権が等しく保障され、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見のない明るいまちづくりのため施策を展開しています。

2013年（平成25）には、「新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」（以下「人権条例」という。）を制定しました。この条例は、さまざまな人権課題の解決に向け市の姿勢を明らかにし、市をあげて、差別のない明るいまちづくりの実現をめざすものです。

また、同年10月、住民票の写しなどの第三者交付に係る事前登録型本人通知制度を上越市に続いて県内で2番目に導入しました。この制度により、住民票の写しなどの不正請求や不正取得をなくすことをめざすものです。

庁内全体に関わる連絡調整機関として1993年（平成5）に同和対策委員会を設置し、1999年（平成11）人権対策委員会と名称を改め現在に至っています。差別事件など緊急な案件が発生した場合は、緊急人権対策委員会を招集し対応を協議してきました。

加えて、2008年（平成20）に「新発田市人権啓発推進計画」「しばた男女共同参画推進プラン」庁内推進員を設け、両計画の円滑な推進を図るとともに、2009年（平成21）からは両計画の「実施計画」を策定しています。

人権擁護の取組として、人権擁護委員と連携した各種人権相談や新潟県弁護士会と連携した無料弁護士相談を実施しています。

市民啓発事業として、隣保館事業をはじめ、1996年（平成8）から実施している新発田市人権フェスティバルを中心に、公民館事業の高齢者学級と連携した人権啓発講座、保護者を対象にした同和問題PTA講座、人権啓発資料の全戸配付などを通じて市民啓発に努めてきました。

人権問題を総合的かつ具体的にとらえるとともに、人権問題は身近な生活と深く関わっていること、さらにその解決は市民の主体的なかかわりなしでは進まないことから、啓発活動の一層の充実が重要です。

部落差別問題をはじめとする人権問題への取組は、一定の成果と広がりをつくりあげてきましたが、一方では、部落差別問題に対する理解は「他人事」としてとどまる場合も多く、必ずしも積極的理解や行動につながらず、自らの生き方の問題として受け止められるまでに至っていないということが市民意識調査などから明らかになっています。

関係機関・団体と連携、協力し、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点と、それぞれの人権問題の解決という個別的な視点の両面から、人権のまちづくりに向けた取組を進めます。

### 3 計画策定の趣旨

国連では、「世界人権宣言」の採択をはじめ、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、さまざまな取組がなされてきました。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を制定し、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の推進に努めていますが、依然として部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍の人などへの差別や偏見が存在しています。

当市では、「人権教育・啓発推進法」における人権教育及び人権啓発に関する地方公共団体の責務に基づき、「新発田市人権擁護推進計画」を策定し、また、2008年（平成20）4月には、新たに「新発田市人権啓発推進計画」を策定しました。さらに、人権教育及び啓発の重要性に鑑み、人権施策の新たな指針として、2014年（平成26）に名称を「新発田市人権教育・啓発推進計画」と改め、施策を推進してきました。

2017年（平成29）の「人権問題に関する市民意識調査」からは、15歳以上19歳以下の10代も調査対象としました。その結果、8割強の10代が、はじめて部落問題を知ったきっかけとして「学校の授業で教わった」と回答している一方で、約3割の10代は、いわゆる「寝た子をおこすな」意識を容認しているなど、人権・同和教育の成果と課題が明らかとなりました。

本計画も、改定から5年が経過し、社会情勢の変化や市民の意識の変化に対応し、必要な見直しを行い、引き続き人権教育及び啓発を推進するため、「新発田市人権教育・啓発推進計画」を改訂するものです。

改訂にあたっては、市が、原案を作成し、その原案と市民などから寄せられたパブリックコメント（意見公募手続き）をもとに、「人権条例」で設置した「新発田市人権のまちづくり審議会」に諮り、協議を重ねたものです。

### 4 計画の性格

この計画は、これまでの当市における人権施策の成果と課題を踏まえ、「新発田市まちづくり総合計画」、「人権条例」、「人権擁護都市宣言」のもと、人権のまちづくりに向け、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための諸施策を効果的、効率的に推進することを目的とした推進計画です。

## 5 計画の基本目標

この計画に基づいて諸施策を実施することによって、市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、市民の基本的人権の尊重をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、次のことを柱に施策を推進します。

- (1) 一人ひとりの人権を尊重することのできる地域社会の形成を推進する。
- (2) 人権侵害の被害者に関する救済と問題を解消する。
- (3) 部落差別問題への正しい理解と認識を得て、部落差別を解消するため同和行政、同和教育を推進する。
- (4) 男女共同参画の啓発を行い、家庭、地域、職場での性別による固定的な役割分担意識を解消し、政策、方針決定の場への女性の参画を促進する。

## 6 計画の構成と期間

この計画は、次の10章により構成します。

第1章 推進計画の概要

第2章 人権擁護の確立

第3章 部落差別問題（同和問題）の早急な解決を図るために

第4章 男女共同参画社会の実現

第5章 子どもの人権尊重

第6章 高齢者の社会参画の推進と人権尊重

第7章 障がいのある人の自立と社会参画の実現

第8章 外国籍や外国にルーツのある人の人権尊重

第9章 さまざまな人権問題の解決を図るために

第10章 さまざまな職業分野への人権啓発・研修等の推進

計画の期間は、2024年度（令和6）からの計画とし、2028年度（令和10）までの5か年とします。以降については、「新発田市まちづくり総合計画」を踏まえ、評価、点検を行った上で見直しを行います。

## 7 計画の推進に向けて

この計画は、「新発田市まちづくり総合計画」、「人権条例」、「人権擁護都市宣言」のもと、部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた諸施策を市政の重要な施策として位置付け、市民一人ひとりの課題の解決に向け積極的に推進します。

この計画の推進にあたっては、市民をはじめ国・県など関係機関や団体、事業所などとの連携・協力を図りながら、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

## 第2章 人権擁護の確立

### 現状と課題

通信技術の高度化による情報社会の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能にしました。このことは、個人に関する情報にも及び、私たちの生活に利便性をもたらす反面、さまざまな個人情報個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集され、悪質な例では商品化されるなど、個人の権利や利益が侵害される事態が発生しています。

特に、今日の情報社会を支えるインターネットをめぐっては、犯罪や自殺（自死）などの誘発、発信者の匿名性や情報の発信が極めて容易であることを利用して、特定の個人や団体などを誹謗中傷したり、差別を助長する表現をしたりすることによって人権にかかわる問題が多数発生しています。このように、情報社会は、一人ひとりの人権に大変な脅威ともなります。

人権擁護のため、人権擁護委員は、人権相談を受け、問題解決の手助けをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

国では、人権侵害の救済と人権擁護の確立のため、人権侵害の被害者の救済に関する施策として、人権救済機関の設置が検討されましたが、制度化には至っていません。

### 第1節 個人情報の保護

個人情報は、国や地方公共団体といった公的機関のみならず、銀行、信販会社をはじめ、多くの事業所によって、収集・蓄積・管理・利用されています。

こうした情報が漏えいするといった事件も発生しており、その結果、プライバシーを侵害された場合、それを回復することが不可能な場合もあります。

この現状を踏まえ、本市では、1999年（平成11）に「新発田市個人情報保護条例」を施行し、日本国憲法で明記されている「個人の尊厳」と「基本的人権」の保障という基本姿勢に立ち、市民の個人情報に関する権利や利益の保護に努めています。なかでも、住民基本台帳ネットワークシステムが導入されている現在において、市民一人ひとりのプライバシーは徹底した保護が必要です。

部落差別問題では、全国で身元調査や「同和地区問合せ」などが相次いでおり、このような人権侵害につながる行為が現実にあることを踏まえ、市民一人ひとりのプライバシーの保護や基本的人権の保障を図っていかねばなりません。

また、2011年（平成23）に発覚した東京都内の法務事務所をはじめとする戸籍謄本や住民票の写しの不正取得事件（いわゆる「プライム事件」）では、不正取得された戸籍などの情報は1万件を超え、そのうち、新潟県内では270件以上、新発田市でも3件の不正取得が行われました。また、2021年（令和3年）にも、栃木県の行政書士による戸籍謄本等の不正取得事件があり、新発田市民の個人情報4件が取得されました。

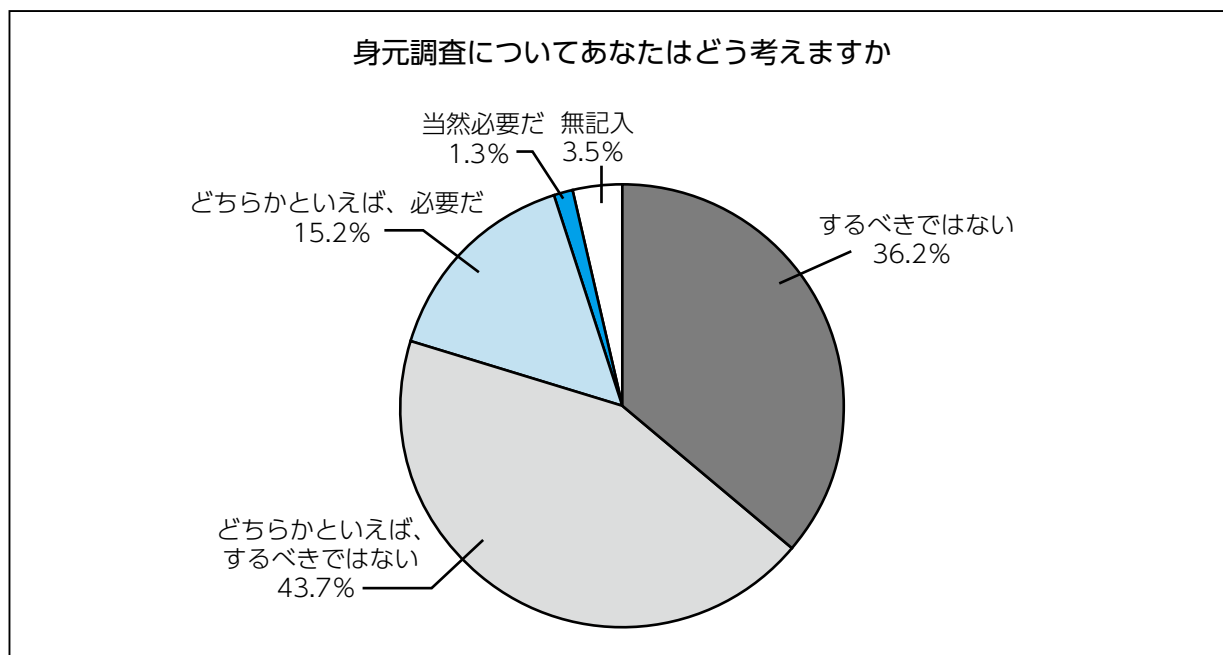
本市では、不正な請求や取得を防止するため、2013年（平成25）10月、住民票の写しなどの第三者交付に係る事前登録型本人通知制度を導入しました（2024年（令和6年）2月末現在の登録者数は1,535人）。現在では、新潟県内全市町村が本人通知制度を導入しています。

こうした動きがある一方、2014年（平成26）と2023年（令和5）には新潟県職員による「公用」と偽った戸籍謄本等の不正取得事件が、発覚しました。

2022年（令和4）の「人権問題に関する市民意識調査」では、「身元調査についてどう考えるか」について、「すべきではない」36.2%、「どちらかといえば、すべきではない」43.7%に対して、「どちらかといえば、必要だ」15.2%、「当然必要だ」1.3%となっています。

「住民票の写し等に係る本人通知制度」について、「知らない」72.3%、「知っているが登録していない」18.8%となっており、前回（2017年）調査と比較しても市民の認知が進んでいない状況です。

今後も、身元調査は、重大な人権侵害につながることをしっかり啓発するとともに、本人通知制度の更なる周知及び登録者を増やしていく取組が必要です。



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

### 施策の推進

#### (1) 新発田市個人情報保護条例の適正運用

市民の基本的な人権の保障を図るため、思想、信条及び宗教に関する事項をはじめ、人種及び社会的差別の原因となる社会的身分などに関する事項や市民の個人の秘密を侵害する恐れがあると認められる事項などについて情報の収集を原則禁止するとともに、市が保有する個人情報の保護と、自己に関する情報の本人開示、訂正、削除、目的外利用などの中止に係る請求権を保障します。

#### (2) 新発田市情報公開条例の適正運用

個人情報がみだりに開示されないよう十分配慮をします。

#### (3) 戸籍謄本等の不正取得の防止

戸籍謄本等の不正な請求や取得を防止するため、第三者交付に係る本人通知制度をより一層周知し、人権尊重に努めるとともに、個人の権利侵害の防止に努めます。

#### (4) 市職員の資質の向上

身元調査をはじめ、人権侵害につながる行為の差別性を見抜き、的確に対応できるよう職員の資質の向上に努めます。

#### (5) 民間事業所への啓発

- ① 民間事業所が保有する市民の個人情報が適正に取り扱われるよう啓発を進めます。
- ② 市民から問題提起がなされた場合の対応について、調査、検討を行的確な対応に努めます。

## 第2節 人権侵害の救済と人権擁護

1997年(平成9)3月に施行された「人権擁護施策推進法」により設置された「人権擁護推進協議会」は、法務大臣から諮問された「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」(諮問第2号)を調査審議し、2001年(平成13)5月に答申を出しました。

この答申では、人権侵害の被害者の救済に関する施策をより充実させるという観点から、「簡易・迅速・柔軟な救済を行うのに適した人権救済制度を整備する」ことが必要であり、実効性が高く、強制力と政府からの独立性を有する「人権救済機関」の整備を提言しました。

続いて、2001年(平成13)12月、諮問第2号に対する追加答申である「人権擁護委員制度の改革について」を法務大臣に提出しました。

これを受け、国は、人権救済及び人権啓発の措置を講ずることにより、人権擁護の施策を総合的に推進し、もって、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする「人権擁護法案」を2002年(平成14)3月の第154回国会に提出し、3会期連続で審議されましたが、2003年(平成15)10月、衆議院解散によって廃案となりました。

その後も、法案の再提出を目指しましたが、政府機関からの独立性が確保されていないことや、人権委員会の設置が中央のみであること、報道の自由の侵害などさまざまな問題が各方面から指摘され、再提出されることはありませんでした。

2009年(平成21)9月に誕生した民主党政権では、人権侵害救済機関の設置を検討し、2012年(平成24)11月、第181回国会に「人権委員会設置法案」及び「人権擁護委員法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出しましたが、同月16日衆議院解散によって廃案となりました。

当市では、部落解放・人権政策確立要求新発田市実行委員会などの人権団体と協力し、人権侵害の救済に真に実効性のある法律の制定を目指しています。

新発田市議会では、2005年(平成17)3月定例会において「人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書」が賛成多数で採択され、2012年(平成24)2月定例会では、「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」が全会一致で採択されました。

2022年(令和4)の「人権問題に関する市民意識調査」では、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人は34.5%で、人権侵害されたときの相談相手については、「友人・知人」34.6%、「家族」33.8%と身近な人に相談すると回答した人が圧倒的に多く、公的機関へ相談すると回答した人は、「法務局・人権擁護委員」1.9%、「都道府県の相談機関」0.8%、「市町村役場」1.5%、という結果でした。人権が侵害されたと思ったことのある人の多くは公的機関に相談していないことが明らかになりました。このことは、人権侵害を受けた人が気軽に利用できる相談体制の確立が重要課題であることを示しています。

「人権条例」第4条では、人権侵害行為への措置として「市は、市民の関わる人権侵害行為があったと相当程度認められるときは、当該関係する市民に対し、人権侵害の救済その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定していることから、市は、関係機関・団体と協力しながら、人権侵害の救済に必要な指導や助言、人権啓発を行います。

部落差別問題では、差別意識から行われている身元調査による結婚差別や就職差別など数多くの事件が全国で明らかになっています。

1993年(平成5)に行われた「同和地区実態把握等調査」では、同和地区の人であるということで日常生活や職場での人権侵害があると答えた人が33.2%。そして、これらの差別は結婚時における差別が24.2%と一番多く、次いで日常地域の生活23.6%、職場や職業上のつきあいが21.2%となっ



ており、就職時における差別も6.8%となっています。

部落差別問題のほか、インターネット上の誹謗中傷、児童の虐待に関する相談は年々増加の傾向にあるほか、高齢者や障がいのある人への虐待、配偶者などからの暴力、自殺（自死）者の増加なども深刻化しています。

このような現状を踏まえ、各関係機関、団体との連携を図りながら、相談体制の充実と被害者への救済対策によって人権擁護の体制の確立に努めるとともに人権啓発を推進します。

### 施策の推進

#### (1) 相談体制の充実

法務局、人権擁護委員をはじめ、関係機関、関係団体と連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

#### (2) 相談窓口の周知

人権相談の窓口について、広報紙やホームページ、エフエム放送、人権啓発資料をはじめ、あらゆる機会を通じて市民への周知を図ります。

#### (3) 人権侵害行為への措置

人権侵害行為の速やかな解決を図るため、プライバシーを保護すること及び人権侵害を受けた人の立場で考えることを基本に、対応については、庁内の連携をはじめ、関係機関・団体と協力しながら、被害者と加害者双方に必要な指導、助言、人権啓発を行います。

#### (4) 人権啓発の推進

差別は重大な人権侵害であり、人権尊重意識の高揚を図るため、市民をはじめ、関係機関・団体、民間事業所などへの啓発活動の充実に努めます。

## 第3章 部落差別問題（同和問題）の早急な解決を図るために

### 現状と課題

部落差別問題（同和問題）の取組については、1976年（昭和51）に国の実態調査を受け、同和地区の指定を行いました。しかし、住吉教育集会所の建設と運営に至る経過の中で、部落差別問題への認識の不足と同時に、同和行政、同和教育の不十分さが明らかになりました。このことを契機に部落差別問題の解決を重要課題と位置付け、1979年（昭和54）に社会福祉事務所に同和対策担当窓口を設置し、翌年には、教育委員会に部落差別問題を担当する社会教育指導員を配置するなど、同和行政、同和教育の推進に向けて具体的な取組を開始しました。

1995年（平成7）には総合窓口として人権対策室を設置。1998年（平成10）に女性政策係との統合を経て、2001年（平成13）総務課人権擁護室から独立して人権擁護課となり、2005年（平成17）5月から人権啓発課と課名を変更しました。

同和行政を推進する上での庁内全部局に関わる連絡調整機関として1993年（平成5）に設置した同和対策委員会は、1999年（平成11）人権対策委員会と名称を改め現在に至っています。差別事件など緊急な案件が発生した場合は、当事者も含めた緊急人権対策委員会を招集し対応を協議しています。

被差別部落の住環境については、一定の改善を見たものの、狭隘な道路や密集した住宅環境などがあることから、その改善について地域住民と話し合いを行います。

また、社会福祉の充実、雇用の促進などについても、特別対策が終了した現在、一般対策の中で最重要課題と位置付け、国や県の施策・制度の活用を図りながら、人権の視点に立ったまちづくりに向け施策を推進します。

2022年（令和4）の「人権問題に関する市民意識調査」では、部落差別問題への偏見や誤った認識が根深く存在していることが明らかになっており、部落差別問題の早期解決に向けた市民啓発や同和教育が重要な課題となっています。

部落差別が現存する実態を踏まえ、部落差別問題について正しい理解と認識を得ることができるよう、その取組を充実していくと同時に、実態的差別と心理的差別の解消に向けて、人権啓発の拠点施設として1997年（平成9）に開館した隣保館を中心に各種事業を推進します。

隣保館については、1996年（平成8）の「地対協意見具申」において示された役割に基づき、これまで積み上げてきた成果を踏まえながら、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、さらなる人権啓発に努めます。阪神・淡路大震災で隣保館が大きな役割を果たした経過や東日本大震災の経験を踏まえ、災害時や日頃の地区住民の安否確認や災害時の地域拠点としての役割などの一翼を担っていく必要があります。

人々の誤った部落差別問題の認識に乘じ、高価な書籍を売りつけるなど部落差別問題を口実にした「えせ同和行為」については、問題の解決のために真剣に取り組んできた多くの関係者の努力の成果を損ねるだけでなく、問題解決を著しく妨害する悪質な行為として、関係行政機関、民間事業所及び団体などと密接に連携し、その排除に努めていかなければなりません。

教育委員会では、1980年（昭和55）に社会教育指導員を配置し、翌年に「同和教育基本方針」を定めました。1982年（昭和57）に、教育委員会の附属機関として「同和教育推進協議会」を設置するとともに、同和教育推進加配教員（現：児童生徒支援加配教員）の配置をはじめ、同和教育の推進体制を整えてきました。

現在、市内全小・中学校に「同和教育主任」が置かれ、各校における「同和教育全体計画」の立案をはじめ、同和教育推進の中心的役割を果たしています。

1992年(平成4)から、小・中学校を教育委員会指定の同和教育研究校(2箇年。毎年1校を新規指定)とし、授業研究や研究発表会などを行うことにより、各校における取組の格差を是正し、市内全域での同和教育の推進を図っています。

1996年(平成8)から実施している「同和問題PTA講座」(1993年(平成5)から1995年(平成7)までは「同和問題講座」)は、学校での部落問題学習と並行して、小・中学校の保護者を対象に啓発を行い、学校同和教育の意義を伝えるとともに、部落差別問題への正しい理解と認識を得ることを目的としています。

1996年(平成8)から開催している「保・幼・小・中・高同和教育連絡会」では、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた同和教育のあり方について考え、情報交換を行うとともに、市内での一貫した同和教育の推進を目的としています。

2009年(平成21)12月、「新発田市同和教育研究協議会」が発足し、教育委員会は事務局として参画しています。また、本協議会は2015年(平成27)からは新発田市同和教育研究集会を毎年開催しており、学校や家庭・地域への同和教育の推進を図っています。教育委員会は事務局として参画しており、保・幼・小・中・高の授業実践の相互交流をはじめ、同和教育の連携が深まってきており、今後さらに発展させていく必要があります。

2011年(平成23)から「新発田市学校教育の指針」の中で、特に重要な事業を「新発田市の特色ある教育」と位置付け、「人権感覚を高める『人権教育、同和教育』」を推進しています。

被差別部落において、高校進学率は他と比較し同等の数字を示すようになりました。これには、特別対策に基づく奨学金(修学資金貸付金)が大きな役割を果たしてきました。しかし、大学などへの進学率は低い状態が続いています。これは、低所得者層が圧倒的に多いという生活実態が主な原因と考えられます。大学などへの進学率の向上は、生活や経済の向上と表裏一体の関係であると考えられます。

いまだ厳しい差別実態がある中で、被差別部落の子どもたちの学力保障、進路保障を推進していくことが大きな課題となっています。隣保館では、小学生、中学生、高校生への学習教室を実施していますが、学力保障、進路保障の充実に向け、家庭環境や学習環境を考慮し、個別にかかわり、学習支援をしていきながら、家庭と学校、行政との連携を深める必要があります。

以上のように、同和行政、同和教育を推進してきたところですが、1992年(平成4)結婚差別事件、1994年(平成6)JR西新発田駅差別落書事件などの差別事件が発生しました。これらの差別事件で、部落差別問題の解決に向けた展望や取組の深まりが不十分であったことなど、この間の同和行政・同和教育の施策が内包していた様々な問題点が明らかになりました。2013年(平成25)8月、新発田市役所に被差別部落を電話で問い合わせる事例も発生していることから、市民一人ひとりが部落差別を解決しなければならない身近な問題として受け止められるよう市民啓発や同和教育を進めます。

1981年(昭和56)の結婚差別を契機として結成された運動団体の部落差別解消への切実な思いと積極的な活動の展開は、1986年(昭和61)の部落解放基本法制定要求新発田市実行委員会(現在の部落解放・人権政策確立要求新発田市実行委員会)の結成につながり市民的な広がりをつくり出しました。

市議会においては、「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律に対する付帯決議の意見書」や「部落解放基本法制定に関する意見書」の採択など、部落差別問題の解決に向けた意見書が採択されました。1997年(平成9)「人権擁護都市宣言」の意見書採択を経て「差別のない明るいまちづくりをめざしている新発田市民の総意に基づいて、ここに『人権擁護都市宣言』を行う」との議会決議がなされました。

その後も、2005年(平成17)、「人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書」が採択され、2012年(平成24)、「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」は全会一致で採択されています。

2002年（平成14）3月、特別対策が終了し、事業が一般対策へと移行しました。しかし、その後もインターネットを悪用した差別的情報の発信や戸籍謄本等不正取得事件、「全国部落調査」復刻版出版事件など、部落差別問題そのものが解決したわけではなく、その早急な解決はこれまで大きな課題とされてきました。

当市では、そのような事態を重く受け止め、2022年（令和4）2月の市議会定例会において、「インターネット上の人権侵害事件に対し速やかな措置を求める意見書」を全会一致で決議し、国へ提出したほか、市長、教育長と市議会議長の三者で法務局を訪れ、法務局新発田支局長に直接、インターネット上の部落差別に関する動画等の削除を要請しました。

2016年（平成28）に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、部落差別の存在を法律で初めて認知し、部落差別は許されないものであると規定しました。この法律により、国及び地方公共団体には、部落差別の解消に関する施策を講じること、相談体制の充実を図ること、必要な教育及び啓発を行う責務があることが明記されました。

部落差別のない社会を実現するため、市には施策を実施していく主体的姿勢が求められていると同時に、部落差別による人権侵害を受けた人に対する救済に向けた取組も求められています。

## 第1節 人権擁護の確立

部落差別は、就職や結婚の時だけに現われるものではありません。学校や職場、近所づきあいなど、生活の様々な場面で差別事件・事象が起きます。

2005年（平成17）の「同和地区生活実態調査」では、34.4%の人が日常生活や職場での人権侵害があったと回答しています。

2022年（令和4）の「人権問題に関する市民意識調査」によると、「あなたが日頃親しく付き合っている人が、被差別部落の人とわかった場合、あなたはどうしますか」という設問に、「表面的にはつき合うが、できるだけつき合うことを避けていく」とする人と、「つき合いはやめてしまう」とする人の割合は、合わせて4.4%でした。これは、前回調査（2017年調査）とほぼ変わらない数値であり、こうした考えを持つ人たちがいまだ存在することについて、課題として受け止めなければなりません。

偏見や差別意識をなくすためには、家庭、学校、事業所、地域など、あらゆる場で部落差別の解消に向けた人権啓発・同和教育を行い、正しい理解を求めていかなければなりません。

差別事件・事象は人権侵害であり、被害者の救済が図られる相談体制の充実が何よりも必要であると同時に、加害者へ理解を求め、認識を改めてもらうこと、また、なぜそのような差別が生じたのかという社会的背景をはっきりさせていくことが大切です。

また、差別事件・事象は、最悪の場合、命が奪われることを考え、特に被害者に対し、庁内関係課及び関係機関・団体などが早急に対応しなければなりません。

「人権条例」第4条では、人権侵害行為への措置として「市は、市民の関わる人権侵害行為があったと相当程度認められるときは、当該関係する市民に対し、人権侵害の救済その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、関係機関・関係団体と協力しながら、被害者と加害者双方に人権侵害の救済に必要な指導や助言、人権啓発を行います。

### 施策の推進

#### (1) 相談体制の充実

隣保館などにおいて、さまざまな人権問題に関する相談に対応できるよう、職員研修等を通じ、

相談体制の充実を図ります。

## (2) 相談窓口の周知

人権相談の窓口について、広報紙やホームページ、エフエム放送、人権啓発資料をはじめ、あらゆる機会を通じて市民への周知を図ります。

## (3) 人権侵害行為への措置

人権侵害行為の速やかな解決を図るため、プライバシーの保護や人権侵害を受けた人の立場で考えることを基本に、対応については、庁内の連携をはじめ、関係機関・関係団体と協力しながら、被害者と加害者双方に必要な指導や助言、人権啓発を行います。

## (4) 関係機関・団体との連携の強化

人権侵害の解決に向け関係機関・関係団体との連携を更に強化していきます。

## (5) 庁内組織の充実

人権侵害の事実関係の把握に努め、庁内での情報と問題意識の共有化、人権侵害行為への措置について検討するため人権対策委員会の充実を図ります。また、差別事件など緊急な案件が発生した場合は、当事者を含めた緊急人権対策委員会を招集します。

## 第2節 人権啓発・同和教育の推進

### 1 人権啓発・社会同和教育の推進

「同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題である」とした「同和対策審議会答申」を受け、33年間にわたり「特別措置法」に基づく各種施策が進められてきました。しかし、2002年（平成14）3月にその期限が終了したいまなお、結婚や日常の生活などで差別事件・事象が発生しています。

2022年（令和4）の「人権問題に関する市民意識調査」の結果、部落差別問題に関心があると答えた人は21.7%であり、また、何らかの形で「部落問題」、「部落差別」、「同和問題」を「聞いたことがある」または「知っている」と回答した人は合わせて87.4%にのぼっています。

一方で、「差別、差別というから、いつまでも差別が残るのだ。そっとしておけば、部落差別は自然になくなると思うか」という問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計は調査の都度に低下はしています（2000年調査61.3%、2006年調査52.8%、2011年調査50.7%、2017年調査43.5%、2022年調査35.4%）が、いまだ3割を超える人がいわゆる「寝た子をおこすな」といった考えをもっていることがわかります。

部落差別問題をはじめ、人権問題は、正しい理解と認識を得ることなく、そっとしておけば自然になくなるとは考えられません。

部落差別問題の解決を妨げるものとして、偏見や誤った認識があげられます。

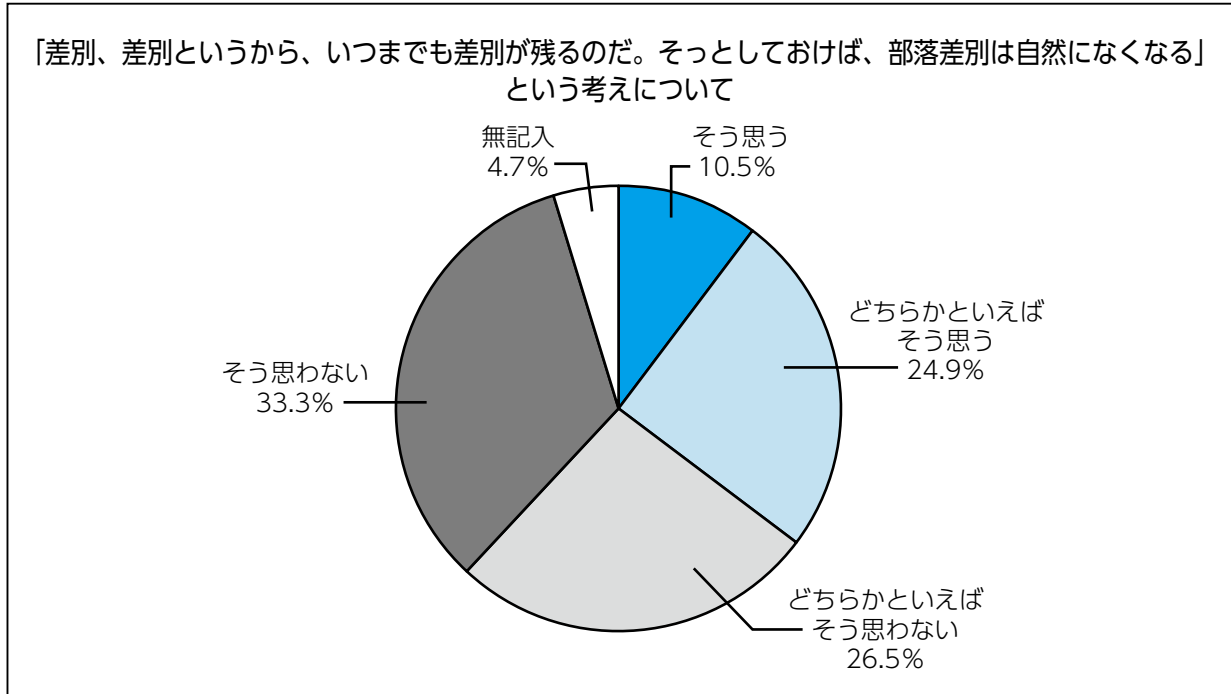
また、言い伝えや非科学的な迷信などが偏見を助長している場合もあります。

部落差別問題をはじめ、その他さまざまな人権問題を解決するためには、正しく理解し、「自分ごと」として進んでかかわる必要があります。市民一人ひとりが部落差別問題の解決を自らの課題として受け止めることができるよう、人権啓発の拠点施設である隣保館での事業をはじめ、公民館など各課との連携によってあらゆる機会を通じて啓発活動の充実に努めます。

市民啓発とともに、民間事業所への啓発の推進が今後の大きな課題です。近年「企業の社会的責任」ということが強調されており、従業員50人以上の事業所には人権担当者の配置を義務付けるという指導・要請を行っていますが、従業員が50人未満の事業所に対しても人権担当者の配置を義務付け

ている地域もあります。今後も、法務局、ハローワーク、労働基準監督署、商工会議所、商工会など関係機関との連携・協力体制を強化し、民間事業所への講師派遣など人権問題に関する研修会の実施や講演会への参加を積極的に働きかけます。

併せて、部落差別問題の解決を遅らせる「えせ同和行為」については、関係機関・団体と連携をとりながら、その排除に努めます。



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

### 施策の推進

#### (1) 市民意識調査の実施

市民の部落差別問題への意識を把握することにより、人権啓発や同和教育の成果と課題を明らかにするため、定期的に「人権問題についての市民意識調査」を実施します。

#### (2) 市職員の資質の向上

部落差別問題の解決に向けた行政課題を把握するとともに、知的理解にとどまらず、自らと向き合いながら人権啓発に積極的な役割を果たすことができる資質と指導力を身につけるため、全ての職員を対象に計画的に研修を実施します。その他、各種研修会・講座などへ積極的に参加します。

#### (3) 教職員研修の充実

学校教育における同和教育を進めるため、教職員研修を実施します。その他、各種研修会・講座などへ積極的に参加します。

#### (4) 各種委員向けの研修の充実

民生委員・児童委員、教育関係の委員など市民とのかかわりの深い各種委員への研修会や啓発を行います。

#### (5) 市民への人権啓発の推進

- ① 講演会をはじめ、部落差別問題についての市民講座や同和問題P T A講座などを開催し、積極的な啓発に努めます。
- ② 高齢者学級をはじめ、さまざまな年代層の市民を対象に、部落差別問題への正しい理解を深めるための学習機会を公民館などの講座で導入します。

③ 広報紙での人権特集や人権コラム、ホームページ、エフエム放送、人権啓発資料の配付などを通じて市民啓発の充実を図ります。

④ 新発田市自治会連合会をはじめ、地域等との連携を強化し、啓発事業を進めます。

#### (6) 諸団体との連携による人権啓発と団体への支援

① 部落差別問題をはじめ、人権問題に取り組む団体と連携し、団体の活動を積極的に支援します。

② 新潟県人権・同和センターと連携をした啓発活動の推進を図ります。

#### (7) 民間事業所向けの啓発の推進

ハローワーク、商工会議所、商工会など関係機関と連携し、民間事業所を対象とした研修会を実施するとともに、各事業所での人権・部落差別問題の研修の実現に向けた取組を行います。

#### (8) 情報提供の推進

① 広報紙、ホームページやエフエム放送などを活用し、講演会などの学習機会の情報提供を行います。

② 県及び関係機関・団体と連携し、広報紙などを通じて学習機会の情報提供を行います。

#### (9) えせ同和行為の排除

部落差別問題解決への大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」について、県や関係行政機関、民間事業所、関係団体と連携し、研修会で情報提供を行うなどその排除に努めます。

## 2 就学前における人権・同和教育（保育）の推進

幼稚園、保育園、認定こども園では、国が定める教育要領や保育指針、教育・保育要領に基づき、「教育計画」を策定しており、子どもたちの日々の生活や遊びを通じて、望ましい人間関係を育て、他人の痛みや差別を受けた人の苦しみを理解することに重点を置いた保育を実施することで人権・同和教育（保育）に取り組んでいます。

また、子育てが困難な家庭の支援と子どもの育つ権利を保障する保育、いじめや差別を許さない豊かな感覚を持った子どもを育てる保育は、人権保育の柱であるとともに、保育全体の柱です。

乳幼児期は人間形成の基礎をつくる大切な段階です。この時期に、乳幼児の健全な成長発達を図り、人権尊重の心を育むことはとても重要です。

未発達の乳幼児は周りの人の影響を受けやすく、子どもの人権感覚を育てるカギは大人の人権意識にかかっているといても過言ではありません。この意味で、子育てにかかわる保護者をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園職員の人権意識の高揚を図ることが大切です。

幼稚園、保育園、認定こども園では、人とのかかわりの中で人権を大切に育てるとともに、入学前における人権・同和教育（保育）の重要性をふまえ、職員研修の強化と家庭（保護者）を通じた地域へのさらなる人権啓発の推進を図らなければなりません。

市内の全幼稚園、保育園、認定こども園が参加している同和教育連絡会幼稚園・保育園部会をさらに充実し、教諭、保育士の指導力の向上を図ります。

### 施策の推進

#### (1) 職員研修の充実

職員自ら差別に気づき、差別を許さない信念のもとに、人権問題や部落差別問題の正しい理解のために職員研修を実施します。引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園と連携し幼保合同研修会を行います。

また、人権・同和教育（保育）の充実のため必要に応じ先進地視察を行います。

なお、公立の教育・保育施設の民営化を進めるに当たっては、これまで同様、人権・同和教育（保育）の推進に努めることを事業者に求めていきます。新設の場合も同様の対応を行います。

(2) 人権・同和教育（保育）の充実を図ります。

(3) 乳幼児の感性の育成

将来の学校生活における人権・同和教育をすすめる上で大切な基礎となる乳幼児期に、日々の遊びや活動を通じて、やさしさや人を大切にする心を育みます。

(4) 保護者や地域との連携強化

幼稚園、保育園、認定こども園においては、保護者との懇談やたよりなどを通じて、地域の人々の人権意識の高揚を図り、就学前における人権・同和教育（保育）を進めます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園とこども課の家庭児童相談員、民生委員・児童委員などと連携し、個々の家庭状況や生活実態の把握に努めます。

### 3 学校教育における人権・同和教育の推進

学校においては、人の心の痛みが分かり、差別や偏見を許さない態度を育成する授業づくりや「かかわる同和教育」の実践など全教育活動を通じて、人権感覚を高める同和教育を推進しています。

2022年（令和4）の「人権問題に関する市民意識調査」では、部落差別問題をはじめ知ったきっかけは「学校の授業で教わった」が32.1%と最も多く、年代別では10代で最も高くなっています（83.8%）。また、10代のうち9割を超える人が「小学生のころ」又は「中学生のころ」に部落差別問題をはじめ知ったとしています。また、20代でも、「小学生のころ」又は「中学生のころ」に部落差別問題を「学校の授業」をはじめ知った割合が、それぞれ8割を超えており、小・中学校における同和教育が部落差別問題の認知に大きく影響していることが考えられます。

一方、「日本の社会の中に『部落問題』『部落差別』『同和問題』などといわれる問題が存在することを知っている」と回答した10代は74.2%でしたが、「現在でも被差別部落出身であることを理由に、各地で差別があることを知らない」と回答した割合は34.8%でした。また、10代の27%がいわゆる「寝た子をおこすな」という意識をもっていること、25.8%が身元調査は、「どちらかといえば、必要だ」と回答し、身元調査を容認していることが明らかとなりました。

このことは、学校同和教育が部落差別問題を知識として理解することに一定の成果を上げたときとみることができるものの、差別をなくすために積極的に考え、行動するという点で課題が見られます。

部落差別は、過去の問題ではなく、現在でも各地で差別事象が発生している「いまここにある」問題であることを、学校同和教育の中で、しっかりと教えていく必要があります。

また、部落差別問題について正しい理解と認識を図っていく中で、すべての子どもたちに、いわゆる「寝た子をおこすな」意識は誤りであること、及び身元調査は重大な人権侵害につながることを理解できるように工夫していく必要があります。

学校での部落差別問題学習では、新潟県同和教育研究協議会発行の副読本「生きる」シリーズ等を活用し、差別の不当性、厳しさや、心の痛みを伝えるだけではなく、近年の研究結果を踏まえて、被差別部落の日本文化形成への貢献、被差別部落が担ってきた社会的役割についても積極的に取り上げます。

教職員は、厳しい差別の実態を十分理解し、特に新潟県においては、特別措置法に基づく同和对策事業がほとんど行われてこなかった被差別部落が多数であることを理解した上で、同和教育を進めなければなりません。

新潟県同和教育研究協議会は、被差別の立場の子どもと「かかわる」同和教育を推進しています。

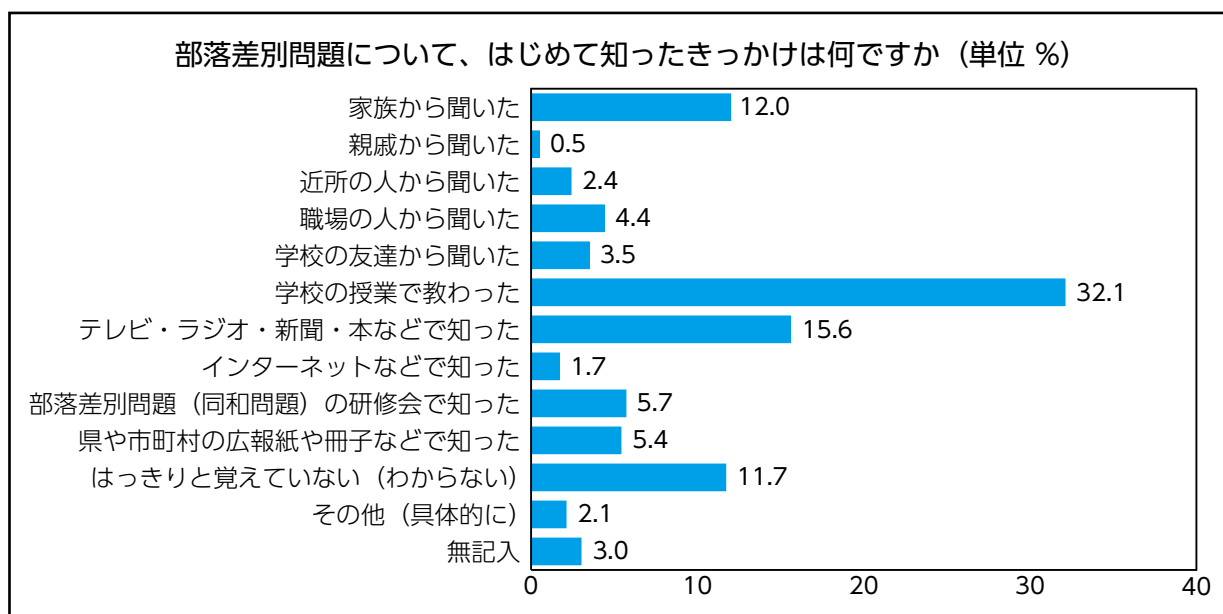


教育委員会でも、「かかわる」同和教育を推進してきました。

同和教育は、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための教育」です。その実現のためには目の前にいる子どもとの「かかわり」がなくては成立しません。

「かかわる」同和教育は、被差別部落の子どもをはじめ、「目の前の気になって仕方がない」子どもたちが背負わされているさまざまな課題に子どもや保護者と家庭訪問などを通じて深くかかわり、一緒に考え、解決をめざす教職員の主体的な営みが重要です。

このような「かかわる」実践が多くの学校に広がり、その取組と成果が多くの教職員に共有できるよう施策を推進します。



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

## 施策の推進

### (1) 研究指定校の継続

「人権感覚を高める『人権教育、同和教育』」を推進するため、引き続き、毎年1校ずつ小・中学校を2箇年の同和教育研究校として指定します。児童・生徒及び教職員などの学校や地域の実態を踏まえた人権・同和教育を推進し、その成果を各学校の実践に活かします。

### (2) 授業実践の充実

部落差別問題学習では、新潟県同和教育研究協議会発行の副読本「生きる」シリーズ等や過去の同和教育の授業実践等をまとめた「同和教育データベース」、学級の実態に応じた自作資料を活用しながら、自らの生活と向き合う授業に取り組みます。

また、児童・生徒の実態に応じて差別をなくすために主体的に考え、行動することができるような授業展開をすすめます。

被差別部落の人々が果たしてきた日本文化形成への貢献、社会的役割を積極的に取り上げます。

「寝た子をおこすな」意識の払拭、身元調査は重大な人権侵害につながること等を含め、正しい理解と認識を得るような内容の充実を図ります。

### (3) 保護者への啓発

同和问题P T A講座を開催するとともに、授業参観や学校だよりなどを通じて保護者の啓発を図ります。

### (4) 職員研修の充実

差別の現実に学び、「かかわる同和教育」を推進していくために、新任、転入校長・教頭同和教

育研修会、同和教育主任研修会、新採用教職員研修会、転入教職員研修会、保・幼・小・中・高同和教育連絡会などを開催し、教職員においても、「寝た子をおこすな」意識の払拭、身元調査は重大な人権侵害につながることを等を含め、正しい理解と認識を得る内容の充実を図ります。

(5) **学習支援、学力・進路保障**

隣保館での小学生、中学生、高校生の学習支援の充実をはじめ、学力、進路保障に向けて、家庭、学校、行政の連携を深めます。

(6) **新発田市同和教育研究協議会との連携**

「かかわる同和教育」や授業の実践の相互交流をはじめ、研究集会や実践レポート検討などを通じて、情報共有を図り、市内の同和教育の連携を深めます。

## 第3節 社会福祉の充実と生活環境の改善

社会福祉の充実については、部落差別問題の根本的解決を実現するための重要な施策として位置付け、地域の実態に即した効果的な施策を実施していくために福祉、保健、医療の連携による総合的、効果的な各種施策の推進に努め、生活向上と福祉の増進を図る必要があります。

2020年（令和2）の国勢調査によると、新発田市の高齢化率は32.5%となっています。

従来の公的な福祉施策の充実に加え、誰もが地域の中で、共に暮らすことができるよう住民参加による地域福祉の推進が不可欠であり、地域の需要を把握し直し、その解決の方法を地域ぐるみで考えていく取組が必要になっています。このような観点から、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「地域福祉（活動）計画」などに基づき事業を推進します。

生活環境の改善については、住民が健康で文化的な生活を営むための基盤の整備をはじめ、教育などの諸施策と連携した事業が必要であり、地域住民との話し合いを通じて実態を把握しながら実情に応じた事業の推進を図ります。

### 施策の推進

地域福祉（活動）計画の基本理念である「すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い安心して暮らせる福祉の地域づくり」をめざして、行政計画である「地域福祉計画」と民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を踏まえ、関係各課・団体などと連携をとりながら福祉と人権のまちづくりを推進します。

環境改善は、安心、安全のまちづくり、人にやさしいまちづくりという地域づくりの視点で推進します。

- (1) 地域福祉（活動）計画を踏まえ、地域社会における連帯を大切にした住民主体の福祉活動を推進するとともに、地域住民との話し合いを通じて需要を把握しながら各種事業を推進します。
- (2) 隣保館活動を通じ各種相談、地域福祉などに関する事業を総合的に実施します。
- (3) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携を強め、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉の充実を図ります。
- (4) 児童の健全育成のための施策を推進するとともに、高齢者向けの健康相談、老人クラブの自主的活動を支援し福祉の充実に努めます。
- (5) 高齢福祉、介護保険制度を積極的に活用し、福祉と保健を連携しながら、総合的かつ効率的に福祉サービスを利用できる体制整備を行います。

- (6) 障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の構築に向け、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。
- (7) すべての人の人権が尊重され、誰もが暮らしやすい地域社会を築くため、啓発活動を積極的に推進します。
- (8) 健康で文化的な生活を営めるよう、各種施策を推進します。
- (9) 実態調査などにより被差別部落の実態把握に努めます。
- (10) 地域住民との話し合いを通じて、国・県と連携しながら環境改善に努めます。

## 第4節 雇用の促進と就労の安定

同和対策の雇用対策事業として、1984年（昭和59）不燃物収集業務の委託を開始し、翌年には、新発田市共同作業場を設置するなど、雇用の促進を図ってきました。

現在は、不燃物収集業務、清掃業務を通じ、広く市民に貢献する事業所に成長し、地域の人々の雇用の場としても大きな存在になっています。

当市においても、被差別部落における事業所は、自営又は小規模であり、経営基盤が弱いいため、特に景気に左右されやすく、経営条件は厳しいものがあります。

経営の合理化、施設、設備の近代化を図るため新潟県同和地区中小企業振興資金融資事業や同和地区中小企業相談所はこれまで大きな役割を果たしてきましたが、さらに効果が上がるよう関係機関・団体と連携し、被差別部落の事業所の経営基盤の向上と安定に努めます。

また、ハローワークなどとの連携を深めた就労相談などの充実が必要です。

今後、職業選択の自由、就職の機会均等などを確保し、雇用の促進と就労の安定を図るためには、雇用主が部落差別問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識のもとに公正な採用選考を行うことをはじめ、就労者の能力が十分に発揮でき、快適に働ける職場づくりに努めることが必要です。

そのため、民間事業所への啓発を進めるとともに、国、県の一般対策を有効かつ適切に活用し、課題解決に向け関係機関と連携し事業の推進を図ります。

### 施策の推進

#### (1) 雇用の促進と就労の安定

- ① 引き続き、地域住民の雇用の促進と就労の安定を図ります。
- ② ハローワーク、商工会議所、商工会など関係機関と連携し雇用の円滑化に努めます。
- ③ 商工会議所、商工会や経営指導員と連携を深め、経営改善指導の促進を図ります。

#### (2) 啓発の推進

被差別部落住民の雇用の促進と就労の安定を図るためには、事業主が部落差別問題への正しい理解と認識を深め、被差別部落住民の就職における機会均等の確保を図るとともに、職場への定着性にも配慮することが極めて重要であることから、事業所への啓発を推進します。

- ① 各事業所が人権・部落差別問題への取組ができるよう、情報提供、啓発活動の拡充に努めます。
- ② 就職の機会均等の確保に向け、研修会などを通じて事業所における公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりが推進できるよう啓発活動に努めます。
- ③ 事業所における取組を推進するため、関係機関と連携し、講師の紹介、資料提供など支援の充実に努めます。

- ④ 研修会などを通じて「えせ同和行為」の排除のための啓発に努めます。

## 第5節 隣保館

新発田市隣保館は1997年（平成9）4月、新潟県初の隣保館として開館しました。

基本目標として「新発田市の人権啓発の拠点施設として、住民交流の拠点となる開かれた福祉と人権のまちづくりの中核を担うコミュニティセンターとして、部落差別をはじめとする人権課題の解決のため各種相談事業や人権啓発事業等を総合的に行う。」ことを掲げ運営しています。

開館以来、多くの人々の助言・協力を得て、社会調査及び研究事業、各種相談事業、交流事業、地域福祉事業などに取り組み、利用者は、開館以来25年間、2024年（令和6）2月で学校・町内会・老人クラブ・子ども会をはじめ、隣保館利用団体・利用者数は延べ33,756団体、320,890人に及んでいます。

特に、地域交流事業は、1996年（平成8）まで実施された住吉教育集会所事業などを受け継ぎながら、開かれたコミュニティセンターとして、周辺地域との交流を図り、人権・部落差別問題の速やかな解決に資することを目的に事業を展開し、地域づくりに欠かせない役割を果たしつつあります。

また、教職員の同和教育研修会をはじめ、同和问题講演会など、研修や啓発の場として多数の人々から利用されています。

全国776館が加盟（2023年7月現在）している全国隣保館連絡協議会（以下「全隣協」という。）の「あしたの隣保館検討委員会」の報告（2007年（平成19））で、①地域の実態とニーズの把握、②社会福祉協議会、地域包括支援センターなどとの連携・情報交換の強化、③総合相談活動と自立支援の取組などが重要であると隣保館の方向性を位置付けています。

社会の変化に伴い人権問題についての法的整備がすすめられている中、隣保館においては、さまざまな角度から事業展開と魅力ある活動にしていくための創意工夫が求められており、全隣協の提唱する「福祉と人権のまちづくり」における中核的な施設として地域社会に受け入れられ、差別の撤廃と人権の確立に向けた活動を進めることが必要となっています。

2024年、隣保館は開館27年を迎え、今後も部落差別問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けた新発田市の人権啓発の拠点として、より多くの皆様から親しまれる開かれたコミュニティセンターとして取組を進めていきます。

### 施策の推進

#### (1) 相談事業の充実

- ① 身近で信頼される相談機関としての機能と人権侵害の救済に向けた相談機能の充実を図ります。
- ② 地域住民の悩みや相談内容の解決に向けて、適切な助言指導を行うため、人権擁護委員、民生委員・児童委員、弁護士、司法書士等と連携して相談事業を充実します。
- ③ 相談体制の充実を図るため、研修会への参加などを通じ、隣保館関係職員のスキルアップに努めます。

#### (2) 人権啓発及び広報活動の推進

- ① 人権尊重意識の高揚を図るとともに、差別意識解消へ向けて人権・同和问题講演会の開催をはじめ、隣保館たよりの発行などとおし、地域に身近な啓発活動を推進します。
- ② 啓発事業の内容の充実など効果的な方法について検討し、啓発の拡大と浸透に努めます。

#### (3) 教養・文化活動の充実

教育関係機関などと連携を密にし、地域の歴史や文化の掘り起こしなど地域に根ざした教養・文

化活動に努めます。

**(4) 地域福祉活動の充実**

- ① 地域でのきめ細かな福祉施策を推進するため、地域町内会をはじめ、関係機関・団体と協力連携し、住民の相互扶助などへの支援体制を隣保館が中心になって取り組みます。
- ② 日頃から地区住民の安否確認を行うなど、地域と密着した隣保館をめざします。

**(5) 関係機関・諸団体との協力連携**

社会福祉協議会をはじめ、公民館など関係機関・団体と連携し各種事業を推進します。

**(6) 隣保館職員の資質の向上**

部落差別問題の解決や地域福祉の要望に応えるため、研修会への参加などを通じて、隣保館関係職員の資質の向上に努めます。

## 第4章 男女共同参画社会の実現

### 現状と課題

少子高齢社会の中で、豊かで活力のあるまちを持続していくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

当市では、1997年（平成9）に「人権擁護都市宣言」を行い、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない地域社会の構築を目指すことを明らかにしました。

2001年（平成13）に策定された「新発田市まちづくり総合計画」及び「男女共同参画社会基本法」の制定を踏まえ、2003年（平成15）に「しばた男女共同参画推進プラン」を策定し、その後、社会や意識の変化に合わせて見直しを行い、2019年（令和元）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく市町村推進計画としても位置付けられる第4次プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題に対応する種々の取組を推進してきました。

また、2015年（平成27）には「新発田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の基本理念と責務を明らかにして、市民や事業者、市民団体、教育に携わるものと協働により総合的に施策に取り組んできました。

これまでの取組により、市の審議会等の委員に占める女性の割合が上昇するなど、徐々に成果が表れ、2022年（令和4）に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、男女共同参画という考えが市民に広がってきていますが、家庭や職場等において、固定的な性別役割の考えや男女平等となっていない場面が未だ見受けられる状況にあります。

女性の社会参画を進める上で、子育て環境の充実、職場などでの待遇改善、育児や介護、雇用に関する制度や法制度の充実に加え、男女の理解と意識の向上等が望まれています。

一方、国では、2015年（平成27）に「女性活躍推進法」を制定し、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の整備を推進しています。2020年（令和2）に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や女性も男性も生きやすい社会の実現を目指して様々な施策を推進して行くこととしています。

当市では「新発田市まちづくり総合計画」のもと、国・県の計画との整合を図り、市の現状を踏まえてさらに発展させるため、「第5次しばた男女共同参画推進プラン」を策定し、これに基づき男女共同参画施策を推進します。

### 第1節 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

誰もがいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場において、女性も男性もお互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合いながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。

当市では、1997年（平成9）、2006年（平成18）、2011年（平成23）、2017年（平成29）、2022年（令和4）と5回にわたって「市民意識調査」を実施してきました。市民意識調査結果を踏まえ、男女共同参画社会実現のため、広報や啓発活動による意識改革、男女平等と男女共同参画の視点に立っ

た社会制度や慣行の見直しを進めてきた結果、「男は仕事、女は家庭」という人々の意識の中に形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が徐々に減少する傾向にあります。

しかし、家庭や職場、地域社会等において、未だに「性別による固定的役割分担」や「無意識の偏った思い込み（アンコンシャス・バイアス）」が根強く残っている状況にあります。

このようなことから、市民一人ひとりの意識の中にある「社会的性別（ジェンダー）」にとらわれた意識を取り除いていく必要があります。そのためには、幼児期から、あらゆる場において、一人ひとりの能力や個性を尊重した男女平等意識を浸透させ、社会制度や慣行等の見直しを行うことが大切です。

家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、男女共同参画の意識改革に努め、教育・広報・啓発活動を行うことで「すべての人が性別にかかわらず個人として尊重される」という人権意識と男女平等の意識を高めることが重要です。

### 施策の推進

#### (1) あらゆる機会における男女平等の意識づくり

- ① 講座や講演会、広報紙、ホームページ、エフエム放送、啓発資料の配付など、あらゆる機会を通じ啓発活動を推進します。
- ② 男女共同参画推進団体をはじめ各種団体や企業と連携し、広報・啓発を推進します。

#### (2) あらゆる場における男女平等意識の浸透

- ① 家庭において男女平等の意識や人権に対する意識を育みます。
- ② 学校などで性別にとらわれない男女平等教育の深化を図ります。
- ③ 企業・民間団体等に対して男女平等意識の浸透を図ります。
- ④ 地域社会における男女平等意識の浸透を図ります。

#### (3) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ① 男女平等に関する意識調査によって実態把握を行います。
- ② 男女共同参画に関する情報収集、課題の整理及び情報提供を行います。

## 第2節 仕事と生活の調和と多様な生き方が選択できる環境づくり

女性の活躍推進は、地域活動等に多彩なアイデアをもたらし、企業においては、生産性の向上や優秀な人材の確保が期待されるなど経営戦略としても重要です。

少子高齢化の進行や雇用状況などの社会変化により市民の生き方が多様化する中で、男女がともに、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して、あらゆる分野に参画し、また、充実した生活を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、仕事と家庭のそれぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスを実現することは、M字カーブ問題の解消や女性の参画拡大を進めるために大変重要であり、地域の活性化にもつながります。

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要であり、働く環境においては、「労働基準法」をはじめ「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」などの法律に基づく取組に関しても積極的に推進していくことが必要です。

また、男性の家事、育児・介護等への参画や職場環境の整備について、企業に対して働きかけるとともに、子育てや介護に関する支援策の拡充を図ることが必要です。

男性も女性も、働いている人もそうでない人も、仕事、家事、育児・介護、そして地域活動の両

立は社会全体の問題と捉え、事業者、市民、行政が連携した取組を確実に進めることが重要です。

#### 施策の推進

##### (1) 仕事と家庭の両立支援

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。
- ② 子育てと介護・生活支援の充実を図ります。

##### (2) 男性中心型の働き方の見直しと就業環境の充実

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るため企業への啓発を行います。
- ② 職場におけるハラスメント防止対策の推進に向けた啓発を図ります。
- ③ 企業が女性の就業継続、再就職に向け支援ができるよう啓発を進めます。

##### (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

- ① 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します。
- ② 男性が抱える困難への対応体制を整備します。
- ③ 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

## 第3節 女性が活躍できる社会づくり

少子高齢化の進展や経済情勢の変化に伴い、社会や地域における課題は多様化し続けています。男女が社会のあらゆる分野に参画し、性別や年齢にかかわらず、対等な立場で共同に参画し、責任を担うことが重要です。

また、企業や行政、団体等あらゆる分野の組織が、様々な課題に対応しながら、維持・発展していくためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入が必要です。

国は、2003年（平成15）に、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度にする」との目標を掲げ、取組を進めてきましたが、国家公務員や民間企業の女性管理職の割合が依然として低い水準にあることなどを理由に、目標達成が困難として、2020年に目標達成を2030年まで先送りしました。また、取組が十分進んでいないことから、2016年（平成28）に完全施行された「女性活躍推進法」では、さらに踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し、目標達成に向け官民挙げて取り組む必要性があることも改めて強調しています。

これまででも本市では、女性の意見が政策・方針決定の場で十分反映されるよう、各種審議会等への女性の登用や、管理職への女性の登用を推進してきましたが、女性の参画割合はまだ不十分な状況です。企業や各種団体、政治分野、自治会等あらゆる分野においては、固定的な役割分担意識が根強く残っており、女性はその能力を十分に発揮できる環境が整っているとは言えない状況にあります。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や女性の能力向上への支援を行うことにより、女性のエンパワーメントを進めることが必要です。

#### 施策の推進

##### (1) 政策・方針決定過程の場への女性の登用

- ① 審議会、委員会などへの女性の登用を推進します。
- ② 市組織の管理職への女性職員の登用を進めます。
- ③ 企業等に対し性別にとらわれない人材の育成と女性管理職の登用を促進します。

##### (2) あらゆる分野での女性の参画



- ① 女性の能力開発のための取組促進と人材の育成に努めます。
  - ② 国際理解・国際協調の推進と国際交流の場への女性の参画を促進します。
  - ③ 地域活動への女性の参画を推進します。
  - ④ 消防団における女性の積極的な採用を推進します。
  - ⑤ 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興に向けた取組ができる地域づくりを進めます。
- (3) 農林水産業、商工業など自営業における女性の地位の確立
- ① 女性の経営参画ならびに社会参画の促進に努めます。
  - ② 次世代を担う人材の育成を推進します。
  - ③ 女性による起業を支援します。

## 第4節 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

長寿化による人生100年時代が到来しつつある今、自らが希望する形で働き、家庭生活を送るため、お互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康で生きていくことが、男女共同参画社会を推進するうえでも重要です。

特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。このため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する視点に立ち、生涯を通じた女性の健康づくりを支援するための取組を進めていく必要があります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待、高齢者や障がい者への虐待等、様々な場面において、人々の人権が暴力によって著しく侵害されている状況があります。暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つける行為です。暴力を決して容認しない社会意識を醸成する取組を推進することが必要です。

長期化する不安定な経済状況や少子高齢化、結婚や離婚に対する意識の変化などに伴い、非正規雇用者や単身世帯・ひとり親世帯が増加し、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。

令和6年4月、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。性的被害、家庭の状況、地域社会との関係性など様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の支援に向けた施策を進めて行く必要があります。

インターネットを使ったメディアなどで、性犯罪や暴力を助長するような映像や文字などが氾濫していることも大きな問題となっています。情報の規制は難しい問題ですが、学校等におけるメディアリテラシー教育を推進し、危険な情報や不要な情報を取り入れないことで、犯罪などから身を守ることが大切です。

### 施策の推進

- (1) 生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）
  - ① 生涯を通じた男女の健康づくりを支援します。
  - ② 乳がん、子宮頸がん検診などへの受診を啓発します。
  - ③ 妊娠・出産などに関する健康支援について周知を図ります。
- (2) 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶

① ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）などの相談窓口を強化します。

② 強制わいせつなど性犯罪及びインターネット等における過度の性的表現からの保護の徹底に努めます。

③ 児童虐待の防止策や重症化予防のための環境づくりに努めます。

**(3) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備**

① 生活困窮者への自立促進を支援します。

② ひとり親家庭などへの支援の充実を図ります。

**(4) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進**

① 性に関する正しい認識と多様な性のあり方への理解が得られるよう啓発を行います。

## 第5章 子どもの人権尊重

### 現状と課題

子ども（心と身体の成長の段階にある人）を取り巻く環境は、少子化、核家族化、都市化、情報化などの進展により大きく変化しています。

近年の急速な少子化などにより、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性が育ちにくくなっています。また、核家族化などの進行により地域の子育て機能が低下しています。地域社会においても、地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識が薄れてきています。さらに、都市化の進行により自然や人に対する思いやりが育ちにくい、情報化の進展により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの状況が生じています。

一方では、児童虐待やいじめなど、保護や支援を必要とする子どもに関する相談件数が年々増加し、子どもの人権をとりまく環境は深刻さを増しています。

2022年（令和4）の「人権問題に関する市民意識調査」によると、「子どもの人権について、特に尊重されていないと思うこと」の設問では、「いじめの実態を見て見ぬふりをする」53.9%、「暴力、仲間はずし、無視などのいじめをする」42%、「家族がしつけのつもりで体罰を与える」29.4%、「家族が精神的、身体的な虐待やネグレクトをする」27%の順となっており、いじめや児童虐待などに関するものに関心が高くなっています。

市内におけるいじめの認知件数や不登校、児童虐待の発生件数は、増加傾向にあります。

また、暴力的行為や食事を与えないなどして、障がいを残したり、命を落としたりするなど、全国では痛ましい事件も起きております。

このような事件が起きないためにも、なお一層の取組が必要です。

本来、子どもは一人ひとりの個性に応じ、安全にかつ安心して発達・成長する権利をもっています。

「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」という。）（我が国は1994年（平成6）に批准）では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の権利行使の主体として述べられています。

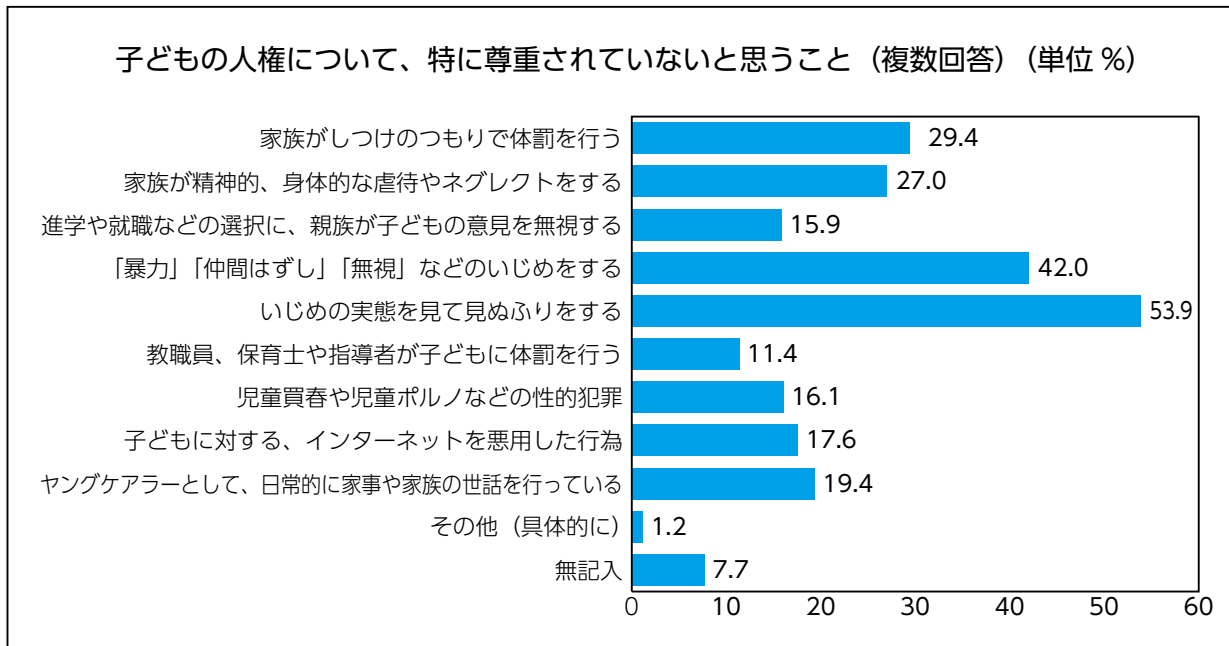
すなわち、「子どもの権利条約」は、子どもを「保護される対象」から、「独立した人格を持ち、権利を行使する主体」として認識しています。

2022年（令和4）には「こども基本法」が制定され、2023年5月から施行されています。こども基本法においても、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進すると謳っており、こども等の意見の反映やこどもの最善の利益が優先されるべきなどが理念に定められています。この「こども基本法」の施行を受け、市においても2023年には、市内小・中学生、高校生や保護者、事業者に子育て支援に関する意識調査を行い、その意見を市の「第3期新発田市子ども・子育て支援計画」及び「こども計画」に反映させるとともに、市が「こども条例」を制定する際にも重視すべき意見とする必要があります。

また、子どもの健全な発達のために、子どもの人権を尊重し、子どもとしっかり対話することを通して、子どもにとって最善の行動を取ることが必要と考えられます。

このように、将来を担う子どもの権利を保障することは、社会全体の責務といえますが、今日の子どもの人権問題について考えると、いじめや暴力、不登校や体罰などの問題が後を絶たず、虐待などの深刻な人権侵害もみられます。人権教育の取組の一層の改善・充実と「子どもの権利条約」の理念を日常的に活かすことが必要です。

子ども一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、他者の立場を尊重し、違いを個性として認め合える環境づくりを進めるため、保護者、地域、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、行政、児童相談所、保健所、警察署などの関係機関が密接に連携して、人権学習・啓発を含めた取組を行っていく必要があります。



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

## 第1節 子どもの人権擁護

地域社会や家庭における子育て機能が低下している現状では、子育てに関わる関係機関・団体が連携して、特に地域とのつながりが希薄な保護者や、子育てサービスを利用していない保護者については、適宜、助言や必要とするサービスの提供など支援を広く周知することが必要です。

「児童虐待の防止等に関する法律」の2004年（平成16）の改正により、虐待が児童の人権を著しく侵害する行為であることが明記され、虐待の発生予防及び早期発見から親子分離・再統合（虐待を防ぐため親子を一時的に離したり、状況を見ながら再び保護者へ戻したりすること）、虐待された子どもの自立支援に至るまで、総合的かつ一貫性ある取組が自治体の責務として規定されました。

また、2004年（平成16）の児童福祉法改正により、あらゆる児童家庭相談について、市町村が相談援助の一義的窓口として位置付けられ、関係機関の円滑な連携や協力の強化を図るため要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）を設置できることとされたことに加え、2016年（平成28）の同法改正により、全て児童は「子どもの権利条約」の精神にのっとり適切に養育される権利を有することや、市町村は、児童への在宅支援を中心となって行うなど、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図る役割を担うことなども明確化されました。

当市においても、新発田市要保護児童対策地域協議会をはじめ、関係各機関が一体となって連携を図りながら多方面から支援しています。

また、市では、2013年（平成25）11月に、子どもを含めすべての人権問題に関する施策の推進と、差別のない人権が尊重されるまちづくりを実現するための「新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」を制定しました。

子どもの間のいじめ問題は、情報化の進展などにより、ますます憂慮すべき問題となっています。2013年（平成25）の「いじめ防止対策推進法」の施行を踏まえ、市では、「新発田市いじめ防止基本方針」

を策定し、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例やまちづくり総合計画、人権問題に関する市民意識調査の結果などをふまえ、今後も市のあらゆる分野での人権尊重の環境づくり、並びに保護者、学校、職場、地域などを通じて、人権意識の醸成及び高揚を図っていきます。

### 施策の推進

#### (1) 子どもの人権尊重、保護の推進

「子どもの権利条約」の趣旨及び「こども基本法」の理念に基づき、子どもの人権の尊重、保護を促進します。

#### (2) 児童虐待の防止対策の充実

児童虐待は、全国的に増加傾向にあり、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した虐待の内容としては、児童に対する著しい暴言、児童が同居する家庭内における配偶者に対する暴力（児童の面前でのDV）等により心理的外傷を与える心理的虐待が一番多く、次いで身体的虐待、不適切な養育や養育の放棄（ネグレクト）となっています。虐待する側としては実母や実父が大部分を占めています。

この防止対策のため、2007年度（平成19）に設置した「新発田市要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関が連携し、児童虐待を含め保護・支援の必要な児童と保護者、養育支援が必要な妊婦も対象として、情報共有を図り、多方面からの支援に努めます。また、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、関係機関や市民の皆様が早期に虐待の兆候に気づき、速やかに相談・通告していただくよう、研修や啓発などの一層の充実を図ります。

#### (3) いじめの防止対策の充実（いじめの防止、いじめへの対応について）

いじめは、いじめをうけた児童等の教育を受ける権利を（著しく）侵害し、その身体の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。（いじめ防止対策推進法第1条抜粋）

市教育委員会は、「新発田市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、早期発見に努め、いじめが発生した場合は迅速な対処を行うよう各校を指導していきます。また、学校への取組の支援と取組状況の点検、効果的な職員研修の実施、相談体制の充実を図ります。必要に応じて、児童相談所、警察など関係機関と連携を図り、的確な対応ができるように体制を整えていきます。

今後も、児童等一人ひとりとのかかわりを大切に、いじめ問題に対してきめ細やかな対応を図り、いのちを守ることに努めます。

#### (4) 子どもの健全育成事業の充実

子どもを取り巻く社会的状況の改善、望ましい親子関係の醸成のため、関係機関において、子ども、または、親子を対象とした相談及び支援事業などの一層の充実を図り、子どもが健全に成長できる環境を整えていきます。

また、市教育委員会は「子どもの人権尊重」に係る主な取組として、「人権感覚を高める『人権教育、同和教育』」を新発田市の教育の重要な柱に位置づけています。具体的には、全小中学校で部落差別をはじめとした様々な差別について学び、差別を見抜き、差別を許さない態度を育成していきます。

#### (5) 保護者、地域、関係機関の連携

子どもの人権擁護や啓発については、保護者、地域、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、

関係機関などが綿密に連携していくことが肝要です。

保護や支援を必要とする子どもへの対策は、早期発見・早期対応が重要となります。そのために、地域での見守りとともに、保護者や子どもたちと関わりのあるすべての関係機関・団体が、共通の認識と責任・役割をもちながら、主体的に取り組むとともに相互の情報の共有や協働化に向けたネットワークの構築を図ることが必要となっています。

保護者、地域、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、関係機関がそれぞれの立場で児童生徒を見守り、太いパイプを持って連携しながら、今後も、一層の連携強化を図る必要があります。

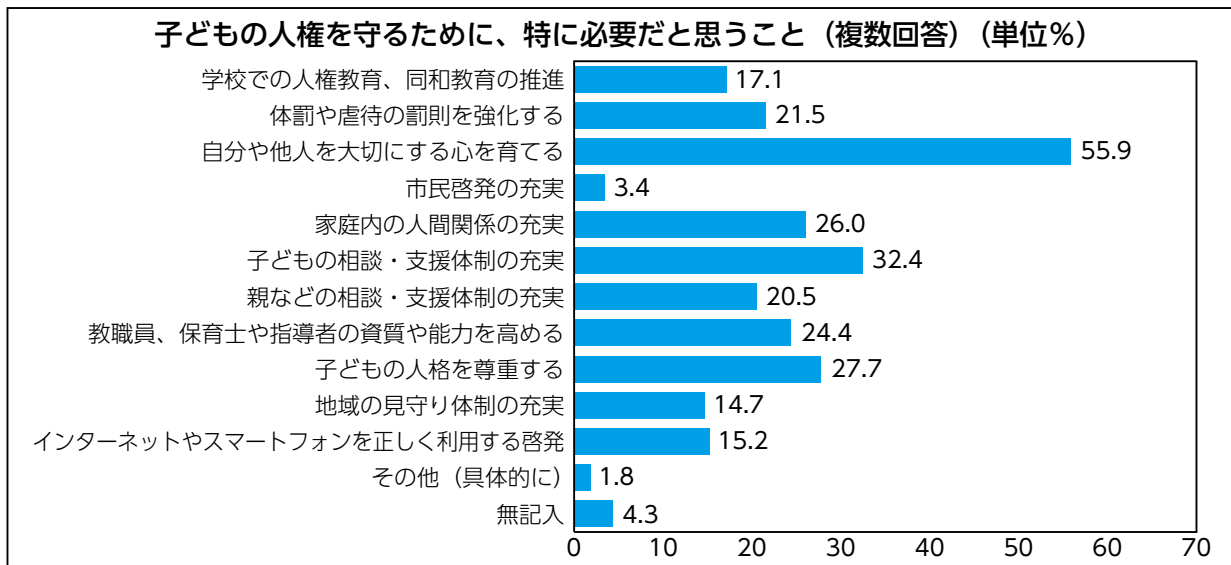
## 第2節 人権教育・啓発の推進

身体的にも精神的にも成長期にある児童が、その人格の調和の取れた発達が確保され、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであるとした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を踏まえ、子どもが、心身ともに健やかに成長するために日常生活や地域社会の中で、豊かな人間関係がつけられ、一人ひとりの個性を伸ばし育てていく教育や啓発を推進する必要があります。

そのため、広報紙、ホームページ、エフエム放送、啓発資料の配付やメールの配信などを活用して情報を発信するとともに、子どもの人権を尊重するための教育・啓発を推進していきます。

さらに、新発田市要保護児童対策地域協議会では、虐待予防に関する啓発活動及び子育てに関する支援を行います。

また、関係機関の連携による一層の支援体制の強化を図るとともに、子どもの人権に関する啓発を進めていきます。



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

### 施策の推進

#### (1) 子どもの人権に関する啓発

児童家庭相談、家庭訪問、育児・健康相談、子ども教育相談などの各種相談業務を行うとともに、児童相談所、保健所、警察、医師会等を含む要保護児童対策地域協議会で連携し、児童虐待の防止、早期発見と対応、保護、支援、アフターケアを含めた地域ぐるみの子育て支援を推進するなど、人権教育・啓発推進計画をふまえ、総合的に取り組んでいます。

## (2) 人権・同和教育（保育）の推進

市教育委員会では、同和教育を教育の重要な柱と位置づけています。部落差別をはじめとする、あらゆる差別や偏見をなくすため、子どもたちが自分のまわりにある差別や偏見を見抜き、差別を許さない人権感覚、人権尊重の心と実践する力を身につける取組を進めています。

また、同和教育を進めるうえで、「かかわる同和教育」の実践が重要です。

「かかわる同和教育」とは、被差別部落出身の子ども、障がいのある子ども、外国籍や外国にルーツのある子どもなど、さまざまな課題を背負わされた子どもにかかわり、子どもの立場に立って問題を一緒に考え、解決していくことです。

また、保育園・幼稚園・認定こども園においては、一人ひとりの子どもが互いを尊重し、大事にする心を育む人権・同和教育（保育）を推進します。

## 第6章 高齢者の社会参画の推進と人権尊重

### 現状と課題

世界的な規模で高齢化が進んでいますが、とりわけ我が国においては、平均寿命の伸びや少子化に伴い高齢化が進んでおり、内閣府による令和5（2023）年版の高齢社会白書では、2037年には3人に1人が65歳以上という超高齢社会が到来すると予測されています。

高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など見守りや支援の必要な世帯が急激に増えており、認知症や介護を必要とする高齢者も増加しています。また、家庭における介護機能の低下、高齢者虐待などの人権侵害や、悪徳商法や振り込め詐欺といった高齢者をねらった犯罪も増加し、社会問題となっています。

一方で、高齢者が自立し、地域や家庭において、健康で生きがいをもって暮らしていけるよう、高齢者が長年培った知識と経験を生かし、自己実現が可能となるような就業機会の確保や社会参加活動の促進などが求められています。

このような中、介護保険は2017年（平成29）の制度改正において、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が後期高齢者に到達し、医療や介護の必要な高齢者が爆発的に増えることが見込まれる2025年に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるように、これまで「地域包括ケアシステム」（医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される体制）に取り組んできましたが、さらにこれを深化・推進するため、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進することとしています。

また、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあることから、2006年（平成18）4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、高齢者虐待の防止、虐待事案が発生した場合の早期発見と対応、そして、虐待を受けた高齢者の保護のみでなく、虐待を行った養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談や指導・助言その他必要な措置を市町村が講ずるものであることなどが規定されました。

当市においては、2010年（平成22）3月には25.5%と、4人に1人の割合だった高齢化率が、2023年（令和5）9月末には33.3%と、およそ3人に1人が高齢者という状況となっており、全国平均を上回るペースで、高齢化が進んでいることがわかります。また、市内のひとり暮らしの高齢者数は、2013年（平成25）3月末の4,133人から、2023年（令和5）3月末では5,865人と年々増えています。

2023年（令和5）9月末の要介護、要支援認定者数は5,369人で減少傾向にあり、当市の介護予防・重度化防止の取組の効果が表れているものと考えられます。

2022年（令和4）実施の「人権問題に関する市民意識調査」では、「高齢者の人権が尊重されていないと思うことは」の質問に、「交通手段の確保が難しい」46.2%、「悪徳商法や振り込め詐欺等による被害」35.4%、「情報が一人暮らしの高齢者に十分伝わらない」33.2%、「働ける能力を発揮する機会がない」23%、「介護サービスが行き届いていない」22.2%でした。また、高齢者の人権を守るために特に必要だと思うことの質問では、「生活支援体制の整備（介護サービスなど）」34.6%、「高齢者に配慮した防犯・防災対策」32.9%、「地域見守り体制の整備」27.8%、「生きがい対策の整備充実」26.4%、の順となっています。

高齢者は長年にわたって知識・経験・技能が豊富で、社会に貢献してきた貴重な人材であり、地域社会をより豊かな活力あるものとするためにも、自立して社会活動に参加しうる主体的な存在として、高齢者が積極的に社会参加できるような環境づくりが必要となっています。



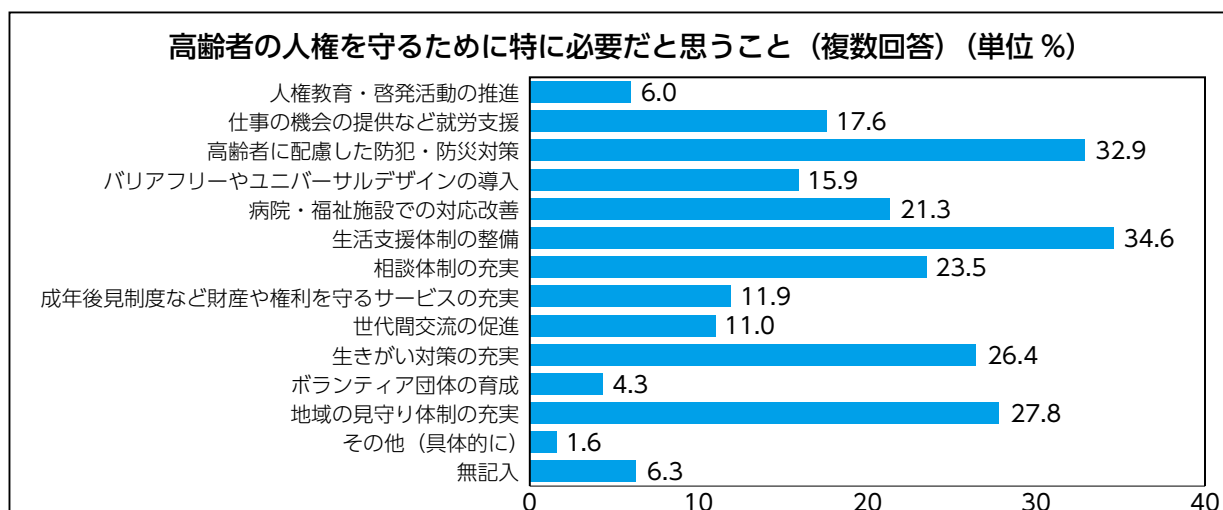
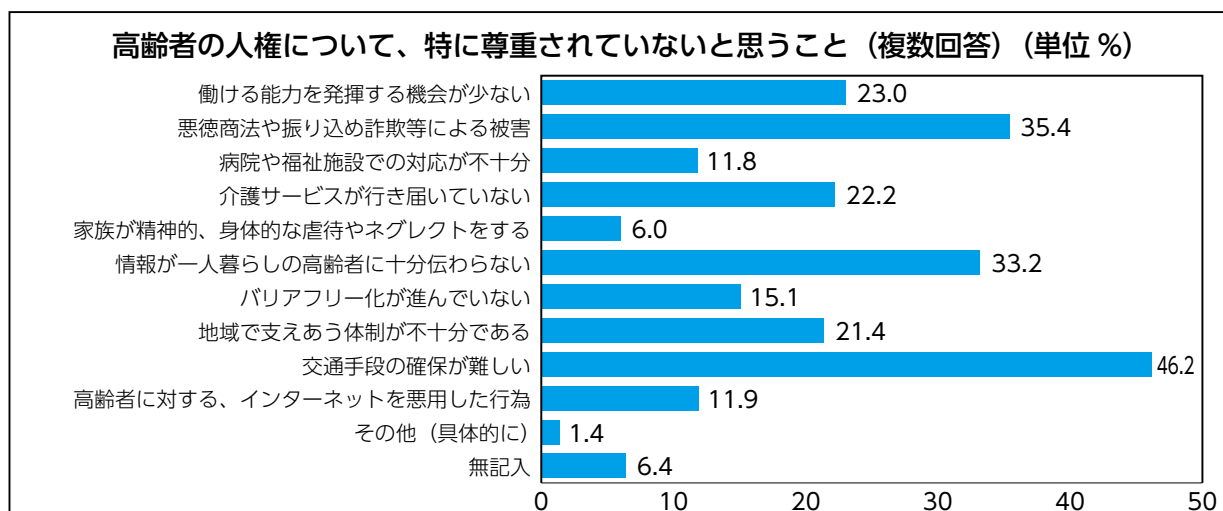
新発田市まちづくり総合計画では、基本目標の一つである「健康・医療・福祉」を構成する施策として「高齢者福祉」を位置付け、「住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続ける健康長寿のまち」を施策の基本方針として、施策を展開することとしています。

また、「新発田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」においても、同様の基本理念の下で、「高齢者の社会参画の推進」、「地域での暮らしを支える環境づくり」、「認知症との共生と予防」、「介護予防活動の推進」、「持続可能な介護保険制度の運営」の5項目を基本施策として、これまで取り組んできた「地域包括ケアシステム」を発展させることをめざしています。

2006年（平成18）に制定した「新発田市成年後見制度利用支援事業実施要綱」により、認知症などにより判断能力が不十分なため成年後見制度の利用が必要であるが、申し立てをする親族がいない高齢者などに対し、市長申立などの手続き上の支援を行うとともに、低所得者に対しては、申立費用や成年後見人に支払う報酬の助成を行っています。

また、高齢者虐待に関しては、2009年（平成21）に「新発田市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、市と地域包括支援センターが中心となって、高齢者虐待事案の早期発見と、より迅速な意思決定及び対応ができる体制づくりに努めるとともに、地域における啓発活動など虐待予防にも力を入れています。

高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現のため、高齢者への偏見をなくし、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、高齢者が積極的に社会に参加できる高齢者福祉のまちづくりへ向け、社会福祉協議会、介護事業者などと連携・協力しながら、取組を進めています。



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

## 第1節 高齢者の人権擁護

高齢者に対する差別や虐待、財産権の侵害など、高齢者の人権問題に的確に対処し、安心して暮らせる社会の構築が必要です。

### 施策の推進

#### (1) 相談支援体制の充実

介護や日常生活などに関するさまざまな相談が気軽にできるよう、市内5か所の地域包括支援センター（中央、東、西、南、北包括支援センター）を地域の総合相談窓口として位置付け、高齢者やその家族が利用しやすいように、訪問活動などを通じて、センターの周知やニーズの把握に努め、人権問題を含めた相談支援に積極的に取り組むとともに、関係機関との密接な連携・協力を図ります。

#### (2) 介護サービスの充実と質の向上

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域での暮らしを継続して行けるよう、また、介護する家族等への支援のため、在宅サービスや地域密着型サービスを中心に、整備を含めた介護サービス提供体制の充実を図ります。また、より適切なケアが提供されるよう、運営指導や研修などを通じて、介護サービス事業者や従事者の質の向上を図るとともに、介護人材の確保や定着に向けた効果的な方策を検討し、新潟県（福祉人材センター含む）等と連携した取組を進めていきます。

#### (3) 権利擁護の推進

虐待の早期発見と予防の体制を充実し、民生委員・児童委員、介護事業者や市民と連携を取りながら、高齢者の生命と安全を守ることに努めます。

また、認知症などで判断能力が不十分で自己決定や財産管理など日常生活に支障がある人の権利を守り、できるだけ本人の意思に沿った生活が送れるよう、必要に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用のための支援を地域包括支援センター、社会福祉協議会などと連携して行います。

## 第2節 人権教育・啓発の推進

高齢者の人権について、理解と認識を深めるとともに、高齢者が長年にわたり社会を支えてきた貢献者として、また豊かな知識と経験をもった社会の構成員として尊重され、地域においていきいきと暮らせる社会の実現をめざし、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

### 施策の推進

#### (1) 啓発の推進

- ① 高齢者及びその家族の状況に配慮しながら、具体的な差別や虐待の事例を示し、分かりやすく高齢者の人権尊重を促す市民啓発に努めます。
- ② 日常的に高齢者と接する介護事業者及び職員などに対し、人権・同和問題を正しく理解し、差別意識の解消と人権尊重の意識を高めるための啓発に努めます。
- ③ 高齢者学級などにおいて、高齢者向けに人権・同和問題に関する学習の機会を設けて、高齢者自身の人権意識の高揚に努めます。

## (2) 生涯学習の推進

高齢者のニーズに応えた生涯学習の機会の提供に努めます。

## 第3節 社会参画の推進

高齢化が急速に進む中、高齢者が健康で生きがいをもち、できるだけ自立して暮らせる社会の構築が急務となっています。

また、地域社会の活性化のためには、長年にわたって社会の進展に寄与し、豊富な経験をもっている高齢者の参画が不可欠であり、さまざまな社会活動に参画できる機会を確保しながら、高齢者自らがいきいきと心豊かな生活をおくれるような環境づくりが必要です。

### 施策の推進

#### (1) 高齢者の生きがいづくりの推進

##### ① 学習機会の充実

高齢者が生涯を通じて自由に学習し、学ぶことができる機会を提供するほか、高齢者団体等が行う教養講座や各種教室などの活動が継続できるよう支援を行います。

##### ② 就労や雇用の促進

高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を活かし働くことは、高齢者自身の健康保持や生きがいにつながるだけでなく、地域社会の活性化にも大きく貢献することから、シルバー人材センターなどの活動を支援し、高齢者の就労機会の確保に努めます。

##### ③ 世代間交流の促進

小・中・高校生による老人福祉施設や介護施設などでの交流、介護体験、疑似高齢者体験、地域の高齢者との交流などを促進し、若い世代の高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者も生きがいを感じるような環境づくりを、関係機関と連携を図り促進します。

#### (2) 高齢者の生活習慣病予防と介護予防の推進

##### ① 自立支援と重度化防止

高齢になっても心身ともに健康で、できるだけ要介護状態にならずに、地域で自立して生活できるよう、地域包括支援センターや多職種の専門職、関係機関等と連携して、高齢者の自立支援・重度化防止に取り組みます。

##### ② 生活習慣病の予防と早期発見

地域での健康教育・健康相談などとおして、生活習慣病の予防と早期発見に努めます。

##### ③ 地域づくりを通じた介護予防の推進

高齢者が地域住民同士のつながりの中で役割をもち、生きがいを感じながら、住み慣れた地域で自立した生活を継続し、要介護状態となることを予防します。

また、身近な地域における見守りや支え合いを進めるため、歩いて通える公会堂等を会場として定期的な運動を実施する、住民主体の通いの場「ときめき週1クラブ」の立ち上げ及び運営を支援します。

#### (3) 公共施設などのバリアフリー化の推進

高齢者が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

## 第7章 障がいのある人の自立と社会参画の実現

### 現状と課題

国連は、1981年（昭和56）を「国際障害者年」とすることを決議し、各国において「障害者福祉」を推進するよう提言しました。これを受けて、我が国においては、1993年（平成5）3月に「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、同年12月「心身障害者対策基本法」は「障害者基本法」に改正されました。

この「障害者基本法」により、障がいのある人の自立と社会参加に向けての取組が一層進められることになり、「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」の考え方が日常生活に浸透してきました。

2004年（平成16）6月には、「障害者基本法」が改正され、障がいを理由に差別をしてはならないという、いわゆる「差別禁止」が盛り込まれました。

しかし、障がいや障がいのある人への十分な知識や理解がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

こうした中、2011年（平成23）、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）の成立により、家庭、施設、職場などで虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立の支援と養護者の支援のための措置を定めて、障がいのある人の権利利益の擁護を行うことが定められました。

また、「障害者基本法」の「差別禁止」の理念を実効性あるものにしていくため、制定が望まれていた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が2013年（平成25）6月に制定され、2016年（平成28）4月に施行されました。

同法では大きく次の3点が定められています。

- (1) 国の行政機関、地方公共団体や民間事業者が障がいを理由とする差別を禁止すること。
- (2) 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- (3) 行政機関ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

この「障害者差別解消法」が成立したことにより、国内法が整備されたとして、2013年（平成25）12月4日の第185回臨時国会において、「障害者権利条約」の締結・承認を全会一致で可決しました。

さらに2014年（平成26）1月20日に国連事務総長に批准書を寄託し、2月19日から我が国において「障害者権利条約」の効力が発生しました。

これによって、「障害者権利条約」の根底に流れている「障がいとは、個人的なものではなく、社会及び環境との関係から生まれるものであり、あらゆる分野において、障がいのない人との実質的な平等を図るために、今まで障がい者を排除してきた社会の側の変化を求めるものである」、「障がい者は権利の主体であり、障がい者のことを障がい者抜きに決めない」という理念が実現される社会の構築に向けて、国を挙げて取組を行うことが期待されています。

2023年（令和5）6月1日現在、新潟労働局管内における障がい者の実雇用率は民間企業で2.38%、地方公共団体（市町村）で2.74%でした。

国が定める障がい者の法定雇用率は、2023年（令和5）6月1日現在では、民間企業は2.3%、地

方公共団体は2.6%ですが、2024年（令和6）4月から民間企業は2.5%、地方公共団体は2.8%に引き上げられます。また、対象事業主の範囲を常用労働者43.5人以上から40人以上に拡大され、今後法定雇用率の段階的な引き上げが予定されています。

対象となる事業所や地方公共団体が法定雇用率の達成をめざすことは、障がいのある人の就労先の選択肢が増えるとともに、就労への意欲を持ち、地域で自立した生活を送ることにつながります。

2013年（平成25）4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」では、障がいのある人の働く施設などの受注の機会を確保するとともに物品等に対する需要の増進等を図り、障がいのある人の自立の促進をめざしています。

当市では、「障がい者優先調達推進方針」を策定し、庁内で障がいのある人の働く施設から物品等を積極的に調達するとともに、市の広報活動を通して物品等を紹介しています。

2022年（令和4）実施の「人権問題に関する市民意識調査」において、「障がいのある人の人権について、特に尊重されていないと思うこと」の問いに対して、「障がいのある人への理解が不十分である」が49.2%、「働ける能力を発揮する機会がない」が46.5%と高い関心を示しました。

また、「障がいのある人の人権を守るために特に必要と思うこと」の問いに対して、「仕事の機会の提供など就労支援」が45%、「障がいのある人が、社会参画しやすくなる体制・しくみづくり」が39.5%、「障害のある人の人権を守るための制度の充実」29.9%、「相談体制の充実」22%、「人権教育・啓発活動の推進」20.7%、「福祉サービスの充実」が20.3%となっています。

「障害者総合支援法」が規定する「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現する」という理念を実現するために、障害福祉サービスが的確に行われていく必要があります。

「新発田市まちづくり総合計画」では、基本目標の一つである「健康・医療・福祉」を構成する施策として「障がい者・障がい児福祉」に取り組んでいます。「障がいにかかわらず住み慣れた地域で自分らしく生活ができるまち」を基本目標に掲げ、「障がいのある人への総合的、専門的な支援の実施」、「計画策定や条例の制定による支援施策の推進」、「成年後見制度の普及に向けた啓発による利用の促進」を柱として、施策を展開することとしています。

併せて2024年（令和6）3月に「第7期新発田市障がい者福祉計画」、「第7期新発田市障がい福祉計画」、「第3期新発田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、各種の課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組、障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援をめざしています。

また、2018年（平成30）6月から「ヘルプカード」を配布しています。このカードは、自分から困っていることを伝えられない障がいのある人などが必要な支援を周囲に求めやすくするためのものです。

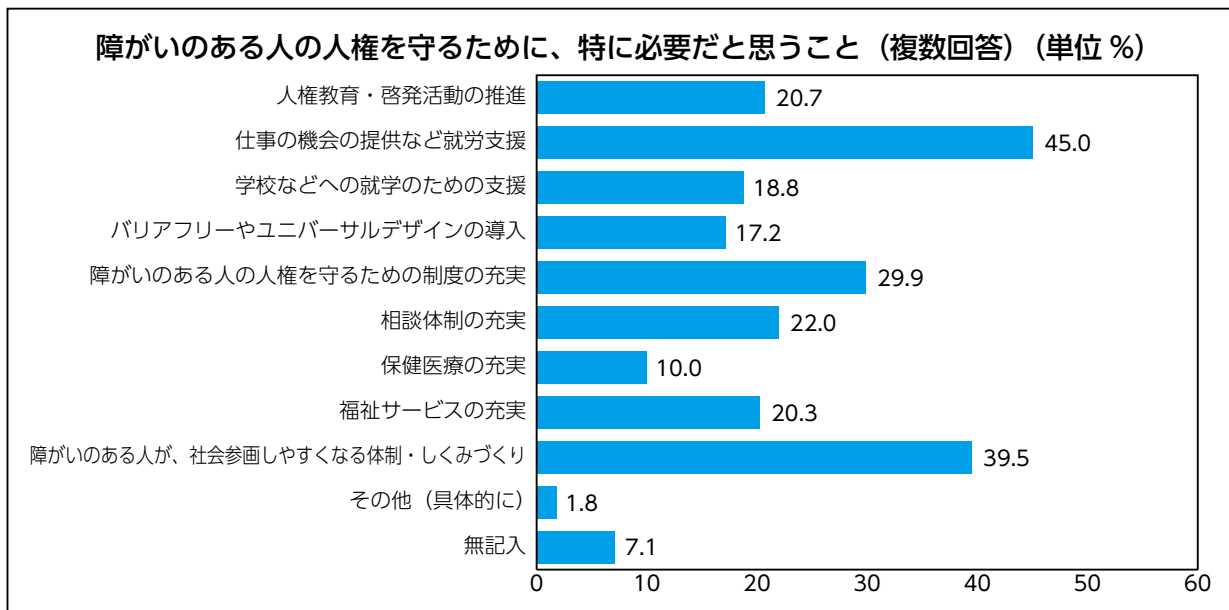
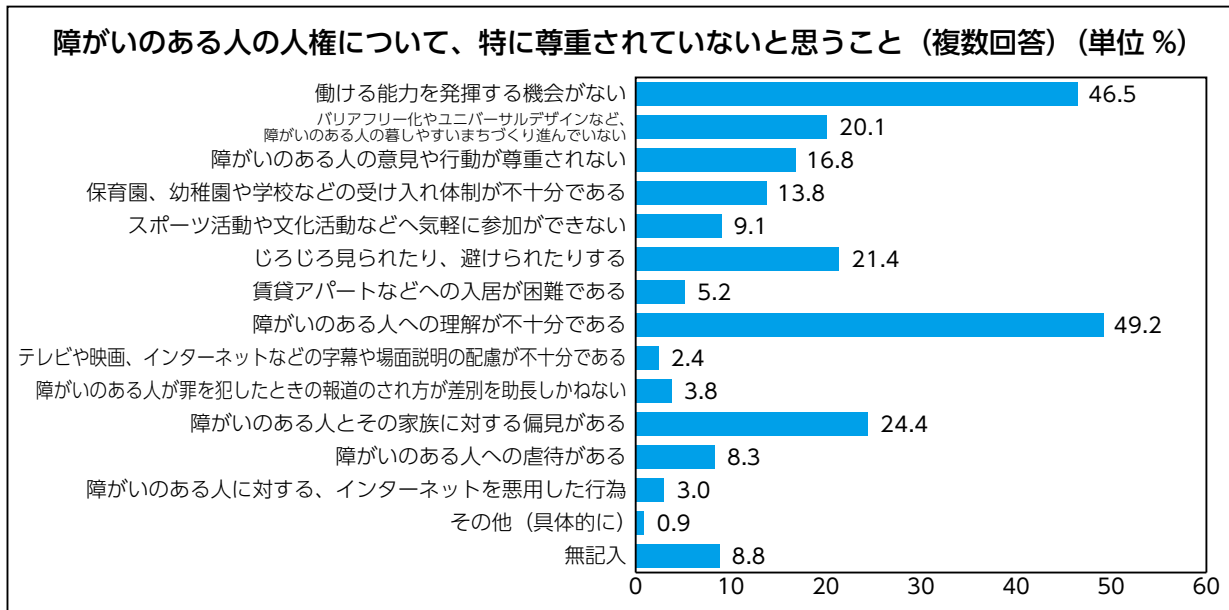
今後もヘルプカードの普及に努めます。

そして、同年、2018年（平成30）12月に「新発田市手話言語の普及等に関する条例」が施行されました。手話は言語であり、ろう者等が手話により意思疎通を円滑に行う権利を有するとの認識に基づき、手話及びろう者等への理解促進並びに手話の普及に努めています。

なお、2020年（令和2）4月に障がい者基幹相談支援センターを設置し、発達障がいを含む障がいのある人の相談業務の一元化を図り、福祉サービスの向上に努めています。

障がいのある人が安心して、生まれ育った地域の中で生活できる社会は、障がいの有無に関係なく、誰もが安心して共に生きていくことができる社会です。

その実現のため、市民一人ひとりがノーマライゼーション社会の実現に向け、障がいのある人たちへの差別と偏見をなくし、人権が保障された福祉のまちづくりへ向けて取組を推進します。



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

## 第1節 障がいのある人に対する差別の禁止と人権侵害からの救済

これまで、法律や制度の上での障がいのある人の雇用や社会生活の利便性の向上をめざした取組は不十分であり、障がいを理由とする差別や権利侵害からの救済を求めても、法令において具体的な根拠規定がないため、障がいのある人たちは、教育、雇用など多くの分野で差別に直面していました。

しかし、「障害者の社会的障壁について負担が過重でない場合、除去するための措置を実施しなければならない」と規定した2011年（平成23）の「障害者基本法」改正及び障がいのある人への不当な差別的取扱いと合理的配慮を定めた2013年（平成25）制定の「障害者差別解消法」により、

具体的に障がいのある人への差別を禁止し、社会参加を進めるための法律が整備されました。

当市では、2016年（平成28）4月に「新発田市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する新発田市職員対応要領」を策定し、差別的取扱いをなくし、障がいのある人への合理的配慮に積極的に取り組んでいます。

また、2018年（平成30）4月に「新発田市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、関係機関・団体等と連携し、障がいのある人への差別の解消に努めています。

今後これらの法律に則り、障がいのある人の社会参加を進め、差別のない社会をめざすとともに、障がいのある人への差別や虐待を禁止し、人権侵害が発生した場合には障がいのある人の立場に立ち、問題解決に向け相談体制の充実と支援を図っていきます。

### 施策の推進

#### (1) 差別解消の推進

「障害者差別解消法」及び「新発田市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する新発田市職員対応要領」に基づき、「新発田市障害者差別解消支援地域協議会」をはじめ、関係団体や機関と連携しながら、障がいのある人の視点で差別の解消に向けて取り組んでいきます。

#### (2) 相談体制の充実

障がいのある人や、その家族からの日常生活などに関するさまざまな相談に応じることができるよう相談体制の充実に努め、国、県、人権擁護機関や民間の団体などとの連携により、個別の課題に対応するほか、新発田市自立支援協議会での協議なども踏まえて、問題解決を図ります。

また、2020年に設置した「新発田市障がい者基幹相談支援センター」において、子どもから成人まで発達障がいを含む障がいのある人の相談業務の一元化を図り、障がいのある人への差別や虐待の早期発見に努めます。

#### (3) 虐待の早期発見と虐待を受けた障がいのある人の保護及び養護者への支援

「障害者虐待防止法」に基づき、虐待を受けた障がいのある人の保護及び養護者への支援を、国、県、医療機関、民生委員・児童委員や福祉事業所などと連携し、障がいのある人の権利利益の擁護を図ります。

## 第2節 人権教育・啓発の推進

「障害者基本法」において、「国民は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と規定されています。

障がいのある人も、障がいのない人もすべての人々の人権が尊重され、誰もがいきいきと輝くまちづくりを進めるためには、障がいのある人の参加のもと、障がいのある人の声が反映されるあらゆる施策に取り組んでいかなければなりません。

学校教育においては、インクルーシブ教育システムの構築に向け、取組を進めていきます。

## 施策の推進

### (1) 啓発の推進

障がいのある人が、社会の一員として、完全な社会参加が保障され、地域の中でともに生きる「ノーマライゼーション社会」実現のため、障がいのある人と連携しながらあらゆる機会を捉え啓発を進めます。

- ① 障がいのある人及びその家族の状況に配慮しながら、差別や虐待について具体的に示すなど、分かりやすく障がいのある人への人権尊重を促す市民啓発に努めます。
- ② 日常的に障がいのある人と接する福祉事業者及び職員などに、人権・同和問題を正しく理解し、差別意識の解消と人権尊重の意識を高めるための啓発に努めます。
- ③ ボランティア、障がい者団体の育成支援と組織強化を図ります。
- ④ 障がい者理解促進講演会の開催やヘルプカードの配布等を通じて、障がいのある人への理解を深めます。

### (2) 支援体制の充実

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加をめざして、障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が図れるよう、合理的配慮や必要な支援体制の充実を図ります。

- ① 個々の教育的ニーズに対応した教育をめざします。
- ② 学校などのバリアフリー化の推進を図ります。
- ③ 特別支援教育（保育）の整備充実を図ります。
- ④ 生涯学習に取り組みやすい環境整備を図ります。

## 第3節 環境の整備と就労の確保

障がいのある人があらゆる分野に参画するために、さまざまなバリア（障壁）を取り除き、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心・安全に共に生きるまちづくりを推進します。

## 施策の推進

### (1) 就労の確保

障がいのある人の雇用拡大に向け、ハローワークなどと連携し、啓発活動や企業・事業所等に働きかけを行います。

- ① ハローワークなどの関係機関と連携を強化し、障がいのある人の雇用の促進を図ります。
- ② 就労系サービスなどへの支援、充実に努めます。
- ③ 「障がい者優先調達推進方針」に基づき、庁内で障がいのある人の働く施設等から物品を積極的に調達するとともに、市の広報活動を通して物品の紹介等を行うなど市民にも働きかけを行います。

### (2) 環境整備

障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して、安全・快適に暮らせる環境整備を推進します。

- ① 移動・交通対策のバリアフリー化を推進します。
- ② 公共公益施設のバリアフリー化を図ります。
- ③ 住環境のバリアフリー化を推進します。
- ④ 人権に配慮した防災対策の推進を図ります。



## 第4節 保健・医療・福祉の充実

「新発田市まちづくり総合計画」に基づき、障がいのある人とその家族を取り巻く環境が向上し、障がいのある人が自ら望む地域で、自立した生活ができるようにするまちづくりを推進します。

新発田市障がい者福祉計画等により、ノーマライゼーションの基本理念を基に障がいのある人たちだけでなく人々が共に支え合い、互いに尊重しながら、自らが望む地域で家族と共に生活することが出来るよう推進していきます。

### 施策の推進

#### (1) 保健医療の充実

- ① 関係機関との連携強化を図ります。
- ② 機能回復訓練の充実を図ります。
- ③ 生活習慣改善を通じた生活習慣病予防の強化を推進します。

#### (2) 福祉サービスの充実

障がいのある人が、自らが望む地域で在宅生活を継続するために、介護にあたる家族の負担を軽減するとともに、障がいのある人の自立した生活を支援する公的制度の充実と、地域社会の啓発を推進します。

- ① 在宅サービスの充実を図ります。
- ② 情報収集・情報提供の充実を図ります。
- ③ 社会参画の促進を図るため、各種事業を展開します。
- ④ 精神保健福祉施策を推進します。
- ⑤ ヘルプカードの配布や啓発を通じて支援が必要な人と支援をする人を繋ぎます。

## 第8章 外国籍や外国にルーツのある人の人権尊重

### 現状と課題

1952年（昭和27）サンフランシスコ平和条約の発効に合わせ、外国人登録制度等を規定した外国人登録法が制定されました。

その後、1979年（昭和54）に国際人権規約を批准するなど、外国籍の人の権利保障に対する諸施策を講じ、日本社会における異なる文化、生活習慣、宗教、言語などの違いを互いに認め合う共生社会の実現をめざしています。

これまで外国籍の人の出入国や居住は、「出入国管理法」、「外国人登録法」により、国や自治体が管理していました。

しかし、我が国に入国・在留する外国籍の人が年々増加していることなどを背景に、2012年（平成24）7月9日から「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、居住する外国籍の人も住民基本台帳法の適用対象となり、住民票が世帯ごとに作成され、市町村から行政サービスを容易に受ける基盤ができました。これに伴い、従来の外国人登録制度は廃止になりました。

このように、外国籍や外国にルーツのある人が日本で生活するために必要な法制度は整備されつつありますが、外国籍や外国にルーツのある人の人権に関する規範、基準は今なお存在していません。

法務省の報告によると、2023年（令和5）6月末における日本に在留する外国籍の人の数は322万3,858人と、過去最高の人数となり、近年は増加傾向となっています。

2023年6月末現在の出身国別の割合は、中国が24.5%、ベトナムが16.1%、韓国が12.8%、フィリピンが9.6%と、全体の6割以上を占めております。近年は東南アジア諸国の増加が顕著となっています。

領土をめぐる問題などにより、外交案件で対立が続いているほか、最近首都圏などで行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人への差別感情を煽り、排斥する趣旨の言動（ヘイトスピーチ）が公然と行われ、大きく報道されました。

2021年には、57年ぶりに東京でオリンピック・パラリンピックが開催され、更なる国際化が物心ともに求められている現在、我が国に在住する外国籍の人に対して偏見を持たず差別をせず、外国籍の人たちが安心して暮らすことのできる社会づくりが、国際化に向けた課題です。

当市は、1989年（平成元）に大韓民国議政府市、1999年（平成11）に漣川郡全谷邑と友好都市協定を締結。また、1995年（平成7）にはアメリカ合衆国オレンジシティ、1998年（平成10）にセントジェームズ市と姉妹都市協定を締結し、スポーツ・文化・芸術など国際理解を深める交流事業に取り組んでいます。

2023年（令和5）6月末現在において、当市における外国籍の住民数は、683人（33か国）となっています。これは、前年同月比で69人増となっており、微増に推移しています。

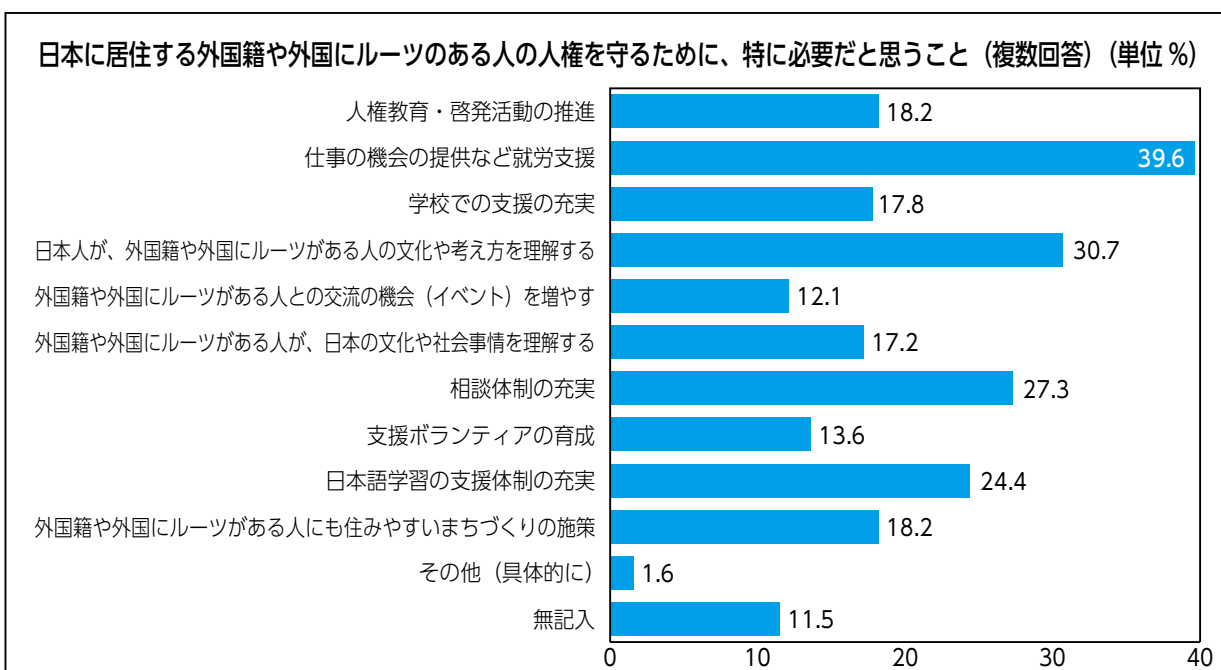
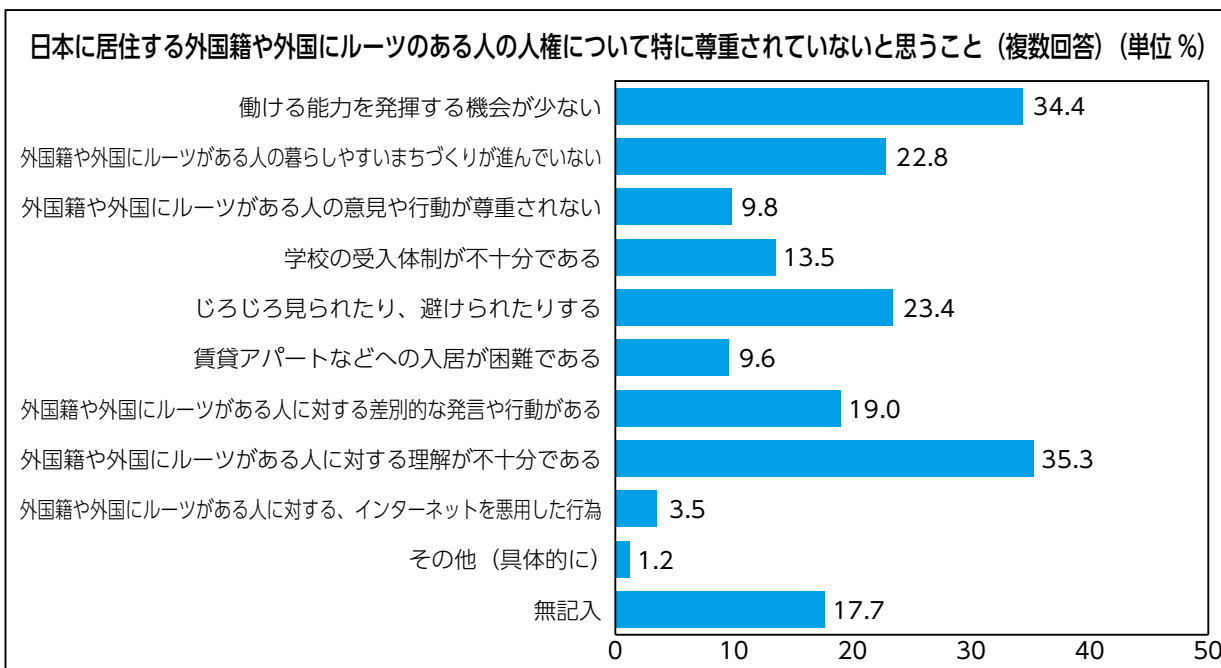
また、2023年（令和5）6月末における出身国別の人口はベトナム160人、中国150人、フィリピン67人、パキスタンとインドネシアが57人と続いています。

2022年（令和4）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」において、「日本に居住する外国籍や外国にルーツのある人の人権において特に尊重されていないと思うこと」についての問いに、「外国籍や外国にルーツがある人に対する理解が不十分である」35.3%、「働ける能力を発揮する機会が少ない」34.4%、「じろじろ見られたり避けられたりする」23.4%、「外国籍や外国にルーツがある人の暮らしやすいまちづくりが進んでいない」22.8%、の順となっています。

また、「日本に居住する外国籍や外国にルーツのある人の人権を守るために、特に必要だと思うこと」の問いには、「仕事の機会の提供など就労支援」39.6%、「日本人が、外国籍や外国にルーツがある人の文化や考え方を理解する」30.7%、「相談体制の充実」27.3%と続いています。

調査結果から、外国籍や外国にルーツのある人について理解が不十分であるために差別的な発言や行動があると考えられ、意識と行動の改善にはお互いの文化、習慣を共に学び、事情を理解する必要性がうかがえます。

外国籍や外国にルーツのある人の人権問題の解決を図るため、相談支援体制及び情報提供の充実を図り、日本人と外国籍や外国にルーツのある人がお互いに違いを認め合って共に生きていくことができる社会の実現に向けた啓発活動を推進します。



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

## 第1節 外国籍や外国にルーツのある人の人権擁護

外国籍や外国にルーツのある人に対する偏見や差別意識を解消し、それぞれがもつ文化を理解し、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重されるよう、次のことに取り組みます。

### 施策の推進

#### (1) 相談体制の充実

外国籍や外国にルーツのある人の生活の様々な相談に対応できるよう関係機関や関係団体などとの連携により、的確な対応に努めます。

#### (2) 情報提供の充実

外国籍や外国にルーツのある人が安心して生活を送れるよう、SNS等も活用して社会生活に必要な各種情報を迅速かつ確実に提供します。

#### (3) 外国籍や外国にルーツのある人に対する支援の充実

日本に暮らす外国籍や外国にルーツのある人にとって、日本語の習得は円滑な社会生活を営む上で欠くことのできないものです。外国籍や外国にルーツのある人が日本語を習得するために必要な民間団体やボランティア団体が行う事業を支援します。

## 第2節 外国籍や外国にルーツのある子どもの教育の推進

外国籍や外国にルーツのある子どもが、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校の場で、言葉の問題をはじめ、諸外国の文化や宗教から生じる食事や慣習などの違いによって、不利益を受けることなく、教育を受けることができるよう支援を進めます。

### 施策の推進

(1) 日本語の指導やこころのケアが必要な子どもたちの支援を進めます。

(2) 宗教上の慣習などにより、食事制限がある場合などについては保護者と話し合い、最善の方法を検討します。

(3) 共に学ぶ児童、生徒に向けて、お互いの文化・慣習を理解し尊重する意識を高めるため、人権・同和教育の充実に努めます。

## 第3節 人権教育・啓発の推進

現在、日本の社会では、国際化の進展に伴い、さまざまな国の人が生活しています。

当市においても、多くの外国籍や外国にルーツのある人が暮らしており、言葉や宗教・生活習慣などの違いから、差別意識へとつながってしまうことがあります。

外国籍や外国にルーツのある人に対する偏見や差別の解消を図るため、言葉や宗教、生活習慣などの理解と人権意識を高めるために啓発活動の推進を図ります。

### 施策の推進

#### (1) 啓発活動の充実

互いの文化を理解し、尊重し合えるよう、民間団体・関係機関と連携を図り、講演会・セミナーや交流会の開催など、啓発活動の充実に努めます。

## (2) 学校教育における国際理解の推進

児童、生徒の国際的な人権感覚を養うため、人権・同和教育の充実に努めます。

## **第4節 社会参画の推進**

当市に在住する外国籍や外国にルーツのある人は、共に暮らす地域の住民であり、住民として等しくサービスを受ける権利があります。お互いの違いを認め合って、共に生きていくことができるような環境づくりを推進します。

### **施策の推進**

外国籍や外国にルーツのある人への学習機会の提供、雇用の拡大、保健、福祉事業など各種事業を通じて社会参画の拡大に努めます。

## 第9章 さまざまな人権問題の解決を図るために

### 現状と課題

国では、「人権教育・啓発に関する基本計画」に掲げられている、人権問題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、新たな人権問題についても、その解決に資する人権教育、啓発を推進しています。

2022年（令和4）実施の「人権問題に関する市民意識調査」において、「人権問題のうち、関心のあるもの」について、関心が低かったものとしては、「エイズ患者やH I V感染者の人権」8.4%、「ハンセン病回復者の人権」9.1%、「アイヌ民族の人権」10.5%、「新潟水俣病患者の人権」11.5%、「刑を終えて出所した人の人権」14.8%となっており、まだまだ理解度が低いと言わざるを得ません。

当市では、このような人権問題のほか、新たに生じている人権問題について、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努めます。

### 〈インターネットによる人権侵害〉

近年のパソコンやスマートフォンなどによるインターネットの急速な普及は、子どもから大人まで多くの人々に利便性をもたらし、今や日常生活に欠かせないものとなっています。

一方、匿名性が高く、どのような情報でも簡単に発信できることから、個人への中傷や侮蔑、プライバシーに関する情報や画像の無断掲載、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる人権問題がおきています。近年ではSNSなど新たなコミュニケーション手段が普及し、小・中学生をはじめ青少年が加害者や被害者になるなどトラブルに巻き込まれたり、誹謗中傷を受けて自死に追い込まれたりするなど痛ましい事案も発生しています。

これらの現状を受け、2022（令和4）年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、侮辱罪の法定刑の引き上げが行われ、インターネット上の誹謗中傷などの書き込みに対する対策が強化されました。

新発田市議会では、インターネット上の人権侵害事件を重く受け止め、2022（令和4）年2月定例会において「インターネット上の人権侵害事件に対し速やかな措置を求める意見書」を全会一致で可決し、国へ提出しました。

また、同和問題に関しては「全国部落調査」復刻版出版事件に代表されるように、インターネット上に同和地区の名称等を掲載するなど、悪質な人権侵害事件が全国的に発生しています。

「全国部落調査」復刻版出版事件については、当市においても、その事態を非常に重く受け止め、市長、教育長、市議会議長の三者で、法務局新発田支局へ直接削除要請を行い、全国各地でも様々な取組がなされました。2023年6月28日に出された控訴審判決では、憲法13条、14条に規定されている「差別されない権利」が司法の場で初めて認められるなど大きな動きも現れてきています。

ひとたびインターネット上に掲載されると、世界中から閲覧が可能となること、内容がコピー・転載され拡散しやすいこと、被害を受けても情報の削除が難しく、掲載が継続されてしまうことがインターネットによる人権侵害の大きな問題です。

情報化社会において、インターネットによる人権問題は、大きな課題であり、問題の解決に向けた早急な制度の構築をはじめ、教育、啓発の取組が必要です。

### 〈性的マイノリティ（性的少数者）の人権〉

恋愛や性愛の対象が同性又は両性に向かったり、身体の性と心の性が一致しないため違和感を持ちたりするなど、性的指向及び性自認等により困難を抱えている人がいます。代表的とされるものの頭文字をとってLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）や、そのほか様々な性的マイノリティ（性的少数者）の人達を含めてLGBTsと言われることがあります。

性的マイノリティの人たちは、偏見や無理解から差別を受け、また差別や偏見の対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができないなど、社会生活の様々な面で人権に関わる問題が発生しています。

当市においては、2022年（令和4）実施の「人権問題に関する市民意識調査」において、人権問題のうち関心のあるものの問いに、「性的マイノリティ（性的少数者）の人権」が27.0%と、前回調査と比較して10.3ポイント増加しており、特に若い世代の関心度の高さが伺えます。

様々な性の在り方について、正しい理解や認識を深め、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を作っていく必要があります。

2023年（令和5）6月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行され、全ての国民が、その性的指向や性自認に関わらず、等しく基本的人権を享受し、性的指向や性自認を理由とした不当な差別はあってはならないと明記されています。

また、全国各地の都道府県をはじめ、県内の市町村においても、パートナーシップ制度を導入する自治体が増えており、性的少数者への法的整備が急速に進んでいます。多様な性に対する知識や理解の不足により、立場の違う人同士の対立やトラブルが生じるなどといった問題も起こっており、正しい知識の習得とお互いを理解し尊重する心の醸成が不可欠です。

性的マイノリティ（性的少数者）の人権については、性的マイノリティの人たちや支援団体等と十分な協議をしながら、早急な制度の構築、問題の解決に向けた取組を行っていく必要があります。

### 〈エイズ患者・HIV感染者の人権〉

国連合同エイズ計画（UNAIDS）の2021年（令和3）の報告によると、全世界でHIV陽性者数は約3,840万人、新規HIV感染者は約150万人、エイズによる死亡者数は約65万人とされています。

国内においても、厚生労働省エイズ動向委員会は、2021年（令和3）の新規報告数を、HIV感染者742件、エイズ患者315件と発表しました。

エイズ患者・HIV感染者は、通院や服薬により日常生活を送ることができるにもかかわらず、自身が感染者であることを公表することによって差別を受けることを恐れて、通院や服薬の理由を隠さざるを得ない状況に置かれてしまい、精神的に追い詰められる場合もあります。

### 〈ハンセン病患者・回復者やその家族の人権〉

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気であるとされています。しかし、かつてわが国でとられた隔離政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からいわれのない偏見や差別の対象となってきました。

ハンセン病を患った人々については、1907年（明治40）から隔離政策が始まり、それは「らい予防法」が1996年（平成8）に廃止されるまで続きましたが、2001年（平成13）の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行により、ハンセン病問題の全面的解決に向けた取組が行われています。

国は偏見や差別の解消を推進するため、2009年（平成21）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行するとともに、2001年（平成13）に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行された6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と決めました。さらに2010年（平成22）国連総会において「ハンセン病差別撤廃決議」が採択されるなど、ハンセン病回復者の人権を守る世界的な流れができてつつあります。

#### 〈新型コロナウイルス感染症に関連する差別〉

2020年（令和2）1月から全国的に感染が広まった新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会や生活を劇的に変化させました。

新興感染症の拡大は、社会的不安を助長させ、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別を誘発し、様々な人権問題が発生しました。

これらの問題は、未知のウイルスに対する人々の不安や間違った情報や知識による偏見に起因するところが多く、今後も感染症に対する差別の解消に向け、正しい知識や対応について周知・啓発を推進する必要があります。

#### 〈新潟水俣病被害者の人権〉

新潟県独特の人権問題として、新潟水俣病被害者の問題があります。

公害は人命や環境よりも、経済効率を優先した結果生じた重大な社会問題です。

新潟水俣病は、1965年（昭和40）に正式に確認された日本における4大公害病の一つで、有毒なメチル水銀を蓄積した魚介類を摂取したことにより神経症、視野狭窄、運動障害などを起こし、日常生活に支障を来す病気です。

新潟水俣病の症状が、報道などを通じて重篤な状態が強く印象付けられ、当初は「奇病」、「伝染病」などと差別された経緯もありました。

また、症状が分かりにくい中軽度の患者は、症状が周囲に理解されず、実際に診断を受けても認定を受けることが難しいばかりか、認定を受けられなかった人は、周囲から「ニセ患者」などと誹謗中傷を受けることがあります。

以上のようなことから、新潟水俣病の患者であることを言い出せない、症状を感じても受診しづらいなどの状況に置かれることがあります。

2010年（平成22）4月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が施行され、患者の救済に向けて大きく前進をしました。

また、県では、2009年（平成21）4月に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、新潟水俣病患者の福祉の推進、理解を深め偏見や中傷をなくすための教育・啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的としてさまざまな施策を進めています。

当市では小学校での人権（環境）教育の一環として、新潟水俣病について、新潟市北区の「新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）」を見学し、学習を行うなど、理解を深める活動を行っています。

#### 〈北朝鮮当局による拉致問題〉

2002年（平成14）の日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が公式に拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しました。2006年（平成18）「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の施行により、積極的に拉致問題に関する啓発が行われています。

しかし未だに帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者



の問題も継続しており、記憶を風化させないよう、声を上げ続ける必要があります。

高度な外交問題であります。拉致問題は重大な人権の侵害であり、拉致被害者や家族の高齢化が進む中、一刻も早い解決に向けて、国の毅然とした対応が求められます。

拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であり、一人ひとりの正しい理解と意識向上に向けた一層の取組が必要です。

### 〈犯罪被害者の人権〉

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、風評による人権侵害やマスメディアの報道によるプライバシー侵害・名誉毀損、過剰な取材による平穏な生活の侵害などの二次的被害の問題があります。犯罪被害者の精神的・経済的打撃を緩和し、平穏な生活営むことができるよう支援する取組が必要です。

### 〈刑を終えて出所した人の人権〉

刑を終えて出所した人については、社会の一員として立ち直ろうとしても、地域社会における誤った認識や偏見によって更生の妨げや人権が侵害されることがあります。刑を終えて出所した人たちや、犯罪の被害者、その家族に対する偏見や差別意識が解消されるような啓発が必要です。

### 〈東日本大震災に起因する人権問題など〉

2011年（平成23）3月11日に発生した東日本大震災では、地震と津波の発生により東北地方と関東北部の太平洋沿岸に未曾有の被害を及ぼしました。

また、地震と津波により発生した福島第一原子力発電所の事故により、周辺住民に避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を今なお余儀なくされています。

このような中、東日本大震災に起因して、避難生活の長期化による被災者同士のトラブルや、放射線被ばくについての風評などに基づく偏見や差別の人権問題が発生しています。

当市でも震災発生以降、福島県から避難してきた被災者を最大で820人（2011年（平成23）3月20日時点）受け入れ、2023年（令和5）9月末において、約130人の避難してきた被災者が生活しています。

これらの人々が決して差別を受けることのないよう、啓発を続けなければなりません。

### 〈ヘイトスピーチによる人権侵害〉

ヘイトスピーチとは、特定の人種や民族、宗教など少数者に対する憎悪表現のことであり、近年では、これらの人々に対し侮蔑的な表現を連呼する街頭活動が繰り返され、こうした言動が人々に不安感を与えたり、人としての尊厳を傷つけたりしています。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が2016年（平成28）に施行されました。この法律は、ヘイトスピーチは許されないことを宣言し、その解消に向け、国や地方公共団体が、必要な措置を講ずることを明記しています。

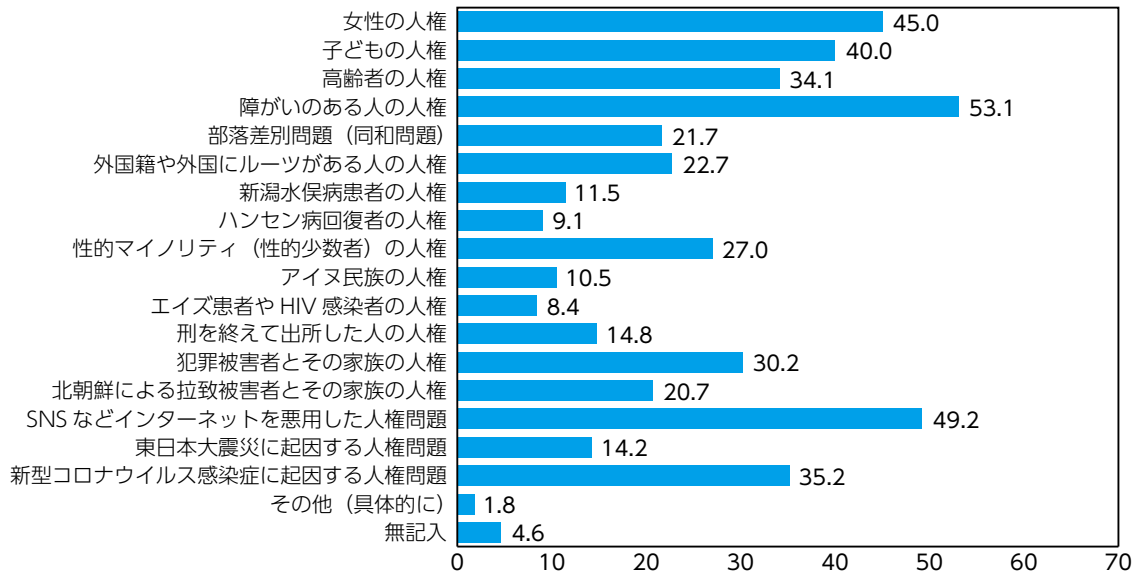
特定の民族や全てのマイノリティなど誰でもが安心して居住し、共生できる社会に向けて、ヘイトスピーチを根絶させていく必要があります。

### 〈その他〉

2019年に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」も施行されるなど、さまざまな人権課題に対する法制度の動きも出てきています。

また、労働環境や社会環境の変化による貧困問題やホームレスの人などに対する偏見や差別、その他のさまざまな人権問題についても、周知啓発を行い、人権意識の高揚を図っていく必要があります。

### 人権問題のうち、関心のあるもの（複数回答）（単位％）



2022（令和4）年度「人権問題に関する市民意識調査」

## 第1節 さまざまな人権問題への相談体制の整備

あらゆる人権問題について、誰でも気軽に相談と支援を受けることができるための取組を推進します。

### 施策の推進

相談体制の整備・充実

関係機関などとの連携を図りながら、さまざまな相談に対応できる体制の整備と支援体制の構築に努めます。

## 第2節 さまざまな人権問題への教育・啓発の推進

さまざまな人権問題に対する偏見や差別意識を解消し、すべての人々の人権尊重を念頭に置いた教育・啓発の取組を推進します。

### 施策の推進

#### (1) 啓発活動の充実

- ① インターネットによる有用性と危険性についての理解を深め、適宜監視等を行い、利用者のルールやモラル順守の向上を図り、不適切な書き込み等があった場合は、適切な対応を取っていきます。
- ② 性的指向や性自認等に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修会など啓発活動を推進します。
- ③ HIV感染、ハンセン病などについて、理解不足により差別や偏見が生じることから、すべての市民に向けた正しい知識の啓発・普及活動と交流事業などを行います。

- ④ 新潟水俣病について、理解不足により差別や偏見が生じることから、すべての市民に向けた正しい知識の啓発・普及活動と交流事業などを行います。
- ⑤ 東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故に起因する人権問題について、被災者に対し理解を深めるとともに、復興への機運を高めるため、啓発活動を推進します。
- ⑥ さまざまな人権課題に対して、ホームページやパンフレット等により、市民への啓発に努めます。

## 第10章 さまざまな職業分野への人権啓発・研修等の推進

### 現状と課題

2016年（平成28）に施行された、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」では、国の責務とともに地方公共団体の責務も規定されています。また、市議会においては、人権に関するさまざまな意見書等の採択を行ってきています。

また、近年、企業活動における人権の尊重が注目され、企業における人権尊重の取組が広がってきています。2020（令和2）年10月、「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定され、これからの社会において、企業の人権への取組はますます重要なものとなってきています。

市議会議員、市職員、教職員等をはじめ、さまざまな職業分野の人達へ向けて、研修や啓発活動を通して、人権問題の解決を自らの課題として捉え、差別をなくすために行動できる力を培うことができるよう、取組を行っていく必要があります。

### 施策の推進

- (1) 市議会議員は市民の代表者として、条例の制定や改廃、予算の議決等市の施策方針等に深く関わる立場にあることから、自己啓発や自主研修につながるよう情報提供をはじめ、人権啓発の推進に努めます。
- (2) 市職員及び市の施設に勤務する職員は、常に市民の基本的な人権を尊重し、市民の権利を擁護する立場から、人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。  
そのため、職員一人ひとりが豊かな人権感覚をもって職務を遂行するよう、全職員を対象とした人権・同和教育研修の充実を図ります。
- (3) 教職員は、子どもの人権を擁護し、かつ教育活動全体を通じて、子どもの人権意識を育てる使命があります。  
学校における人権・同和教育の推進にあたっては、教職員は、人権問題を自分自身の問題として捉え、子どもたちの人権尊重の意識を高めるための教育活動を行う実践力を身につけると同時に、教職員自身が人権問題について、理解と認識を深め、人権感覚を磨くための研修を工夫し改善しながら人権・同和教育の研修の充実を図ります。
- (4) 市内の企業や事業所等を対象に、公正な採用選考や企業における様々な人権問題等への理解を深める研修会をハローワークと共催で実施し、企業等における人権意識の向上を図ります。
- (5) 全国では、一部の行政書士や司法書士等が職権を悪用し、第三者の戸籍謄本や住民票などを不正に取得して調査会社に売り渡すという事件が起こっています。戸籍謄本や住民票に記載されている情報をもとに、差別や人権侵害につながる身元調査が依頼されている実態が指摘されています。

職務上請求により戸籍謄本等の請求を行うことができる「八士業」（弁護士、司法書士、行政書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士）への自己啓発や職場研修の推進につながるよう情報提供をはじめ、人権啓発の推進に努めます。

# 参考資料

1	世界人権宣言（抄）	56
2	日本国憲法（抄）	57
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）	59
4	新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）	60
5	同和対策審議会答申（抄）	65
6	同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）（抄）	68
7	部落差別の解消の推進に関する法律（抄）	71
8	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約〈女子差別撤廃条約〉（抄）	72
9	男女共同参画社会基本法（抄）	74
10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〈DV防止法〉（抄）	76
11	児童の権利に関する条約〈子どもの権利条約〉（抄）	81
12	児童福祉法（抄）	83
13	児童虐待の防止等に関する法律（抄）	86
14	いじめ防止対策推進法（抄）	91
15	こども基本法（抄）	97
16	老人福祉法（抄）	101
17	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）	102
18	障害者基本法（抄）	105
19	障害者の権利に関する条約（日本政府仮訳文）（抄）	109
20	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）	112
21	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抄）	116

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章
参考資料

22	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 ＜プロバイダ責任制限法＞（抄）	118
23	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（抄）	122
24	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 ＜LGBT理解増進法＞（抄）	123
25	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）	126
26	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（抄）	128
27	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抄）	129
28	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（抄）	132
29	新潟水俣病地域福祉推進条例（抄）	134
30	犯罪被害者等基本法（抄）	136
31	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）	139
32	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抄）	142
33	新発田市同和行政年表	144
34	新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例	152
35	新発田市人権のまちづくり審議会規則	154
36	新発田市人権のまちづくり審議会委員名簿	156
37	新発田市人権教育・啓発推進計画策定の経緯	157

# 世界人権宣言(抄)

1948年12月10日 国連総会採択

前文

(略)

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(略)

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対してこの宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# 日本国憲法(抄)

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

## 第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(略)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。



第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、住居、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

平成12年 法律第147号  
施行日：平成12年12月6日

## （目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## （基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## （国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## （基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## （年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## （財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

以下（略）

# 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）

2006年4月1日  
第2次改定：2021年6月

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本指針策定の趣旨

#### (1) 策定の経緯

国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」が採択されて以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、1946（昭和21）年11月3日、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を公布し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきた。

本県では、2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）に基づき、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、あらゆる行政分野で人権施策を推進してきた。

#### (2) 本指針を改定する際の考え方

本県では、最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を将来像と位置付けている。この総合計画を真に豊かに実現し、人がその生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」（新潟県総合計画）となるには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならない。

人権教育及び人権啓発は、人権教育・啓発推進法が定めるように、「人権尊重の精神の涵養」と「普及」を目的とし、国、地方公共団体、更には国民に対して、「人権尊重の精神の涵養」に努め、「人権が尊重される社会の実現」へ寄与することを期待している。すべての県民の人権が尊重される豊かな県政を実現するためには、県の施策の推進とともに、県民一人一人の、人権にかかわる深い理解と認識、積極的な協力が不可欠である。

また、本基本指針に記載した個々の内容は、今後、急激な時代の進化や変化により、人権教育及び人権啓発に関わる新たな内容や視点が求められることも推察されるが、そのような際にも、人権教育及び人権啓発が本県の施策を根本で支えるものとする本基本指針の趣旨を常に認識し、新たな課題に対しても適切に対応を検討していく。

#### ア 第1次改定（2020（令和2）年3月）

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっている状況を踏まえるとともに、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題、インターネットによる人権侵害への対応のほか、指針策定後の社会情勢の変化や、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備を踏まえ、全面的に改定を行った。

#### イ 第2次改定（2021（令和3）年6月）

新たな感染症が繰り返し出現する中で、新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するための改定を行った。

### 2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

この指針では、基本理念としてすべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人一人の個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

### 3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものであり、同時に、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人一人が人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

### 4 基本指針策定の背景

- (1) 国際的動向（略）
- (2) 国の動向（略）
- (3) 本県の動向

本県では、これまで庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。2004年（平成16）には、人権教育・啓発推進法に基づき、新潟県人権教育・啓発推進基本指針を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目指し、各種の人権施策に取り組んできた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。2018（平成30）年に実施した人権に関する県民アンケート調査では、基本的人権が「よく守られている」「だいたい守られている」の回答の合計が68.1%で、2013（平成25）年に実施した前回の人権に関する県民アンケート調査より6.8ポイント減少している。

本県のこのような状況を踏まえると、この基本指針の重要性は今後一層増していくと考えられ、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果や課題などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり基本指針に則し諸施策をより積極的に実施していく必要がある。

## 第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、県民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが大切であり、教育の果たす役割は重要である。

このため、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性等が十分に発揮できるよう人権教育の推進に努める。

また、企業・団体等にあっても豊かな社会づくりに貢献する責任を担っており、職場における人権教育・啓発の推進に取り組むよう努めることが求められている。

さらに、県民一人一人が生涯を通じて人権について自分のこととして考えていくことが大切であることから、県民の人権意識の高揚を図るために、新聞やテレビなどマスメディアのほか、多様な媒体を効果的に活用して人権啓発活動を進める必要がある。

### 1 学校教育における人権教育の推進

#### (1) 現状と課題

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目標の実現を目指した教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。

しかし、学校現場では、いじめ問題が依然として深刻な状況にあり、児童生徒に、いじめは命をも奪いかねない差別行為・人権侵害行為との認識や人権感覚が十分に浸透していないといった問題も指

摘されている。また、情報化の進展によって、児童生徒がインターネットによる人権侵害などのトラブルに巻き込まれる可能性が高まっている。

そのため、各学校が全ての児童生徒、教職員、保護者等の関係を尊重しあえる教育活動や学校運営を進めるとともに、教職員の指導力を高める研修を一層充実させ、様々な人権課題の解決に向けた取組の充実を図ることが大切である。

#### (2)基本方針

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりをとおして、子ども一人一人を大切にしながら、発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。

そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組を図るとともに、課題を抱える子どもたちに寄り添いかかわる同和教育を中核にした人権教育を着実に実践する。

また、同和問題をはじめとする研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指す。

#### ア 授業等の改善

子どもや地域の実態を踏まえた全体計画や年間指導計画を全教職員が参画して作成し、工夫改善を図る。その際、情報モラルやインターネットリテラシーについても確実に指導するよう留意する。

各教科等においては、副読本を有効活用するとともに体験的な活動を取り入れるなどして、人権に関する知的理解と人権感覚を高め、自他の人権を守る実践行動に結びつくような授業を工夫する。

#### イ 研修の充実

正しい認識を身に付け、人権感覚を磨くために学び直す校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修を計画的に実施する。

#### ウ 環境づくり

互いを認め合い、支え合う人間関係を基本とした学級・学校づくり、家庭や地域と連携した取組を推進する。

## 2 社会教育における人権教育の推進

### (1)現状と課題

社会教育においては、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人等をめぐる様々な人権課題について公民館等の社会教育施設で各種の学級・講座を開設してきた。

しかし、各種学級・講座の開設数は依然として少ない状況にあり、人権教育・啓発の一層の推進が求められている。

このため、生涯の各時期に応じ、人権に関する学習ができるよう講演会やワークショップ等の学習機会の一層の拡充、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発・提供や指導者の育成を図り、家庭や地域において更に人権意識を高める取組を推進することが大切である。

### (2)基本方針

すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、公民館等の社会教育施設を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

ア 子どもたちが豊かな心や自他の人権を尊重し合う態度を身に付けるようになるためには家庭や地域の大人たちが日常生活を通じ、差別をしない姿勢を示していくことが重要である。

このために家庭や地域の大人たちが人権感覚を十分身に付けるよう公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。

また、すべての教育の出発点である家庭教育では、日常生活を通じて、家族全体が自他の人権を尊重し合えるよう、人権に関する学習機会の提供や情報発信等を行うとともに、家庭の教育力の向上を支援し、家族全体で人権意識が高まるよう促す。

イ 地域社会における指導者の養成と資質の向上を目指して、フィールドワークなど参加体験型アプローチを採用するなど、より実効的な手法を取り入れる創意工夫を図るとともに、地域全体が自他の人権を尊重し合えるよう、実践に結びつく指導者研修会の内容の充実を図る。

ウ 様々な人権問題を正しく理解するために、参加者の学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発・提供を行い、公民館等の社会教育施設での学級・講座が充実するよう市町村教育

委員会との連携を図る。

また、学習が実践活動に結びつくような手法を用いた学習資料の開発・提供を行うとともに、生涯学習情報提供システム（ラ・ラ・ネット）を活用してその周知に努める。

### 3 企業・団体等に対する人権啓発の推進

#### (1)現状と課題

企業・団体等においては、社会を構成する一員として、人権を尊重する社会的責任（CSR）を果たすことが求められており、性別、国籍、年齢、障害などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存を目指すダイバーシティ（多様性）の考え方を取り入れた経営にも関心が高まっている。

しかし、採用選考では、身元調査の実施、採用試験における不適切な質問や個人情報に関する不要な書類の提出要請など人権への配慮が不十分な事例が依然として見受けられる。その他、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、高齢者・障害者・外国人の雇用差別等の人権侵害が問題となっている。

このため、誰もが差別なく働くことのできる場の確保を目指し、企業・団体等における人権尊重の意識の高い職場づくりを促進する必要がある。

#### (2)基本方針

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚するよう促し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応を行うよう、企業等の経営者や管理者を中心に啓発に努める。

ア 企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、資料・情報の提供、企業等の管理者を対象とした講演会の開催等啓発を行う。

イ マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

### 4 県民に対する人権啓発の推進

#### (1)現状と課題

依然として日常生活の中で様々な人権侵害があることから、県民一人一人の人権意識を高める必要がある。

#### (2)基本方針

広く県民に対しては、人権についての正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発を推進する。

ア マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や県民を対象とした人権講演会等の各種イベントの実施、啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

イ 県民一人一人の人権問題への関心と理解が深まるよう、広報・啓発の活動内容の一層の充実を図るとともに、法務局、市町村等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら啓発活動を進める。

### 5 インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

#### (1)現状と課題

高度情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォン等によるインターネットの利用は広く普及している。しかし、匿名性を悪用して、ネットいじめ、ヘイトスピーチ、障害者や同和問題等に関する差別的な書き込み等、他人を誹謗中傷する表現や不当な差別的取扱いを助長・誘発する表現、また様々な有害情報等のブログやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への掲示など、人権にかかわる深刻な問題が発生している。とりわけ、インターネット、SNS等の普及と拡大は、あらゆる人権課題において、人としての尊厳や社会生活を暴力的に侵害する状況を作り出してきており、人権をめぐる新たな危機への対応が必要となっている。

また、2018（平成30）年に実施した人権に関する県民アンケート調査でも、関心のある人権問題として、インターネットによる人権侵害が46.1%と、高い結果となっており、県民の関心の高さを示している。

#### (2)基本方針

インターネットによる人権侵害を防ぐために、児童生徒を含め県民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育・

啓発を行うとともに、トラブルへの対処のため相談窓口の活用を啓発する。

ア 有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るため、これらの有害情報を選別するフィルタリングシステムを各家庭において導入するなどの対策とともに、インターネット事業者において有害情報の送信を防止する措置などを講じるよう広報啓発に努める。

イ インターネット上における差別表現など人権を侵害する情報については、削除要請を行うなど関係機関との連携により適切に対応していく。

### 第3章 分野別人権施策の推進 (略)

### 第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進 (略)

### 第5章 人権施策推進に向けて

#### 1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

##### (1) 庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議」を設置し、庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

##### (2) 人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人一人が人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。

##### (3) 人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

##### (4) 職員に対する研修等の実施

県職員一人一人の人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を積極的に実施する。

#### 2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要である。

##### (1) 国との連携

国が実施する人権関係施策に協力するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

##### (2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

##### (3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOなどの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図るとともに、先進的な意見・情報等の聴取に努め、人権啓発の効果的な推進に努める。

#### 3 基本指針の見直し等

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化、人権に関する県民の意識を踏まえ、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

また、この基本指針に基づく施策の実施状況等については、各人権分野の有識者で構成する懇談会に報告して意見を求め、その結果を公表するとともに施策の更なる推進に反映するよう努める。

# 同和对策審議会答申（抄）

昭和40年8月11日  
内閣総理大臣あて  
同和对策審議会会長

## 前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることにした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人権尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

## 第1部 同和問題の認識

### 1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体の集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未開放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象になっているのである。

この「未開放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階



としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化なく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活を続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやがて同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行うようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、我が国経済の発展から取り残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、我が国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでもと残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観を超えた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様な形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の蔑称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から阻害されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべての差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、

心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別などである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち職業の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和对策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることも期待しがたいであろう。

# 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)(抄)

平成8年5月17日  
内閣総理大臣あて  
関係各大臣あて  
地域改善対策協議会

## 1 同和問題に関する基本認識

(略)

世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によつて、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足下とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決できるよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。

## 2 同和問題解決の取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯 (略)

(2) 現状と課題

① 現状 (略)

② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学の進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなおも存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

## 3 同和問題解決の展望

(1) これまでの対策の意義と評価 (略)

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法で期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

#### 4 今後の重点施策の方向

##### (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

###### ① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重して行くための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

###### ② 実施体制の整備と内容の創意工夫（略）

##### (2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化（略）

##### (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

###### ① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記で述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況などを踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

###### ② 工夫の方向（一部略）

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率を見ても全国平均と比べてなお較差が見られる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る

課題は今なお多く、較差の解消はある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることをかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所用の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取り組みが必要である。

(4) 今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取り組みが必要である。

② 行政の主体性の確立 (略)

③ 同和関係者の自立向上 (略)

④ えせ同和行為の排除 (略)

⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり (略)

(5) その他 (略)

# 部落差別の解消の推進に関する法律（抄）

平成 28 年 法律第 109 号  
施行日：平成 28 年 12 月 16 日

（目的）

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

以下（略）

# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

## <女子差別撤廃条約>

国連総会採択：1979年12月18日

日本批准：1985年6月25日

(略)

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものである（略）

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

### 第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれ定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締結国は次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部（略）

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

以下（略）



# 男女共同参画社会基本法（抄）

平成 11 年 法律第 78 号  
施行日：平成 11 年 6 月 23 日  
最終改正法施行日：平成 13 年 1 月 6 日

## （目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## （男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## （社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

## （政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## （国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## （国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。  
(略)

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(略)

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

以下（略）

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄） ＜DV防止法＞

平成13年 法律第31号  
施行日：平成13年10月13日  
最終改正施行日：令和6年4月1日

## 第1章 総則 (定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関

する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は

市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
  - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

- 第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

以下（略）

# 児童の権利に関する条約（抄）

## <子どもの権利条約>

国連総会採択：1989年11月20日  
日本批准：1994年4月22日

前文  
(略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族すべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであること、(略)

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」…(略)

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責



任、権利及び義務を尊重する。

#### 第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
  - 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。
- (略)

#### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

以下 (略)

# 児童福祉法(抄)

昭和22年 法律第164号

施行日：昭和22年12月12日

最終改正施行日：令和6年4月1日

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

3 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満1歳に満たない者

二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第5条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(略)

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

(略)

第10条の2 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

2 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 前条第1項第1号から第4号までに掲げる業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

(略)

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

(略)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合

的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

- 第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。
- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
  - 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
  - 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(略)

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第10項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第5項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

6 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの（次項及び第8項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

7 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

8 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

以下（略）

# 児童虐待の防止等に関する法律（抄）

平成 12 年 法律第 82 号  
施行日：平成 12 年 11 月 20 日  
最終改正施行日：令和 6 年 4 月 1 日

## （目的）

第 1 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## （児童虐待の定義）

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## （児童に対する虐待の禁止）

第 3 条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

## （国及び地方公共団体の責務等）

第 4 条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後 18 歳となった者に対する自立の支援を含む。第 3 項及び次条第 2 項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第 1 項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児

童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

- 第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
  - 3 第1項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
  - 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
  - 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

- 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
  - 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
  - 二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第33条第1項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
  - 二 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
  - 三 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第25条の8第3号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
  - 四 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第20項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第21項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求める日時

及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5第2項の規定を適用する。

(略)

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

- 4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

- 6 児童相談所長は、第4項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

7 都道府県は、保護者への指導（第2項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第11条第1項第2号2の規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行うため、同法第13条第5項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第8条の2第1項の規定による調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第9条の2第1項の規定による調査若しくは質問、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第33条第1項又は第2項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

(面会等の制限等)

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた



場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

(略)

(施設入所等の措置の解除等)

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を勘案しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(略)

(児童の人格の尊重等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

以下 (略)

# いじめ防止対策推進法（抄）

平成 25 年 法律第 71 号  
施行日：平成 25 年 9 月 28 日  
最終改正施行日：令和 6 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### （基本理念）

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （いじめの禁止）

第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### （国の責務）

第 5 条 国は、第 3 条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第 6 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （学校の設置者の責務）

第 7 条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(略)

## 第2章 いじめ防止基本方針等

(略)

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための

啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第 16 条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第 18 条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第 19 条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 6 号に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第 20 条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(略)

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(略)

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措

置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

以下（略）

附則

（略）

（検討）

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

以下（略）

# こども基本法（抄）

令和4年 法律第77号  
施行日：令和5年4月1日

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### （基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### （国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、



及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条第1項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第6条第1項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第7条第1項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

## 第2章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前2項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第12条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第2項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第14条 国は、前条第1項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第2項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第16条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第17条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第18条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第11条の3に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第19条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

以下（略）

# 老人福祉法(抄)

昭和38年 法律第133号

施行日：昭和38年7月11日

最終改正施行日：令和6年4月1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(老人の日及び老人週間)

第5条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

以下 (略)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

平成 17 年 法律第 124 号  
施行日：平成 18 年 4 月 1 日  
最終改正施行日：令和 4 年 6 月 17 日

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### （定義等）

第 2 条 この法律において「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第 5 項第 1 号の施設の業務に従事する者及び同項第 2 号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第 27 項に規定する介護老人福祉施設、同法第 28 項に規定する介護老人保健施設、同法第 29 項に規定する介護医療院若しくは同法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第 5 条の 2 第 1 項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業、同法第 14 項に規定する地域密着型サービス事業、同法第 24 項に規定する居宅介護支援事業、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業、同法第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同法第 16 項に規定する介護予防支援事業（以下「養

介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受け  
る高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届

出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

#### （居室の確保）

- 第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第22号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### （立入調査）

- 第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
  - 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- （略）

#### （面会の制限）

- 第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

#### （養護者の支援）

- 第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### （専門的に従事する職員の確保）

- 第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

#### （連携協力体制）

- 第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

以下（略）

# 障害者基本法（抄）

昭和45年 法律第84号  
施行日：昭和45年5月21日  
最終改正施行日：平成28年4月1日

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### （地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### （差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



(国際的協調)

第5条 第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第7条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第8条 国民は、基本原則にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第9条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第10条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置して

いる場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

(略)

(医療、介護等)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第1項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(略)

(教育)

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第17条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第18条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会を確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施

設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第19条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

以下 (略)

# 障害者の権利に関する条約（日本政府仮訳文）（抄）

2007年9月28日 署名

第1条（目的） この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第2条（定義） この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、触覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を確認し、享有し、又は行使することを害し、または妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

第3条（一般原則） この条約の原則は、次のとおりとする。

- a 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること。
- b 差別されないこと。
- c 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。
- d 人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。
- e 機会の均等
- f 施設及びサービスの利用を可能にすること。
- g 男女の平等
- h 障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること。

第4条（一般的義務） 締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- a この条約において認められ権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- b 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- c すべての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- d この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
- e 個人、団体又は民間企業による障害を理由とする差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

（略）

2 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成

するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用可能なものに影響を及ぼすものではない。

- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施に当たり、並びにその他の障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第5条（平等および差別されないこと）締約国は、すべての者が法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

- 2 締約国は、障害を理由とするあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

（略）

第8条（意識の向上）締約国は、次のことのため即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。

- a 障害者に関する社会全体（家族を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
  - b あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢を理由とするものを含む。）と戦うこと。
  - c 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
- 2 このため、1の措置には、次のことを含む。
    - a 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
      - i 障害者の権利に対する理解を育てること。
      - ii 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
      - iii 障害者の技術、価値及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
    - b 教育制度のすべての段階（幼児期からのすべての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。
    - c すべてのメディア機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。
    - d 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

（略）

第19条（自律した生活及び地域社会に受け入れられること）この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- a 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。
- b 地域社会における生活及び地域社会への受け入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害者が利用することができること。
- c 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者と平等に利用可能であり、

かつ、障害者のニーズに対応していること。

(略)

第 24 条(教育)締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

- a 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- b 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- c 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- a 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- b 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高くかつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
- c 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- d 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
- e 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

以下 (略)

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

平成 25 年 法律第 65 号  
施行日：平成 28 年 4 月 1 日  
最終改正施行日：令和 6 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(略)

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に



関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

- 第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。
- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

- 第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

- 第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

## 第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

- 第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

- 第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

- 第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

- 第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

以下（略）

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抄）

平成 28 年 法律第 68 号  
施行日：平成 28 年 6 月 3 日

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第 2 章 基本的施策

（相談体制の整備）

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第 6 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

以下（略）

# 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 ＜プロバイダ責任制限法＞（抄）

平成 13 年 法律第 137 号  
施行日：平成 14 年 5 月 27 日  
最終改正施行日：令和 5 年 6 月 14 日

## 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第 5 条第 3 項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備をいう。第 5 条第 2 項において同じ。）をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役務（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務をいう。第 5 条第 2 項において同じ。）をいう。同条第 3 項において同じ。）を提供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。
- 五 侵害情報 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。
- 六 発信者情報 氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。
- 七 開示関係役務提供者 第 5 条第 1 項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第 2 項に規定する関連電気通信役務提供者をいう。
- 八 発信者情報開示命令 第 8 条の規定による命令をいう。
- 九 発信者情報開示命令事件 発信者情報開示命令の申立てに係る事件をいう。

## 第 2 章 損害賠償責任の制限

（損害賠償責任の制限）

第 3 条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当すると

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

きでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めらるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から7日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（公職の候補者等に係る特例）

第4条 前条第2項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であって、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（以下この条において「特定文書図画」という。）に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）をいう。次号において同じ。）から、当該名誉を侵害したとする情報（以下この条において「名誉侵害情報」という。）、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨（以下この条において「名誉侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置（以下この条において「名誉侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から2日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

- 二 特定電気通信による情報であって、特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第142条の3第3項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下この号において同じ。）が同項又は同法第142条の5第1項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

### 第3章 発信者情報の開示請求等

（発信者情報の開示請求）

第5条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第15条第2項において同じ。）以外の発信者情報については第1号及び第2号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
  - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
  - 三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
    - イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。
    - ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。
      - (1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
      - (2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報
    - ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。
- 2 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。
- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
  - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章  
第10章  
参考資料

3 前2項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

（開示関係役務提供者の義務等）

第6条 開示関係役務提供者は、前条第1項又は第2項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならない。

2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取（当該発信者情報開示命令に係るものに限る。）において前条第1項又は第2項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 開示関係役務提供者は、第15条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。）を特定する目的以外に使用してはならない。

4 開示関係役務提供者は、前条第1項又は第2項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

（発信者情報の開示を受けた者の義務）

第7条 第5条第1項又は第2項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

#### 第4章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

（発信者情報開示命令）

第8条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第5条第1項又は第2項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

以下（略）



# 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（抄）

平成 15 年 法律第 111 号  
施行日：平成 16 年 7 月 16 日  
最終改正法施行日：令和 4 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）

第 3 条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 20 歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い）

第 4 条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

以下（略）

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

# 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 ＜LGBT理解増進法＞（抄）

令和5年 法律第68号  
施行日：令和5年6月23日

## （目的）

第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

## （基本理念）

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

## （国の役割）

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

## （地方公共団体の役割）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

## （事業主等の努力）

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第10条第3項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第7条 政府は、毎年1回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第8条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第9条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第10条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他

の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第11条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第12条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

以下 (略)

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

平成10年 法律第114号  
施行日：平成11年4月1日  
最終改正法施行日：令和6年4月1日

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

### （基本理念）

第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の

研究開発の推進及び当該医薬品の安定供給の確保、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

第5条 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(獣医師等の責務)

第5条の2 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。）は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

以下（略）

# ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（抄）

平成13年 法律第63号  
最終改正法施行日：平成18年2月10日

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和28年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成8年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

（趣旨）

第1条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号。以下「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和28年法律第214号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第1条の規定による廃止前のらい予防法（以下「旧らい予防法」という。）第11条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であって、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において生存しているもの
- 二 昭和20年8月15日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正11年勅令第521号）第1条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第2項の規定による廃止前の癩予防法（明治40年法律第11号）第3条第1項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和10年制令第4号）第5条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であって、施行日において生存しているもの（前号に掲げる者を除く。）

（補償金の支給）

第3条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

（略）

（名誉の回復等）

第11条 国は、ハンセン病の患者であった者等（第2条第2号に掲げる者を除く。次項において同じ。）について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

以下（略）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抄）

平成 20 年 法律第 82 号

施行日：平成 21 年 4 月 1 日

最終改正法施行日：令和 元年 11 月 22 日

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成 13 年 6 月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。同法に基づき、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ハンセン病患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この法律は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 16 条第 1 項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第 28 号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和 28 年法律第 214 号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。



(基本理念)

第3条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の意見の反映のための措置)

第6条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障 (略)

## 第3章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

(社会復帰の支援のための措置)

第14条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

(略)

(ハンセン病等に係る医療体制の整備)

第16条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第17条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことがで

きるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 名誉の回復及び死没者の追悼

第18条 国は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病の患者であった死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

以下（略）

# 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（抄）

平成 21 年 法律第 81 号  
施行日：平成 21 年 7 月 15 日  
最終改正施行日：令和 5 年 6 月 14 日

水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病は、八代海の沿岸地域及び阿賀野川の下流地域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともに、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けた。水俣病が、今日においても未曾有の公害とされ、我が国における公害問題の原点とされるゆえんである。

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての無理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

平成 16 年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

これまで水俣病問題については、平成 7 年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成 16 年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をこのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業者をいう。

2 この法律において「関係県」とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「補償法」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められた第二種地域のうち水俣病に係る地域（当該地域に係る第二種地域の指定が解除された場合を含む。以下「指定地域」という。）の属する県をいう。

3 この法律において「継続補償受給者」とは、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和 44 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項の認定を受けた者、補償法第 4 条第 2 項の認定を受けた者その他の関係事業者が排出したメチル水銀により健康被害を生じていると認められた者であって関係事業者との間で当該健康被害に係る継続的な補償のための給付（以下「補償給付」という。）を受け、その内容を含む協定その他の契約を締結しているものをいう。

4 この法律において「個別補償協定」とは、関係事業者が継続補償受給者との間で締結している協定その他の契約（当該継続補償受給者及びその親族に対する補償給付に関する条項に限る。）をいう。

5 この法律において「公的支援」とは、関係事業者に対し、水俣病に係る健康被害を受けた者に対する補償金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号）に基づく負担金の原資等として、地方公共団体又は環境省令で定める団体が行う融資をいう。

### （救済及び解決の原則）

第 3 条 この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたらしく救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われな

ればならない。

(国等の責務)

第4条 国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、前条の趣旨にのっとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたる限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない。

## 第2章 救済措置の方針等

(救済措置の方針)

第5条 政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給（以下「救済措置」という。）に関する方針を定め、公表するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 既に水俣病に係る補償又は救済を受けた者及び補償法第4条第2項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している者を救済措置の対象としない旨

二 四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いに関する事項

三 費用の負担その他の必要な措置に関する事項

3 第1項の方針のうち一時金の支給に関する部分については、関係事業者の同意を得るものとする。

4 政府は、関係事業者に対し、第1項の方針に基づき一時金を支給することを要請するものとする。

5 関係事業者は、前項の要請があった場合には、一時金を支給するものとする。

6 関係事業者は、前項の支給に関する事務を第17条第2項の指定支給法人に委託することができる。

7 関係県は、第1項の方針に基づき療養費及び療養手当を支給するものとする。

8 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

(水俣病被害者手帳)

第6条 政府は、前条第1項の方針において、同項及び同条第2項に定めるもののほか、関係県が水俣病にも見られる神経症状に係る医療を確保するためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めるものとする。

2 関係県は、前条第1項の方針に基づき水俣病被害者手帳の交付をした者に対して、療養費を支給するものとする。

3 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

## 第3章 水俣病問題の解決に向けた取組

第7条 政府、関係県（補償法第4条第3項の政令で定める市を含む。第3項において同じ。）及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。

一 救済措置を実施すること。

二 水俣病に係る補償法第4条第2項の認定等の申請に対する処分を促進すること。

三 水俣病に係る紛争を解決すること。

四 補償法に基づく水俣病に係る新規認定等を終了すること。

2 政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたる限りの救済を果たす見地から、相互に連携して、救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。

3 政府及び関係県は、救済措置及び水俣病問題の解決に向けた取組の周知に努めるものとする。

以下（略）

# 新潟水俣病地域福祉推進条例（抄）

平成 20 年条例第 38 号

新潟水俣病は、昭和電工株式会社鹿瀬工場から阿賀野川に排出されたメチル水銀を含む排水によって引き起こされた公害であり、第 2 の水俣病として昭和 40 年にその被害の発生が確認された。そして、新潟水俣病は、その流域に暮らす人々の生活基盤であった阿賀野川の環境を汚染したばかりでなく、人々の健康を損ない、尊い命をも奪った。さらには、新潟水俣病が発生した地域における人々の絆に深刻な影響を及ぼした。

そして今もなお、健康上の不安や経済的な不安を抱える人、いわれのない偏見や中傷に苦しむ人、その偏見や中傷をおそれ被害の声をあげることのできない人が存在する。

高度経済成長期において、我が国が豊かで快適な社会の実現を追求してきた一方で、全国の各地で様々な公害が発生し、それまでそれぞれの地域で平穏に暮らしてきた人々にとって予想もしなかった甚大な被害をもたらした。このような悲惨な事態に遭った人々を社会全体で支えていくべきであると私たちは考える。そして、新潟水俣病の被害者も高度経済成長期において私たちが豊かさや快適さを享受してきた一方で発生した公害の犠牲となった人々であることにかんがみれば、新潟水俣病の被害者を私たちが社会全体で支えていかなければならない。

ここに私たちは、新潟水俣病の被害者がこれまで抱えてきた痛みを真摯に向き合い、新潟水俣病の被害者を社会全体で支えとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを決意して、この条例を制定する。

## （目的）

第 1 条 この条例は、新潟水俣病患者の定義、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、新潟水俣病に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、新潟水俣病患者が社会的に認知されること及びその福祉の増進を図るとともに、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を促進し、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において「新潟水俣病患者」とは、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者をいう。

## （県の責務）

第 3 条 県は、新潟水俣病の被害者が、その正当な権利が尊重される地域社会において、安心して豊かな生活を営むことができるよう、新潟水俣病に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村が実施する新潟水俣病に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

## （県民の役割）

第 4 条 県民は、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病に起因して生じた問題によって得た教訓（以下「新潟水俣病の教訓」という。）を将来に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する新潟水俣病に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## （県の基本的施策）

第 5 条 県は、新潟水俣病患者の福祉の増進等を図るため、新潟水俣病患者の療養及び健康管理等に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とした手当の支給その他の新潟水俣病患者の心身の状況等に応じた保健及び福祉に関する必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和が図られるよう、新潟水俣病の被害者と地域住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章
- 第10章
- 参考資料
- 3 県は、県民が、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病の教訓を将来に伝えることができるよう、新潟水俣病に関する教育の推進及び啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う新潟水俣病の教訓を伝える活動その他の新潟水俣病に起因して生じた問題の解決のための活動が促進されるように努めるものとする。
  - 5 県は、第3項の教育の推進及び啓発活動の充実並びに前項の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、新潟県立環境と人間のふれあい館を活用した情報の発信その他の新潟水俣病に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

以下（略）

# 犯罪被害者等基本法（抄）

平成 16 年 法律第 161 号  
施行日：平成 17 年 4 月 1 日  
最終改正法施行日：平成 28 年 4 月 1 日

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。  
2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。  
3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第 3 条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。  
2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。  
3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(略)

## 第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。



(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

以下（略）

# アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）

平成31年 法律第16号

施行日：令和2年12月1日

最終改正施行日：令和4年6月17日

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

### （基本理念）

第3条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第4条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 国及び地方公共団体は、前2条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第6条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

第7条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

四 第10条第1項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第9項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県方針)

第8条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第10条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の目標に関する事項

二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針

三 前2号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

- 第1章
- 4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

以下（略）

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抄）

平成 14 年 法律第 105 号  
施行日：平成 14 年 8 月 7 日  
最終改正法施行日：平成 29 年 6 月 21 日

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

### （ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第 3 条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
  - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
  - 三 前 2 号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

### （ホームレスの自立への努力）

第 4 条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

### （国の責務）

第 5 条 国は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

### （地方公共団体の責務）

第 6 条 地方公共団体は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

### （国民の協力）

第 7 条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第2章 基本方針及び実施計画

(略)

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

## 第3章 財政上の措置等

(略)

## 第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して25年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

以下 (略)

# 新発田市同和行政年表

年度	国の動き	新潟県内の動き	新発田市の動き
1960 昭 35	同和对策審議会設置		
1961 昭 36	内閣総理大臣「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」を諮問		
1963 昭 38	同和地区全国基礎調査		
1965 昭 40	同和对策審議会「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」を答申（いわゆる「同対審答申」）		
1966 昭 41	同和对策協議会設置		
1967 昭 42	全国同和地区実態調査		
1968 昭 43		高田市に「生活を守る会」発足	
1969 昭 44	同和对策事業特別措置法施行（10か年限時法） 「同和对策長期計画」閣議了解	部落解放同盟高田支部結成 高田市 社会福祉事務所に同和对策の窓口設置	
1970 昭 45		糸魚川結婚差別事件 「新潟日報」部落差別記事事件 県 地方改善施設整備事業開始 新潟県同和对策連絡会議を設置	
1971 昭 46	全国同和地区調査	県教委「同和教育の手引き」発行開始 県教委 高等学校等教育奨学金給付要綱作成、実施	
1972 昭 47		柿崎中学校部落差別事件 県教委「同和教育関係資料」発行開始	
1973 昭 48		上越市「白山会館」開館 県教委「県同和教育の方針」作成 県 「同和对策長期総合計画の策定の概要」作成 上越市 総務部庶務課同和对策係設置	
1974 昭 49		部落解放同盟堀之内支部結成 県教委「学校における同和教育」発行	
1975 昭 50	全国同和地区調査		
1976 昭 51			同和地区の指定
1977 昭 52		部落解放同盟小千谷支部結成 差別演劇「A・B・O」事件	
1978 昭 53	同和对策事業特別措置法延長（3か年）	県教委「同和問題と同和教育」発行 神谷病院部落差別事件 県 同和教育推進協議会発足 県教委「同和教育基本方針」制定	住吉教育集会所建設
1979 昭 54			住吉教育集会所開設 社会福祉事務所に窓口設置 住吉教育集会所事業開始
1980 昭 55		県教委「同和教育一問一答集」発行 人権擁護委員同和問題研修教材「差別の悲しみ苦しみをなくすために」発行	教育委員会に社会教育指導員配置
1981 昭 56	同和对策協議会「今後における同和関係施策について」意見具申提出	県議会「同和对策の充実強化等に関する請願」採択	部落解放同盟新発田住吉支部結成 「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」に対する付帯決議の意見書 同和对策事業開始 新発田市同和教育基本方針
1982 昭 57	地域改善対策特別措置法施行（5か年限時法） 地域改善対策協議会設置		学校同和教育加配教諭配置 同和教育推進協議会設置 同和問題講演会 東岡山治、駒井明雄
1983 昭 58		部落解放同盟関川高田支部結成地域改善対策同和担当経営指導員設置	同和問題講演会 斎藤勉 啓発資料「同和問題」
1984 昭 59	地域改善対策協議会「今後における啓発活動のあり方について」意見具申提出	部落解放同盟湯ノ沢支部結成 部落解放同盟新潟県連結成 高校生ロック・バンド部落差別事件	雇用対策事業、不燃物収集業務委託開始 同和問題講演会 竹花源次郎、長谷川均、斎藤勉 啓発資料「同和問題に正しい理解を」

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# 新発田市同和行政年表

年度	国の動き	新潟県内の動き	新発田市の動き
1985 昭 60	地域啓発等実態把握調査	新潟市立明鏡高校教育差別事件 長岡駅部落差別落書事件 県教委「同和教育の実践」発行開始 「週報とおかまち」部落差別事件 部落解放新潟県共闘会議結成（県共闘）	新発田市共同作業場設置 「部落解放基本法制定に関する意見書」 同和問題講演会 申谷雄二 啓発資料「差別の構造と本質」
1986 昭 61	地域改善対策協議会「今後における地域改善対策について」意見具申提出	部落解放基本法制定要求新潟県実行委員会結成 県立新津高校、直江津高校生徒会機関誌差別事件	市立猿橋中学校 文部省同和教育研究指定校（2か年度） 部落解放第3回県研究集会 部落解放基本法制定要求市実行委員会結成 同和問題講演会 寺沢亮一、長谷川均 啓発資料「部落差別の歴史」
1987 昭 62	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行（5か年限時法） 地域改善対策協議会設置 地域改善啓発センター設立		同和問題講演会、今野敏彦 啓発資料「部落差別の歴史」改訂版
1988 昭 63		部落解放同盟中条支部結成 地域改善対策特別措置法に基づく中小企業振興資金借入申請の不受理取り消しを求める行政訴訟に原告側勝訴 県同和関係住民実態調査及び同和問題県民意識調査	市立住吉小学校 文部省同和教育研究指定校（2か年度） 県立豊栄高校奨学金差別事件 同和問題講演会 中山英一 啓発資料「差別をみつめてⅠ」
1989 平 1		小千谷西高校差別授業事件	「いのち・愛・人権」新発田展 田代正夫講演 同和問題講演会 中野陸夫 啓発資料「差別をみつめてⅡ」
1990 平 2		県教委同和問題に関する調査 新潟大学差別ベナント事件 「いのち・愛・人権」新潟県実行委員会結成	部落解放第7回県研究集会 同和問題講演会 泉十次 啓発資料「差別を見つめてⅢ」 「部落解放基本法の制定に関する意見書」
1991 平 3	地域改善対策協議会「今後の地域改善対策について」意見具申提出	県議会「同和問題解決のための何らかの法的措置に関する陳情書」採択 寺泊町公衆便所差別落書事件 「新潟真景」差別事件	部落解放同盟新発田住吉支部結成10周年記念集会 「新谷のり子インしばた」 同和問題講演会 高橋康雄 啓発資料「部落差別の歴史」改訂版Ⅱ
1992 平 4	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律施行（一部事業について法の5か年延長）	県教委「わたしとあなたのために今」発行 上越教育事務所指導主事差別講習事件 新潟県同和教育研究協議会結成（県同教）	市立七葉中学校 文部省同和教育研究指定校（2か年度） 新発田市結婚差別事件「橋のない川」上映会（部落解放基本法制定要求新発田市実行委員会） 同和問題講演会 林 力 啓発資料「差別を見つめてⅣ」「部落差別の歴史」改訂版Ⅲ 同和教育研究指定校 七葉中
1993 平 5	同和地区実態把握調査（地区概況調査、生活実態調査、意識調査）	上越市市長公室同和对策室設置	同和問題講座開講 中山英一、寺澤亮一、長谷川均 同和問題講演会 片岡明幸、佐藤泰治、田村正男 啓発資料「差別を見つめてⅤ」 同和問題市民意識調査 市同和对策委員会設置 同和教育研究指定校 七葉中、菅谷小 社会福祉事務所同和对策係設置 生涯教育課同和教育係設置
1994 平 6		部落解放同盟新潟県連合会結成10周年記念集会 県教委「わたしとあなたのために今Ⅱ」発行 六日町高校差別落書き事件 浄土真宗本願寺派組長会差別発言事件 津南高校教頭差別発言事件	西新発田駅部落差別落書事件 同和問題講座公開講演会 片岡明幸、申谷雄二 同和問題講演会 今野敏彦 同和問題市民意識調査報告書 同和問題市民意識調査報告書 同和問題講座 小・中学校 PTA・民生委員 啓発資料「同和問題を理解するために」 「部落解放基本法の今通常国会での制定を求める意見書」 同和教育研究指定校 佐々木中、菅谷小
1995 平 7			同和問題講座公開講演会 寺澤亮一 同和問題講演会 松本峰雄 部落解放第12回県研究集会 同和問題市民意識調査報告書増刷「同和問題を理解するために」 同和問題市民啓発広報（5回連載） 同和教育研究指定校 佐々木中、松浦小 総務課人権対策室設置 市庁舎前に啓発三角柱設置

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料



# 新発田市同和行政年表

年度	国の動き	新潟県内の動き	新発田市の動き
1996 平 8	地域改善対策協議会 「同和問題の基本解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申提出 人権擁護施策推進法（5か年限時法）	上越市「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」制定	啓発推進まちづくりモデル市町村事業 人権フェスティバル 永六輔講演 講師派遣事業 人権パネル展ほか 「人権尊重で明るい新発田市」刷子作成 新発田市隣保館建設 新発田市人権擁護都市宣言 「同和問題解決のための人権擁護都市宣言の決議を求める請願書」 人権擁護都市宣言に関する決議 部落解放第13回県研究会 同和問題市民啓発広報（6回連載） 同和問題P T A講座 東中学校学区 同和問題講座講演会 湯浅昭子 市長部落差別に関する問題発言 同和教育研究指定校川東中、松浦小 総務課人権擁護室に改称 政策課女性政策室設置
1997 平 9	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律施行（一部事業について法の5か年延長）		隣保館開館（4月） 人権教育総合推進事業 人権フェスティバル デーブ・スペクター講演 人権パネル展 講師派遣事業 「微笑みは新発田から」等刷子作成 同和問題講演会 林 力 第5回新潟県同和教育研究会 同和問題P T A講座 川東中学校区 同和問題講座講演会 中山英一 同和問題P T A講座 本丸中学校区 同和問題講座講演会 湯浅昭子 同和問題市民啓発広報（6回連載・特集） 同和教育研究指定校 川東中、竹俣小 核兵器廃絶平和都市宣言
1998 平 10		県福祉保健課人権啓発室設置 新潟県人権啓発フェスティバル 三条市須頃小学校教頭差別発言事件 県福祉保健部差別ポスター配布事件 県教委「わたしとあなたのために今Ⅲ」発行 「同和」問題に取り組む新潟県宗教教団連帯会議結成（新潟同宗連） 部落解放新潟県研究会実行委員会結成	人権教育推進市町村事業 人権フェスティバル 山城新伍講演 人権パネル展 講師派遣事業 第10回「いのち・愛・人権」展 同和問題P T A講座猿橋中学校区 同和問題P T A講座七葉中学校区 同和問題講座合同講演会矢野駒子 第1回隣保館まつり 同和問題市民啓発広報（6回連載・特集） 同和教育研究指定校 赤谷小、竹俣小
1999 平 11	人権擁護推進審議会 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申	県教委義務教育課「いじめ等対策・人権教育班」設置	人権教育推進市町村事業 人権フェスティバル おすぎ講演人権パネル展 講師派遣事業 第2回隣保館まつり（夏・秋） 同和問題P T A講座第一中学校区 同和問題P T A講座佐々木中学校区 同和問題講座合同講演会 長谷川きよ 同和問題市民啓発広報（6回連載・特集） 同和教育研究指定校車野小、赤谷小 市庁舎前に新啓発三角柱設置 隣保館背面に啓発看板設置 人権擁護室に女性政策係移管
2000 平 12	人権擁護推進審議会 「人権救済制度」の在り方に関する中間取りまとめ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制定	県同教「生きるⅢ」、「指導の手引き」発刊 長岡市「人権教育・啓発推進計画」策定	人権教育推進市町村事業 人権フェスティバル 大谷昭宏講演 人権パネル展 講師派遣事業 第3回隣保館まつり（夏・秋） 人権講演会 露の新治 人権と同和問題の市民意識調査 人権と同和問題市民意識調査結果報告書作成 同和問題P T A講座 川東中、東中学校区 同和問題講座合同講演会 渡辺秀明 同和教育研究指定校 車野小、七葉中 同和問題講演会 江嶋修作 同和問題市民啓発広報（6回連載・特集） 市施設用啓発懸垂幕作成 同和对策委員会、人権対策委員会に移行

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# 新発田市同和行政年表

年度	国の動き	新潟県内の動き	新発田市の動き
2001 平 13	人権擁護推進審議会「人権救済制度」の在り方についての答申を法務大臣に行う 「特別措置法」失効	全同対（全日本同和对策協議会）会長に 県福祉部保健部長笹川勝男氏就任 新潟県人権・同和センター設立	総合管理部人権擁護課に組織改正 人権教育推進市町村事業 人権フェスティバル 萩生田千津子講演 人権パネル展 講師派遣事業 第4回隣保館まつり（夏） 同和問題講演会 松村智広 同和問題P T A講座 本丸中、七葉中学校区 同和問題講座合同講演会 麻田秀潤 同和教育研究指定校 佐々木小、七葉中 同和問題市民啓発広報（6回連載・特集） 啓発資料「同和問題を理解するために」 部落解放第18回県研究集会 新発田住吉支部結成20周年記念集会 中央公園駐車場啓発四角柱設置
2002 平 14		部落解放同盟新潟県連合会下越地区連絡 会結成 上越市「人権を尊び部落差別などあらゆる 差別をなくし明るい上越市を築く総合 計画」策定	人権教育推進市町村事業 マナビイ・人権フェスティバル2002 願児我楽夢トーク&コンサート 人権パネル展 講師派遣事業 第5回隣保館まつり（夏・秋） 同和問題講演会 中山英一 同和問題P T A講座 猿橋中、佐々木中学校区 同和問題講座合同講演会 長谷川 均 同和教育研究指定校 佐々木小、米倉小 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権・同和問題講演会 清原隆宣 「新発田市人権擁護推進計画」策定 「しばた男女共同参画推進プラン」策定
2003 平 15		中条町「人権問題に関する町民意識調査」	豊浦町と合併（7月7日） 人権教育推進市町村事業 マナビイ・人権フェスティバル2003 梅原司平トーク&コンサート 人権パネル展 講師派遣事業 同和問題P T A講座 第一中、東中学校区 同和教育研究指定校 第一中、米倉小 同和問題講座合同講演会 中村忠雄 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 第6回隣保館まつり（夏・秋） 同和問題講座 川元祥一 人権・同和問題講演会 北口末広 人権啓発講座
2004 平 16		新潟県「新潟県人権教育・啓発推進基本 指針」策定 新潟市「人権教育・啓発推進計画」策定 関川村「人権に関する意識調査」実施 新規高卒者全国統一応募用紙不使用問題 （新発田市ほか）	人権教育推進事業 マナビイ・人権フェスティバル2004 ピーター・フランクル講演 人権パネル展 講師派 遣事業 同和問題P T A講座 本丸中学校区、川東中学校区 同和問題講座合同講演会 森井正俊 同和教育研究指定校 中浦小、第一中 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 第7回隣保館まつり（夏） 人権・同和問題講演会 友永健三 同和問題講座 川元祥一 人権啓発講座 生活実態調査方策検討 「人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意 見書」
2005 平 17		兵庫県行政書士による戸籍謄本等不正取 得事件発覚（新潟市・新発田市）	紫雲寺町・加治川村と合併（5月1日） 総務部「人権啓発課」に組織改正 マナビイ・人権フェスティバル2005 落合恵子講演 人権パネル展 講師派遣事業 同和問題P T A講座 豊浦中学校区、七葉中学校区 同和問題講座合同講演会 中村忠雄 同和教育研究指定校 中浦小、猿橋小 第8回隣保館まつり（夏） 人権啓発講座 生活実態調査 第13回新潟県同和教育研究集会 部落解放第22回県研究集会 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権・同和問題講演会 外川正明（2月24日） 人権・同和問題講演会 川口泰司（3月8日）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# 新発田市同和行政年表

年度	国の動き	新潟県内の動き	新発田市の動き
2006 平 18		胎内市「人権教育・啓発推進計画」策定	第9回隣保館まつり 人権・同和問題講演会 江嶋修作（8月25日） マナビイ・人権フェスティバル2006 露の新治講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 同和問題PTA講座 猿橋中学校区、加治川中学校区 同和問題PTA講座合同講演会 江嶋修作 同和教育研究指定校 猿橋小、猿橋中 人権・同和問題講演会 川口泰司（10月3日） 紫雲寺庁舎 啓発看板設置 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権・同和問題講演会（企業）江嶋修作（2月16日） 市民意識調査
2007 平 19		三重県行政書士による戸籍謄本等不正取得事件発覚（新潟市・長岡市・柏崎市・阿賀野市） 上越市「第二次人権総合計画」策定 糸魚川市「人権教育・啓発推進基本指針」策定	第10回隣保館まつり 人権・同和教育シンポジウム（8月22日） 松村智広、江嶋修作、和泉宏行、五十嵐美代子 マナビイ・人権フェスティバル2007 河野義行講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 同和問題PTA講座 第一中学校区、佐々木中学校区 同和教育研究指定校 猿橋中、外ヶ輪小 人権・同和問題講演会 和田献一（10月16日） 新谷のり子トーク アンド コンサート 人権・同和問題講演会 中尾由喜雄（2月22日） 隣保館10周年記念式典（2月23日） 記念講演 中尾由喜雄 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 加治川庁舎 啓発看板設置 「しばた男女共同参画推進プラン」（第2次）策定 新発田市人権啓発推進計画策定
2008 平 20		長岡市「人権に関する市民意識調査」 佐渡市「人権教育・啓発推進計画」策定	第11回隣保館まつり 人権・同和問題講演会 森口健司（8月21日） マナビイ・人権フェスティバル2008 石井火砂子講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 同和問題PTA講座 本丸中学校区、川東中学校区 同和教育研究指定校 猿橋小、加治川中 人権・同和問題研修会 中尾由喜雄（10月8日） 人権・同和問題講演会 北川亮祐（10月15日） 人権講座 お笑い集団NAMARA（11月20日） 人権コンサート 酒坂井ファミリー、奏夢（11月29日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集）
2009 平 21		柏崎市「人権に関する市民意識調査」 上越地区同和教育研究協議会結成（12月）	新発田市人権啓発推進計画 実施計画策定開始 第12回隣保館まつり 人権・同和問題講演会 平井 明（8月11日） しばた人権フェスティバル2009 冢田莊子講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 同和問題PTA講座 東中学校区、紫雲寺中学校区 同和教育研究指定校 七葉小、加治川中 企業向け人権研修会 相田一紀（8月6日） 人権・同和問題講演会 中倉茂樹（10月15日） 人権・同和問題講演会 塩谷秀見（11月18日） 人権啓発講座 趙 博（11月28日） 新発田市同和教育研究協議会結成（12月） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発推進計画ダイジェスト版全戸配布
2010 平 22		部落解放研究第43回全国集会（新潟市） 妙高市「人権教育・啓発推進基本指針」策定	第13回隣保館まつり 人権・同和問題講演会 林 力（6月22日） しばた人権フェスティバル2010 辛淑玉講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 同和問題PTA講座 七葉中学校区、猿橋中学校区 同和教育研究指定校 紫雲寺小、七葉小 同和問題講演会 露の新治（7月23日） 企業向け人権研修会 新沢敏昭（9月6日） 人権・同和問題講演会 炭谷 茂（10月8日） 人権・同和問題研修会 川崎正明（5月20日） 人権啓発講座 露の団六（11月18日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布 核兵器廃絶平和推進基本条例

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# 新発田市同和行政年表

年度	国の動き	新潟県内の動き	新発田市の動き
2011 平 23		東京都司法書士等による組織的な戸籍謄本等不正取得事件発覚（県内 10 市町村） 村上市「人権に関する市民意識調査」 胎内市「人権に関する市民意識調査」 新潟市同和教育研究協議会結成（7月） 関川村「人権教育・啓発推進計画」策定	第 14 回隣保館まつり 人権・同和問題講演会 大湾 昇（6月24日） しばた人権フェスティバル 2011 香山リカ講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 同和問題 P T A 講座 佐々木中学校区、加治川中学校区 同和教育研究指定校 紫雲寺小、東中 企業向け人権研修会 荻原 剛（9月5日） 人権・同和問題講演会 塩谷幸子（10月7日） 人権・同和問題講演会 露の新治（10月11日） 人権・同和問題講演会 中尾由喜雄（2月21日） 人権啓発講座 桂 七福（11月17日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布 市民意識調査 「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」採択
2012 平 24		柏崎市「人権教育・啓発推進基本指針」策定	第 15 回隣保館まつり 新発田市保育研究会研修会 寺尾ちはる（4月21日） 本人通知制度研修 荒木幸雄・片岡明幸（4月27日） 人権・同和問題講演会 松村元樹（6月27日） しばた人権フェスティバル 2012 蟹瀬誠一、人権パネル展示、隣保館作品展示 同和問題 P T A 講座 第一中学校区、川東中学校区 同和教育研究指定校 天王小、東中 企業向け人権研修会 平田 昭 人権・同和問題講演会 中尾由喜雄（10月18日） 人権・同和問題講演会 露の新治（11月15日） 人権ふれあい講座 河田瑠子（12月6日） 人権啓発講座 ダイアン吉日（11月8日） 部落解放第 29 回県研究集会（9月30日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集 2 回） 人権啓発リーフレット全戸配布（市民意識調査概要）
2013 平 25		上越市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（8月1日） 長岡市同和教育研究協議会結成（12月）	第 16 回隣保館まつり 人権・同和問題講演会 高木和久（6月26日） しばた人権フェスティバル 2012 村崎太郎講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 人権啓発課に電話で同和地区の間合せ（8月2日） 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度導入（10月1日） 差別のない人権が尊重されるまちづくり条例施行（11月1日） 同和問題 P T A 講座 本丸中学校区、東中学校区 同和教育研究指定校 天王小、東豊小 企業向け人権研修会 内海義春（9月5日） 人権・同和問題講演会 塩屋秀見（10月12日） 人権啓発講座 洪井保之・高橋なんぐ（11月13日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布 新発田市人権教育・啓発推進計画策定
2014 平 26		糸魚川市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（4月1日） 妙高市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（4月1日） 胎内市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（4月1日） 聖籠町「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（8月1日） 村上市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（8月1日） 関川村「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（3月1日） 魚沼市「人権教育・啓発推進計画」策定 村上市「人権教育・啓発推進計画」策定	第 17 回隣保館まつり 人権・同和問題講演会 星沢重幸（6月25日） しばた人権フェスティバル 2014 坂東真理子講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 同和問題 P T A 講座 七葉中学校区、紫雲寺中学校区 同和教育研究指定校 東豊小、本丸中 文部科学省研究指定校 七葉小 企業向け人権研修会 藤野 豊（9月5日） 人権・同和問題講演会 露の新治（9月22日） 人権啓発講座 鈴木君代（11月6日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布 「ヘイトスピーチ対策に係る法整備を求める意見書」（3月25日）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# 新発田市同和行政年表

年度	国の動き	新潟県内の動き	新発田市の動き
2015 平 27		阿賀野市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（4月1日） 長岡市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（12月1日） 柏崎市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（2月1日） 魚沼市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（2月1日） 南魚沼市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（2月1日） 十日町市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（3月1日）	第18回隣保館まつり 第1回新発田市同和教育研究会 同和問題シンポジウム 江嶋修作ほか（7月30日） しばた人権フェスティバル2015 池田清彦・清美講演 人権パネル展示 隣保館作品展示 同和問題PTA講座 猿橋中学校区、豊浦中学校区 同和教育研究指定校 本丸中、本田小 文部科学省研究指定校 七葉小 企業向け人権研修会 野口晃嗣（9月7日） 人権啓発講座 桂こけ枝（11月11日） 人権講演会 鈴木君代（12月12日） 人権講演会 露の新治（2月21日） 人権・同和問題講演会 塩屋秀見（2月26日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット「みんなで考える人権」全戸配布
2016 平 28	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行（12月16日） 「障害者差別解消法」施行（4月1日） 「ヘイトスピーチ解消法」施行（6月3日）	小千谷市「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」導入（11月1日） 弥彦村「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（1月1日） 見附市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（1月4日） 五泉市「人権問題に関する市民意識調査」 阿賀野市「人権に関する市民意識調査」	第19回隣保館まつり 第2回新発田市同和教育研究会 人権・同和問題講演会 楠原彰（7月28日） トークセッション 濱田浩昭、長谷川サナエ、渡邊幸太、平山直子 しばた人権フェスティバル2016 松村智広 人権パネル展示 同和問題PTA講座 佐々木中学校区、加治川中学校区 同和教育研究指定校 本田小、加治川 小企業向け人権研修会 西谷隆行（9月5日） 人権啓発講座 映画（11月10日） 「徘徊ママリン 87歳の夏」 人権講演会 桂こけ枝（11月14日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット「みんなで考える人権」全戸配布
2017 平 29		佐渡市「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」導入（4月1日） 湯沢町「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（10月1日） 新潟市「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」導入（3月1日） 燕市「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（3月15日）	第20回隣保館まつり 第3回新発田市同和教育研究会 森口健司（8月1日） 企業向け人権講演会 岡内伸二（9月5日） 2017しばた人権フェスティバル 妻尚中講演 人権パネル展示 人権・同和問題講演会 菅森直子（11月13日） 人権啓発講座 映画「あん」上映会（11月14日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布「みんなで考える人権」 市民意識調査
2018 平 30		津南町「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（4月1日） 五泉市「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」導入（12月1日） 三条市「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」導入（3月1日）	第21回隣保館まつり 第4回新発田市同和教育研究会 川口泰司（8月8日） 企業向け人権講演会 藤重雅哉（9月5日） 2018しばた人権フェスティバル 雨宮処涼講演 人権パネル展示 同和問題PTA講座 本丸中学校区、東中学校区 同和教育研究指定校 紫雲寺中、二葉小 人権・同和問題講演会 佐々木勇一（11月12日） 人権啓発講座 板垣淑子（11月22日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布 新発田市人権教育・啓発推進計画改定
2019 令 1	「アイヌ施策推進法」施行（5月24日）	阿賀町「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（7月） 田上町「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（10月1日） 粟島浦村「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（10月1日）	第22回隣保館まつり 第5回新発田市同和教育研究会 松村智広（8月1日） 企業向け人権講演会 伊藤敏之（9月2日） 2019しばた人権フェスティバル 川口泰司講演 人権パネル展示 同和問題PTA講座 川東中学校区、七葉中学校区 同和教育研究指定校 二葉小、川東小 人権・同和問題講演会 坂田かおり（11月18日） 人権啓発講座 石山春平・石山絹子・藤野豊対談（11月21日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

# 新発田市同和行政年表

年度	国の動き	新潟県内の動き	新発田市の動き
2020 令2		出雲崎町「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（4月1日） 刈羽村「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」導入（4月1日）	第6回新発田市同和教育研究会 宮川 綾（8月6日） 企業向け人権講演会 荻島 隆（9月29日） 2020 しばた人権フェスティバル 森光玲雄講演 人権パネル展示 同和問題P T A講座 猿橋中学校区、紫雲寺中学校区 同和教育研究指定校 川東小、藤塚小 人権・同和問題講演会 中倉茂樹（11月19日） 人権啓発講座 渡辺一史（11月17日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布
2021 令3		加茂市「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」導入（9月）	第7回新発田市同和教育研究会 中本佳代子（8月24日） 企業向け人権講演会 岡内伸二（8月26日） 2021 しばた人権フェスティバル 小笠原悦子講演 人権パネル展示 同和問題P T A講座 第一中学校区、佐々木中学校区 同和教育研究指定校 藤塚小、佐々木中 人権・同和問題講演会 碓井真史（11月19日） 人権啓発講座 山崎総一郎（11月11日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布 「他人ごとではなく、自分ごとへ」 「人権三法」「本人通知制度へ登録を」 市長、教育長、議長の3者により新潟地方務局新発田支局へ「インターネット上における人権侵害事象に関する要請書」を提出
2022 令4			第8回新発田市同和教育研究会 宮崎 保（8月25日） 企業向け人権講演会 関根昭之（8月26日） 2022 しばた人権フェスティバル 江嶋修作講演 人権パネル展示 同和問題P T A講座 豊浦中学校区、加治川中学校区 同和教育研究指定校 佐々木中、紫雲寺小 人権・同和問題講演会 前田葉子（11月17日） 人権啓発講座 井浦綾香（11月11日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布 市民意識調査
2023 令5	「LGBT 理解増進法」施行（6月23日）	村上市同和教育研究協議会結成（2月）	第9回新発田市同和教育研究会 藤野 豊（8月23日） 企業向け人権講演会 竹内 良（8月24日） 2023 しばた人権フェスティバル 藪本雅子講演 人権パネル展示 同和問題P T A講座 本丸中学校区、紫雲寺中学校区 同和教育研究指定校 紫雲寺小、豊浦中 人権・同和問題講演会 宮崎 保（11月17日） 人権啓発講座 宮口幸治（11月12日） 市民啓発広報 （人権・同和問題を考えよう、6回連載・特集） 人権啓発リーフレット全戸配布 新発田市人権教育・啓発推進計画改定

# 新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例

平成 25 年 条例第 46 号

施行日：平成 25 年 11 月 1 日

最終改正施行日：令和 2 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この条例は、全ての国民に法の下での平等その他基本的人権の享有を保障する日本国憲法、世界人権宣言、同和対策審議会答申（昭和 40 年 8 月 11 日）の精神及び人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）の理念にのっとり、部落差別問題及び女性、子ども、高齢者、障がい者等の人権問題に関する施策を推進し、人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(令和 2 条例 9 ・ 一部改正)

## (市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市の行政事務のあらゆる分野での人権尊重の環境づくり並びに学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じての人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するに当たっては、市民をはじめ、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

## (市民の責務)

第 3 条 市民は、部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害行為を行ってはならない。

2 市民は、市民相互の基本的人権を尊重するとともに、自ら人権意識を高揚させ、及び人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(令和 2 条例 9 ・ 一部改正)

## (人権侵害行為への措置)

第 4 条 市は、市民の関わる人権侵害行為があったと相当程度認められるときは、当該関係する市民に対し、人権侵害の救済その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、必要に応じ、関係機関等の協力を得るものとする。

## (総合的な計画の策定)

第 5 条 市は、人権施策を推進するための総合的な計画を策定するものとする。

## (実態調査等の実施)

第 6 条 市は、人権施策の効果的な実施のため、必要に応じ、実態調査又は意識調査を行うものとする。

## (教育及び啓発活動の推進)

第 7 条 市は、国、県及び関係団体と連携し、人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

## (推進体制の整備)

第 8 条 市は、この条例に基づく諸施策を効果的に推進するため、庁内の推進体制の整備を行うものとする。

## (審議会の設置)

第 9 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新発田市人権のまちづくり審議会を置く。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 この条例は、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する法律が制定された場合は、見直しを行うものとする。

附 則 (令和 2 年条例第 9 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



# 新発田市人権のまちづくり審議会規則

平成 25 年 規則第 62 号  
施行日：平成 25 年 11 月 1 日  
最終改正施行日：令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例（平成 25 年新発田市条例第 46 号）第 10 条の規定により設置する新発田市人権のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令和 2 規則 9 ・ 一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、人権のまちづくりに関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権のまちづくりに関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関・団体の職員又は構成員
- (3) 学校教育関係者
- (4) 地域住民の代表

(平成 27 規則 57 ・ 一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会には、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会長は、4 人以上の委員から会議の招集の請求があったときは、会議を招集するものとする。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

参考資料

第8条 審議会は、所掌事項に係る特定の事項の調査及び審議をするため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 専門委員は、学識経験者、学校教育関係者その他市長が適当と認める者の中から市長が任命する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(平成28規則88・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権啓発課において処理する。

(平成28規則88・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(平成28規則88・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(令和元規則23・旧附則・一部改正)

(委員の任期の特例)

2 第5条本文の規定にかかわらず、令和元年10月31日に委員である者の委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(令和元規則23・追加)

附 則 (平成27年規則第57号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市人権のまちづくり審議会規則の規定は、平成27年11月1日から適用する。

附 則 (平成28年規則第88号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市人権のまちづくり審議会規則の規定は、令和元年10月31日から適用する。

附 則 (令和2年規則第9号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 新発田市人権のまちづくり審議会委員名簿

期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

No.	委員区分	氏名	備考
1	第1号委員 学識経験者	◎藤野 豊	元敬和学園大学教授
2		渡部 良一	隣保館運営審議会委員長
3		小池 庸子	同和教育推進協議会長
4	第2号委員 関係機関・団体の 職員又は構成員	伊東 雅之	新発田公共職業安定所長
5		大川原 さとみ	新発田人権擁護委員
6		樺沢 浩	社会福祉法人のぞみの家福祉会
7	第3号委員 学校教育関係者	五十嵐 美代子	猿橋中学校教諭
8		本間 裕	住吉小学校教諭
9		藤田 拓也	住吉小学校教諭
10		道平 優紀	七葉小学校教諭
11	第4号委員 地域住民の代表	下村 昌子	新発田地区更生保護女性会
12		○長谷川 サナエ	部落解放同盟新発田住吉支部長
13		寺尾 ちはる	元保育園長

◎会長 ○副会長

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料

## 新発田市人権教育・啓発推進計画策定の経緯

年 月	経 緯
2003年（平成15）3月	「新発田市人権擁護推進計画」策定
2006年（平成18）12月	「人権問題に関する市民意識調査」実施
2008年（平成20）3月	「新発田市人権啓発推進計画」策定
2011年（平成23）12月	「人権問題に関する市民意識調査」実施
2014年（平成26）3月	「新発田市人権教育・啓発推進計画」に名称変更
2017年（平成29）6月	「人権問題に関する市民意識調査」実施
2019年（平成31）3月	「新発田市人権教育・啓発推進計画」改定
2022年（令和4）6月	「人権問題に関する市民意識調査」実施
2024年（令和6）3月	「新発田市人権教育・啓発推進計画」改定

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

参考資料



## 新発田市人権教育・啓発推進計画

2024年（令和6年）3月発行

編集・発行／新発田市 人権啓発課

新発田市教育委員会 学校教育課

〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

TEL 0254-22-3030（代表）